

# 集客施設等における噴火時等の 避難確保計画作成の取組事例集（案）



令和 2 年 3 月  
内閣府（防災担当）

# 目次

1. 本事例集について . . . . .	3
2. 対象施設・地区について . . . . .	4
3. 【事例1】 宿泊施設 . . . . . (民宿)	5
4. 【事例2】 屋外活動施設 . . . . . (ロープウェイ、スキー場及び関連施設)	7
5. 【事例3】 屋外活動施設・滞在施設 . . . . . (牧場及び関連施設)	9
6. 【事例4】 社会福祉施設 . . . . . (特別養護老人ホーム)	12

## < 参考 >

- (参考1) 宿泊施設の避難確保計画 (地区一体)
- (参考2) 屋外活動施設の避難確保計画 (地区一体)
- (参考3) 屋外活動施設の避難確保計画 (単体施設)
- (参考4) 社会福祉施設の避難確保計画 (単体施設)

# 1. 本事例集について

## はじめに ～活火山法改正の背景と概要～

御嶽山の噴火の教訓等により、登山者や旅行者等を含めた一連の警戒避難体制の整備に関する対策の充実が図られることとなりました。

活火山法の改正に基づき、**地域防災計画で避難促進施設に指定された施設には、次のことが義務付けられています。**

- ①避難確保計画の作成
- ②市町村長への報告
- ③避難訓練の実施
- ④避難訓練への参加

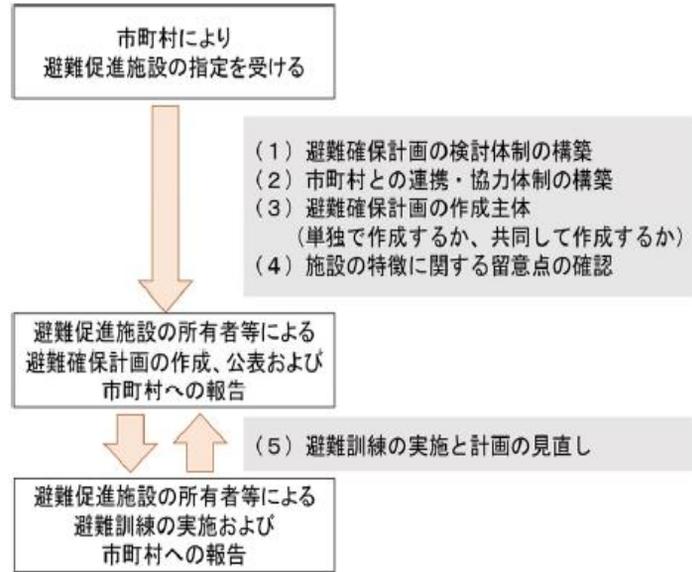
### 避難確保計画策定の義務付け

市町村により避難促進施設の指定を受けた場合、避難促進施設の**所有者等は避難確保計画を作成、公表し、市町村への報告**を行います。

避難確保計画では次の事項を記載します。

- ①避難促進施設の**防災体制**に関する事項
- ②避難促進施設を利用している者の**避難の誘導**に関する事項
- ③**避難訓練及び防災教育**の実施に関する事項
- ④避難促進施設を利用している者の**円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な措置に関する事項

上記の計画に基づき、避難促進施設の所有者等による**避難訓練の実施及び市町村への報告**を行います。



### 本事例集作成に関する経緯と概要

避難確保計画を作成するに当たり直面するさまざまな課題に対して、全国の施設の参考となるように、**具体的な検討内容や作成した計画を取り上げた事例集**を作成しました。（下表の赤字が本事例で紹介する施設）

作成に当たっては、施設管理者、関係行政機関（市町村、都県の防災担当部局、内閣府（防災担当））等が一堂に会し、火山ハザードの影響を受ける施設の特徴や実情を考慮した避難確保計画について議論を重ねました。

次ページ以降では、各施設の避難確保計画作成上の課題や作成までのスケジュール、施設への支援や検討の流れをまとめています。

グループ	施設例
交通関係施設	ロープウェイの停留場、鉄道駅 等
宿泊施設	ホテル、旅館、山小屋、 <b>民宿</b> 等
屋外活動施設	キャンプ場、 <b>スキー場</b> 、動物園 等
短時間滞在施設	観光案内所、飲食店、 <b>牧場</b> 等
医療機関	病院、診療所 等
要配慮者利用施設	保育園、小中学校、 <b>老人福祉施設</b>

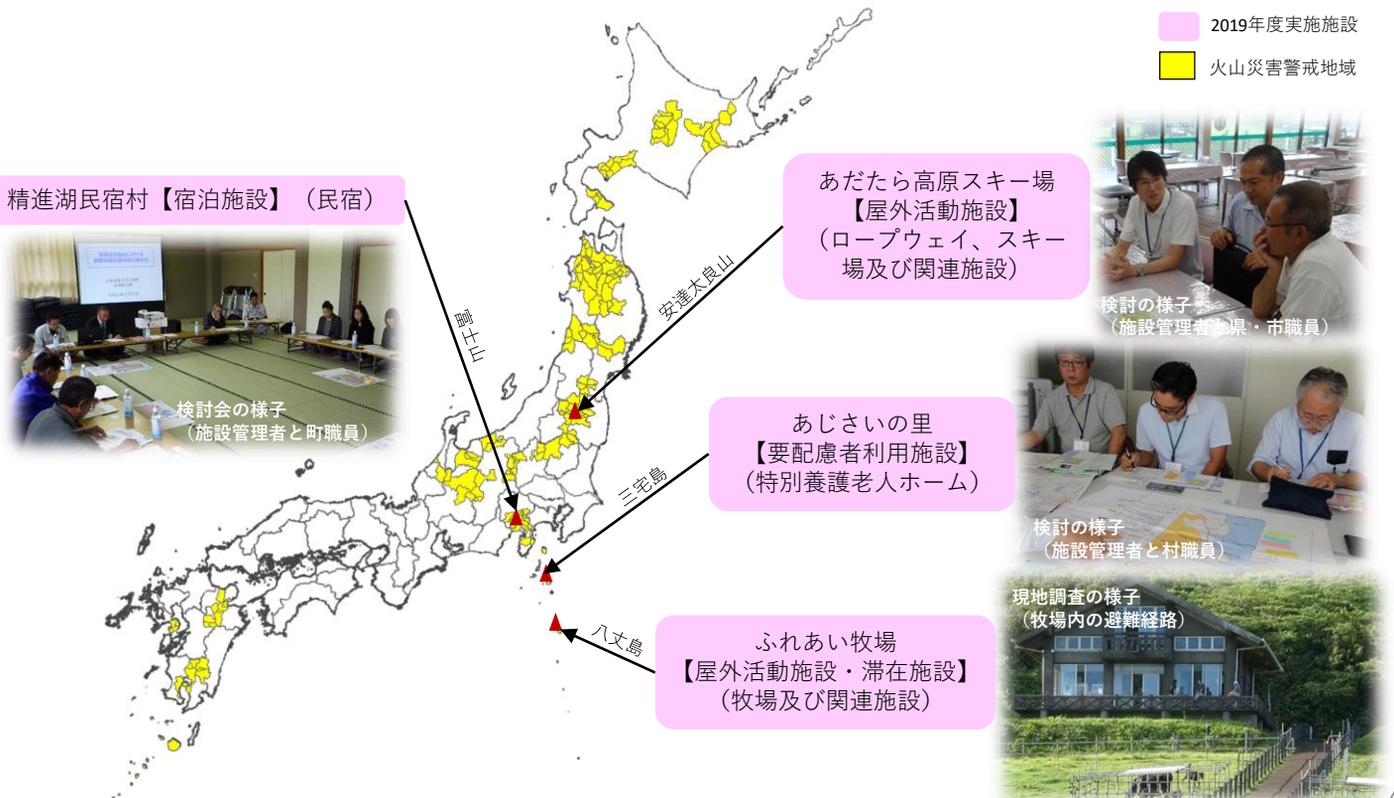
なお、施設の立地や従業員等の業務状況等によって、噴火時等に行うべき防災対応は異なりますので、事例集を参考にする場合には注意してください。

## 2. 対象施設・地区について

### 対象施設・地区の概要

本事例集は、下表の施設や地区に係る関係者の方々にご協力をいただき、施設管理者等や都県、市町村が一堂に会して、避難確保計画の作成に向けて検討し、その内容を取りまとめたものです。避難確保計画の作成にあたっては、市町村により避難促進施設の指定を受けた施設に、それぞれ影響する火山現象や利用者数、施設の規模等の特徴や実情を考慮する必要があります。

施設名 (影響を受ける火山)	施設種別	避難対象者 (最大人数)	影響する 主な火山現象	課題
精進湖民宿組合 (富士山)	宿泊施設 (民宿)	従業員又は 管理者34人 最大利用者312人	大きな噴石、 溶岩流	○従業員が少ない民宿で、多数の宿泊客を 避難誘導する方法 ○外国人の宿泊客に対し、噴火時等に情報 提供や避難誘導をする方法 <b>【事例1】</b>
あだたら高原 スキー場 (安達太良山)	屋外活動施設 (ロープウェイ、 スキー場及び 関連施設)	従業員又は 管理者52人 最大利用者1,000人	大きな噴石、 融雪型火山泥流	○時期により登山客やスキー客など、避難 誘導を行う施設やエリア、職員体制が異 なる場合の計画の作成方法 ○同一火山に同種施設が複数ある場合に、 効率的に計画を作成する方法 <b>【事例2】</b>
八丈富士牧野 ふれあい牧場 (八丈島)	屋外活動施設・ 滞在施設(牧場 及び関連施設)	最大利用者30人	大きな噴石、 溶岩流、 火砕流・火砕サージ、 火山ガス、 降灰後土石流	○山頂噴火や山腹噴火が想定されているな かで適切な避難経路を選定して避難誘導 を行う方法 ○少ない従業員で、不特定多数の利用者 に対して情報提供や避難誘導を行う方法 <b>【事例3】</b>
あじさいの里 (三宅島)	要配慮者 利用施設 (特別養護 老人ホーム)	従業員65人 入所者数55人 デイサービス25人	大きな噴石、 溶岩流、 火砕流・火砕サージ、 火山ガス、 降灰後土石流	○保有する車両が限られているなかで利用 者を早期に避難所へ移送する方法 ○噴火時等は、利用者の家族等から問い合 わせが集中することが予想される場合の 対応方法 <b>【事例4】</b>



# 3. 【事例1】宿泊施設（民宿）



「精進湖民宿組合」  
宿泊施設

## 施設概要

- ◇富士山の想定火口に近い宿泊施設である。第2次避難対象エリアに位置しており、噴火警戒レベル4（避難準備）の場合に宿泊者の避難が必要になる。
- ◇施設数：10施設  
従業員又は管理者数：各施設2～5名  
最大利用者数：約300名（地区全体）
- ◇噴火警戒レベルと避難対応の目安  
レベル2（火口周辺規制）：範囲外  
レベル3（入山規制）：範囲外  
レベル4（避難準備）：範囲内  
レベル5（避難）：範囲内

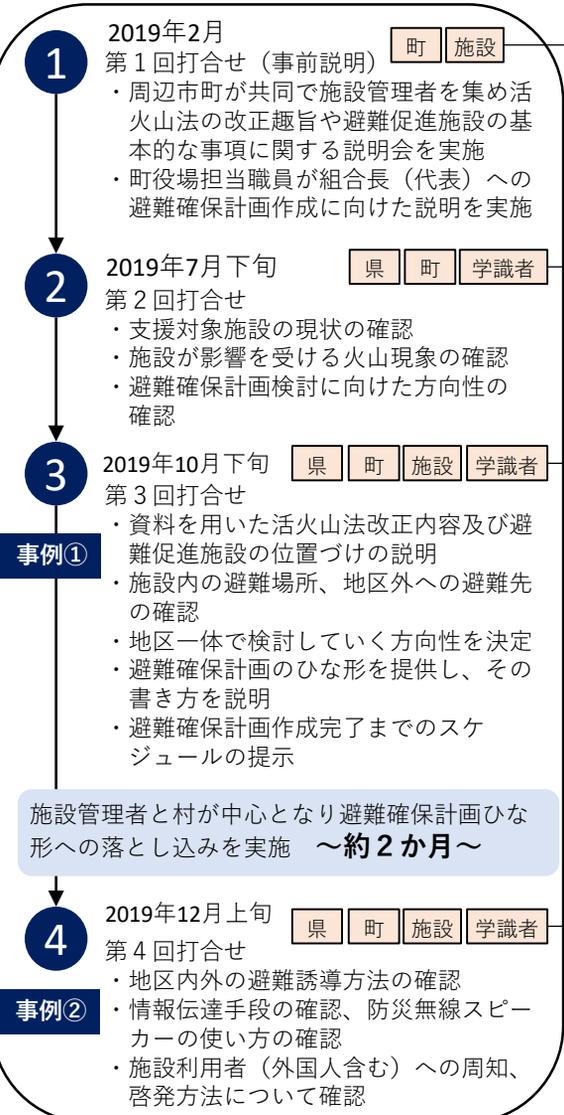
## 影響のある火山現象

大きな噴石、溶岩流

## 課題

- 事例① 地区一体としての避難誘導の検討
- 事例② 外国人利用者への避難誘導

## 支援・検討の流れ



**町役場担当職員による避難促進施設指定に関する説明**  
富士山の噴火時等に備え、富士山周辺市町と共同で施設管理者を対象に**避難確保計画の作成を呼びかける説明会を開催**し、町と各施設管理者の認識の共有を図った。精進湖民宿組合長に、単体施設での計画作成のほか、地区一体での計画作成方法もあることについて説明した。

**施設の現状と避難確保計画検討に向けた方向性の確認**  
県・町・学識者とともに、施設の現状（各施設の従業員が少ない等）や影響を受ける火山現象を確認した。地区一体で計画を立てる場合の計画の構成や町から地区への支援方法（説明会や意見交換会の開催）を確認した。

**施設の課題共有と避難確保計画の作り方について**  
地区内の各施設管理者が、**地区一体で計画作成**することを確認した。各施設の悩みについて意見交換したほか、施設内の緊急退避する場所や地区外の避難場所への避難行動等の流れを確認した。打合せ後施設でひな形への落とし込みを行うための説明を実施した。

**施設管理者との避難確保計画（案）の記載内容の確認**  
各施設の管理者が集まり避難確保計画（案）を読み合わせ、地区内から地区外への避難誘導手順を確認した。地区内での**情報伝達手段として防災無線を使用**する方法について現地確認を行った。また、学識者の助言を受けて**外国人対応**として、緊急時の退避、避難誘導を周知するチラシの内容を検討した。

事例①～②は次ページの「課題への取組①～②」に該当

# 3. 【事例1】宿泊施設（民宿）

## 課題への取組み① 地区一体としての避難誘導の検討

### 検討の中で発生した課題

従業員が少ない民宿では、多数の宿泊客をどのように火山現象の影響範囲外へ避難誘導すればよいか。

### 検討内容

各民宿の最大宿泊客数は約30人から約40人であり、宿泊客が多い場合には従業員のみによる大きな噴石や溶岩流の影響範囲外への避難誘導が困難になると予想された。そのため、地区一体となって各施設の従業員が協力して、避難誘導に当たる方法について検討した。各施設間の宿泊客を遅滞なく同じタイミングで避難誘導できる体制を確保することから、民宿村の10軒の宿泊施設を5軒ずつの2グループに分け、各グループ単位で避難誘導を行う方法について検討した。

### 検討結果

各民宿は地区内で見ればどの民宿も従業員が少ないため、各民宿の従業員が協力して情報伝達を行い、多数の宿泊客の避難誘導を行う方法を検討した。宿泊客は自己手段で帰宅することを原則とするが、火山現象影響範囲外の道路、避難場所を案内するほか、移動手段のない宿泊客には、組合内で車両を保有する組合員による避難場所への輸送体制を築いた。

## 課題への取組み② 外国人利用者への避難誘導

### 検討の中で発生した課題

外国人の宿泊客が増加傾向にあり、噴火時等にどのように情報提供や避難誘導をすればよいか。

### 検討内容

各施設で外国人の避難誘導等への対応が決まっていなかったため、噴火時等の避難場所や災害情報の入手先について多言語で周知する方法を検討した。噴火時に刻々と変化する状況について従業員が外国語で説明できるとは限らないため、多言語でリアルタイムの情報を入手できる方法を検討した。

### 検討結果

富士山噴火時に利用者等に求められる、比較的安全な屋内への退避や噴火現象から遠ざかる避難について明記した多言語（英語・中国語・韓国語）のチラシを作成した。また、裏面には防災情報が提供されるホームページ閲覧先を掲載した。本チラシを受付や各部屋など宿泊客の目に付くところに掲示しておき、有事の際に素早く活用できるようにした。

**富士山噴火時の行動手順** オモテ

Action manual when Mt. Fuji erupted

**Mt. Fuji eruption**

**1 Protect yourself indoors**

- 慌てて外に飛び出さないでください。  
英 **Don't rush outside in a hurry.**  
中 冷静に屋内に留まり避難場所を確認  
韓 당황해서 밖으로 뛰어들지 마세요.
- 身の回りのもので落下物から頭を守ってください。  
英 **Protect your head from the danger of falling objects.**  
中 頭保護用具が利用可能の場合は、噴石や溶岩流から頭を守ってください。  
韓 당황해서 헬멧을 써서 머리를 보호하세요.

**2 Move to the Safety evacuation area**

- 従業員の指示には必ず従ってください。  
英 **Act calmly and follow instructions from staff.**  
中 請按照工作人员的指示行动 / 请按照工作人员的指示行动  
韓 종업원의 지시에는 반드시 따라 주십시오.

→ See the map on the back

**3 Actively collect information**

- 必要な情報・わからないこと・不安なことは従業員に訊ねてください。  
英 **Do not hesitate to contact us whenever you need information, have any questions or face any problems.**  
中 如有任何疑问或不清楚、或感到不安，请及时向工作人员咨询。  
韓 필요한 정보나 궁금한 점, 불안한 점이 있으시면 언제든지 물어 주십시오.

**Safety evacuation area** 精選湖景駐車場

↑ For Kofu 30km ウラ

Lake Shoji 2.3km

706

鳥飼子岳 (1987)

1 Protect yourself indoors Here

地理院地図

Japan Tourism Agency

**Welcome to Japan. Travel safely. We are here to help.**

歓迎來到日本！ 観光や旅行が安全で、楽しい思い出に残ります。  
歡迎來到日本！ 請您在旅行中注意安全，讓我們竭誠為您服務。

일본에 오신 것을 환영합니다. 안전한 여행 되세요. 저희가 당신을 도와드립니다.

**Latest Travel Information and News**

Just in Case ...

JNTO Twitter @JapanInfoTravel (English)

JNTO Official Website www.jnto.go.jp/emergency (English)

Public "Japan Safe Travel" for safety tips and latest information on natural disasters.

Check the "Important Notice" section.

**Get Latest News**

NHK WORLD JAPAN nhk.jp/world (English)

**When You Are Feeling Sick**

List of Medical Institutions 医療機関情報提供サービス  
www.jnto.go.jp/emergency (English) 中文版はこちら

International (In)volunteering by Japan's public institutions.  
Check the latest news regarding natural disasters and other unexpected events.

**JNTO Japan Visitor Hotline**

050-3816-2787 (English) 中文 / 中文(中)  
(24 hours a day)

**Police** 警察 119 (24 hours a day, no charge)

**Ambulances / First Aid Service** 急救 / 急救 / 急救 119 (24 hours a day, no charge)

出處：観光庁 Safety Information Card

# 4. 【事例2】屋外活動施設（ロープウェイ、スキー場及び関連施設）



## 施設概要

- ◇想定火口域から概ね3～4kmに位置している屋外活動施設である。特定地域に指定されており、噴火警戒レベル3の場合に避難準備、噴火警戒レベル4の場合は避難といった「早期の防災対応」が必要になる。
- ◇施設従業員と利用者
 

従業員数	最大利用者
スノーシーズン 約50人	約1,000人
グリーンシーズン 約20人	約500人
- ◇噴火警戒レベルの影響範囲と施設の位置関係
 

レベル2（火口周辺規制）	：範囲外
レベル3（入山規制）	：範囲外
レベル4（避難準備）	：一部範囲内
レベル5（避難）	：一部範囲内

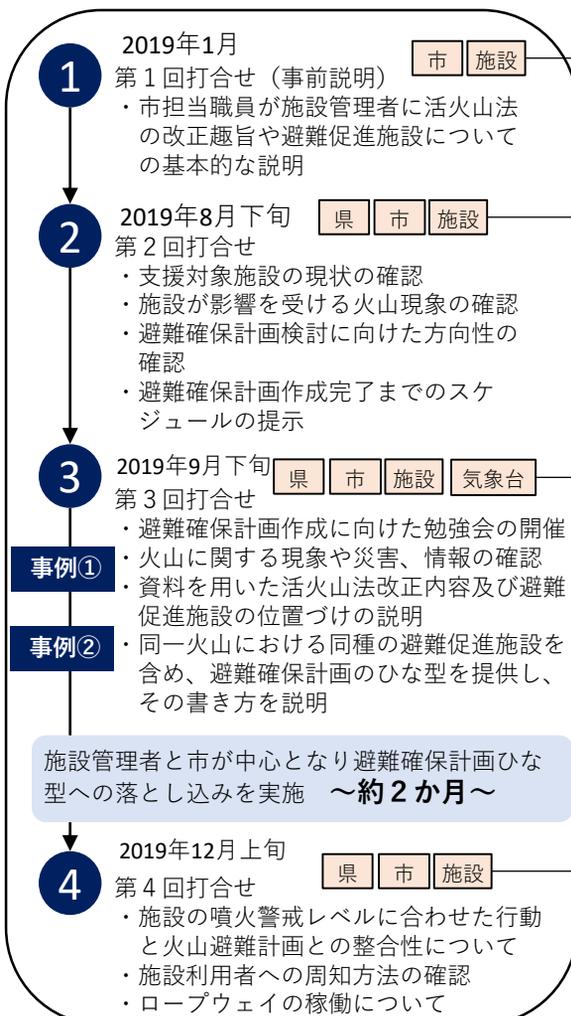
## 影響のある火山現象

大きな噴石、融雪型火山泥流

## 課題

- 事例① 季節に応じた避難確保計画の検討
- 事例② 同一火山における同種の避難促進施設について

## 支援・検討の流れ



### 市担当職員による避難促進施設指定に関する説明

市が施設管理者に対して、活火山法に基づき当該施設を避難促進施設に指定する必要があることを説明し、施設に生じる役割を共有した。また、施設側の避難確保計画を作る際の作業環境の把握に努め、**施設管理者に計画作成に必要な助言や情報提供を定期的**に行った。

### 避難を確保すべき対象者と検討の方向性の確認

あだたら高原スキー場は、スキー場内に複数の施設を有しているため、関連施設が一体となり、利用者等への対応を行う避難確保計画とすることを確認した。また、**計画の目次構成を火山避難計画と合わせ**、火山全体の計画との対応関係を分かり易くすることにした。

### 施設の課題共有と避難確保計画の作り方について

安達太良山の周囲にある同様のスキー場の施設管理者を対象に県と市と地方気象台が連携して**勉強会を開催**し、火山に関する情報や避難計画に基づく防災対応等の基本事項を確認した。また、避難確保計画作成の進め方の共有を図った。前提として検討の対象とする時期は、スノーシーズンを基本とし、施設によってはグリーンシーズンでの営業も考慮する方針とした。

### 施設管理者との避難確保計画（案）の記載内容の確認

施設管理者が作成した避難確保計画（案）を基に、火山避難計画に合わせた避難の開始や施設閉鎖のタイミングを確認した。また、有事の際のロープウェイの運行や避難手段としての扱いについて、市の要請があった場合、別途協議することとした。

事例①～②は次ページの「課題への取組①～②」に該当

# 4. 【事例2】屋外施設（ロープウェイ、スキー場及び関連施設）

## 課題への取組み① 季節に応じた避難確保計画の検討

### 検討の中で発生した課題

時期により登山客やスキー客などの利用者の属性や、避難誘導を行う施設やエリア、職員体制が異なるが、避難確保計画はどのように作成すればよいか。

### 検討内容

対象施設には、グリーンシーズン（非積雪期）やスノーシーズン（積雪期）のみ稼働する施設があり、時期により避難促進施設の利用者が滞在する範囲が異なる。このため、避難を確保すべき対象者（登山客、スキー客）の範囲はどこにすべきか、どのように計画を立てればよいか検討した。

### 検討結果

グリーンシーズンのみ運転するロープウェイは、主に登山者が利用しており、避難確保の対象範囲をロープウェイ駅と運行中のゴンドラとした。また、スノーシーズンは、スキーリフトが稼働しており、ゲレンデにもスキー・スノーボード利用者がいることから、避難確保の対象範囲をリフトの乗り場、運行中のリフト、ゲレンデとした。レストハウスや温泉施設は通年利用の施設である。上記のことから、グリーンシーズン、スノーシーズンで避難確保の対象範囲が大きく変わる部分については、それぞれ計画を検討し、共通するところはまとめて計画を検討した。

## 課題への取組み② 同一火山における同種の避難促進施設について

### 検討の中で発生した課題

同一火山に同種の施設が複数ある場合、それぞれの施設が効率的に避難確保計画を作成する方法はないか。

### 検討内容

同一火山には、同種の施設（スキー場）が複数分布しているが、これらの施設は噴火時の対応に類似点が多いため、同時に避難確保計画を作成することが効率的であるとの意見が出た。そこで、避難確保計画の作成に際して、各施設管理者を集め、勉強会を開くと共に、利用者への情報提供方法や伝えるタイミング、各施設の抱く問題・悩みなどを話し合う場を設けた。

### 検討結果

避難確保計画の検討時に、同種の施設管理者にもオブザーバーとして参加してもらい、改正活火山法の内容や避難促進施設の意義、噴火警戒レベル、火山防災情報の解説等を説明した。また、避難確保計画の検討手順や質疑等について共有した。その結果、情報共有を図りながらスムーズに各スキー場の計画の検討ができた。

### 検討のポイント

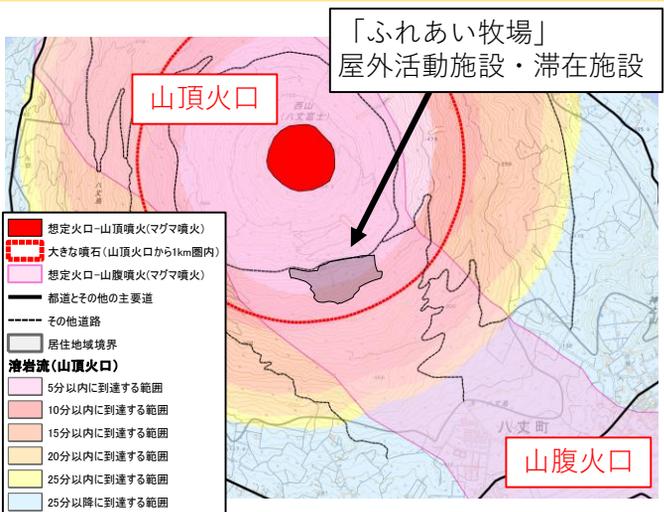
Q：火山によっては、影響範囲が複雑な（地形に沿って流下する等の）火山現象があるため、施設の位置図を簡単に作る方法はないか。



A：噴火警戒レベルのリーフレット（気象庁HPより入手可能）の「噴火警戒レベルと規制範囲」（火山現象の影響範囲）の図と凡例を切り貼りし、施設の位置を図示することで作成可能である。



# 5. 【事例3】屋外活動施設・滞在施設（牧場及び関連施設）



### 施設概要

- ◇山頂噴火想定火口域から約1km圏内に位置している屋外活動施設・滞在施設である。噴火警戒レベル2の場合は、規制の範囲外への避難が必要となる。
- ◇従業者数：4人（常駐販売員）  
最大利用者数：30人（牧場、休憩舎、展望台）  
施設管理のため町職員1名が牧場を管理
- ◇噴火警戒レベルと避難対応の目安  
レベル2（火口周辺規制）：範囲内  
レベル3（入山規制）：範囲内  
レベル4（避難準備）：範囲内  
レベル5（避難）：範囲内

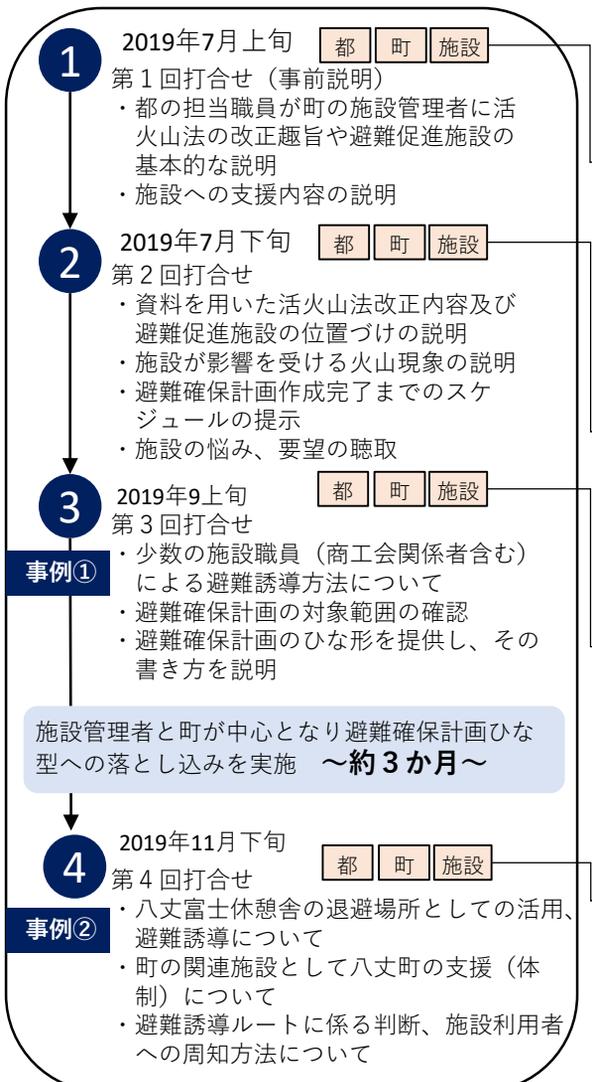
### 影響のある火山現象

大きな噴石、溶岩流、火砕流・火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流

### 課題

事例① 避難経路の選定・利用者への伝達方法  
事例② 少数の職員による避難誘導の検討

## 支援・検討の流れ



### 都担当職員による避難促進施設指定に関する説明

活火山法に基づき、避難促進施設に指定された施設の所有者等は今後、「避難確保計画」を作成・公表するとともに、これに基づく訓練の実施、町への実施結果の報告義務が生じることを説明した。  
「避難確保計画」の作成に向け、都が施設所有者に必要な助言や情報提供を行うことを説明した。

### 施設に影響する火山現象と施設が抱える課題の共有

都、町、施設管理者の3者で施設が影響を受ける火山現象の種類、範囲等を確認した。また、施設が行う情報伝達や避難誘導面での課題を現地で確認し、避難実施に向けた施設管理者の要望を集約した。

### 施設の課題共有と避難確保計画の作り方について

町が施設管理者に避難確保計画ひな形の記載方法を説明した。また、限られた施設職員（常時1人～2人）を想定した場合の現実的な避難経路の周知策を検討した。

### 施設管理者との避難確保計画（案）の記載内容の確認

施設管理者が作成した避難確保計画（案）を基に読み合わせを行い、退避場所での避難誘導方法等について対応可否を協議し、町職員による（現場）支援の必要性を確認した。また、施設職員による現場の対応方法を簡易にとりまとめる方法（施設内に掲示するフローやチラシ）を検討・作成した。

# 5. 【事例3】屋外活動施設・滞在施設（牧場及び関連施設）

## 課題への取組み① 避難経路の選定・利用者への伝達方法

### 検討の中で発生した課題

噴火時等の状況（火口位置、現象の影響方向等）により避難に適した方向が変わるため、適切な避難経路を選定して避難誘導を行う必要がある。少ない職員数でどのように利用者へ伝えれば良いか。

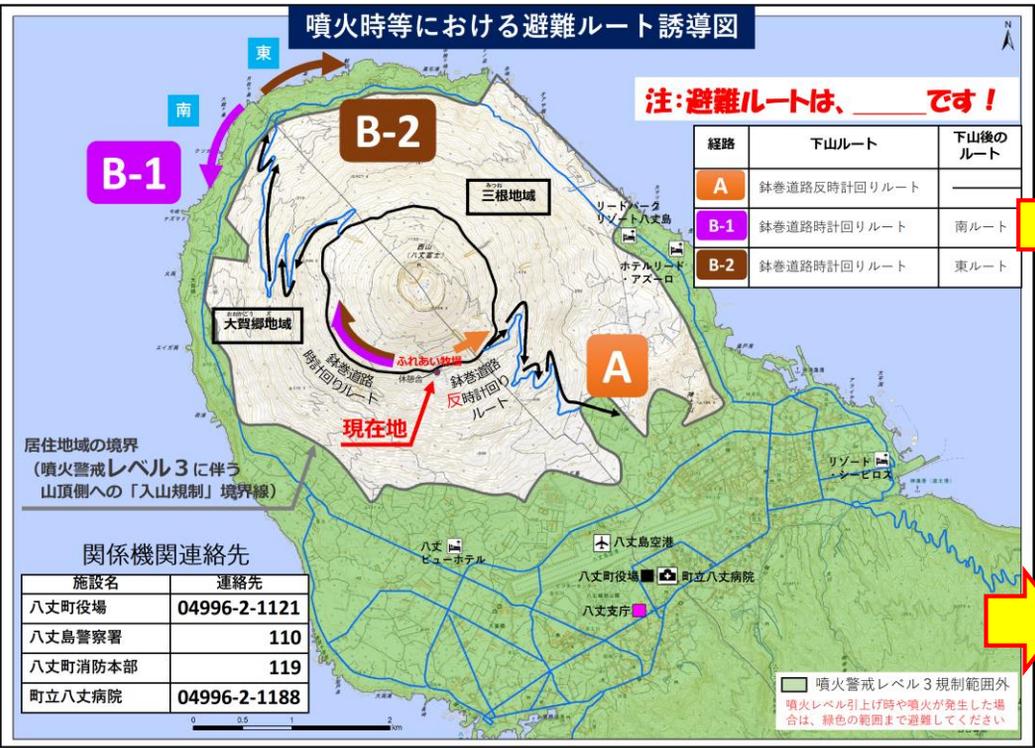
### 検討内容

八丈島では、八丈富士の山腹で噴火する可能性もあることから、噴火する場所によって避難に適さない避難ルートが生じることが懸念された。そのため、利用者等に噴火時等の状況を的確に情報提供し安全に下山を促すことができるよう、適切な避難経路の情報収集・情報伝達方法について検討した。

### 検討結果

火口の発地点等によって避難ルートが異なることを利用者等に伝達するために「避難誘導マップ」を作成した。牧場にいる職員等が町からの情報を基に想定される3つの避難方向（A, B-1, B-2）を図示して、利用者へ適切な避難経路の説明に用いることとした。

少ない職員数で、多くの利用者に一度に情報を伝えられるように避難ルート誘導図をA1版で作成し、休憩舎に掲げると共に、牧場に来る者のほとんどが土地勘を持たない観光客であることから、配布用の同誘導図（A4版）も合わせて配備した。



避難に用いる道路は3経路あるため、火山活動の状況に合わせて、避難経路を図示できるようにした。

噴火警戒レベル3（居住地域の境界付近まで影響が及ぶ）の影響範囲の外を緑色に着色し視覚的に把握できるようにした。

# 5. 【事例3】屋外活動施設・滞在施設（牧場及び関連施設）

## 課題への取組み② 少数の職員による避難誘導の検討

### 検討の中で発生した課題

施設には、職員1名及び休憩舎の販売員1名が駐在するのみであり、不特定多数の利用者に対してどのように情報提供や避難誘導を行ったらよいか。

### 検討内容

牧場内で、利用者がいる範囲から緊急退避の可能な施設は休憩舎のみであることから、噴火時等はまず「休憩舎に退避」することを伝えたり、職員又は販売員が施設に退避した利用者を確実に避難誘導できるようにする必要があった。そのため、限られた人員で噴火時の情報収集や避難誘導を効率的に実施する方法を検討した。検討に際しては、町の職員ではない従業員（委託業者の販売員）でも対応可能な方法であることも重視した。

### 検討結果

噴火時等には利用者が身の安全を確保できる休憩舎から展望台等にいる観光客に対して緊急退避を呼びかけることとした。また、今後ハンドマイクの整備を検討することとした。

さらに突発的な噴火や噴火警戒レベルの引き上げ時に、休憩舎に駐在する職員・販売員が避難誘導できるように対応フローを作成し、常時掲出しておくこととした。

### 業務時間内に八丈富士が突如噴火した場合

八丈富士の突発的な噴火

①「八丈富士休憩舎」への緊急退避

②ヘルメット装着、ハンドマイク持ち出し

③周囲に「八丈富士休憩舎」への退避を呼び掛け

④八丈富士休憩舎に避難している方へ対応協力依頼

⑨町役場の指示する、避難ルートを確認

⑩避難ルート誘導図をもとに利用者に伝達

⑪各自の移動手段により、下山の呼び掛け

⑫残留者を確認し、自らも下山

⑬下山完了後、町産業観光課へ報告

(依頼事項)

⑤ヘルメット配布

⑥負傷者の確認

⑦集計・町産業観光課への報告（電話）

⑧休憩舎内で待機、避難ルート誘導図掲出

随時、町と情報交換

避難誘導

情報収集・伝達

### 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合

噴火警戒レベル引き上げの連絡（町産業観光課）

①休憩舎内にある注意喚起文を取り出し、  
・時間を記入（例：15時）  
・八丈富士休憩舎の入口に掲出（戻ってきた登山者にも見える位置に）

②ヘルメット装着、ハンドマイク持ち出し

③以下の3点を利用者等に呼びかけ。

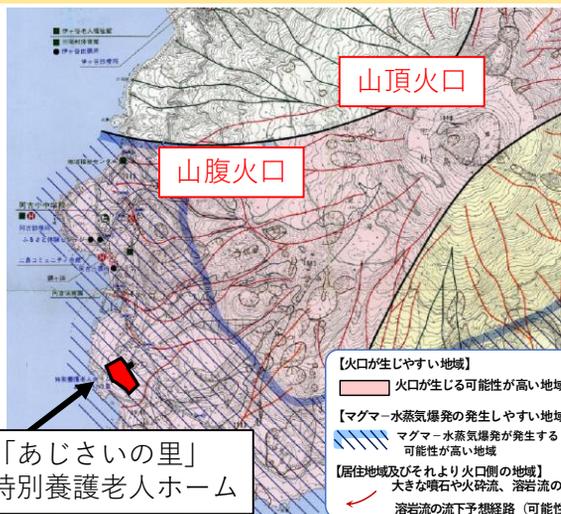
- ・八丈富士の噴火警戒レベル「2」
- ・火口から1kmに規制範囲 → ふれあい牧場は範囲内
- ・各自の移動手段により「速やかに下山(規制範囲外へ)」

④残留者を確認し、自らも下山

⑤下山完了後、町産業観光課へ報告

時現在、八丈富士の噴火警戒レベルが2に上がり火口から1km圏に立入規制がかけられました。ふれあい牧場は規制範囲内にあるので避難が必要です。速やかに下山してください。問合せ先：八丈町役場 04996-2-1121

# 6. 【事例4】社会福祉施設（特別養護老人ホーム）



「あじさいの里」  
特別養護老人ホーム

### 施設概要

- ◇山頂火口から約5km離れた居住地域に位置する特別養護老人ホームである。噴火警戒レベル3の場合は、避難準備、又は島内避難が必要となる。
- ◇構造：RC造 階層：地上2階 地下なし  
建て面積：約1,700㎡ 敷地面積：約9,600㎡  
従業員数：約60人  
入所者数：約50人
- ◇噴火警戒レベルと避難対応の目安  
レベル2（火口周辺規制）：範囲外  
レベル3（入山規制）：範囲外  
レベル4（避難準備）：範囲内  
レベル5（避難）：範囲内

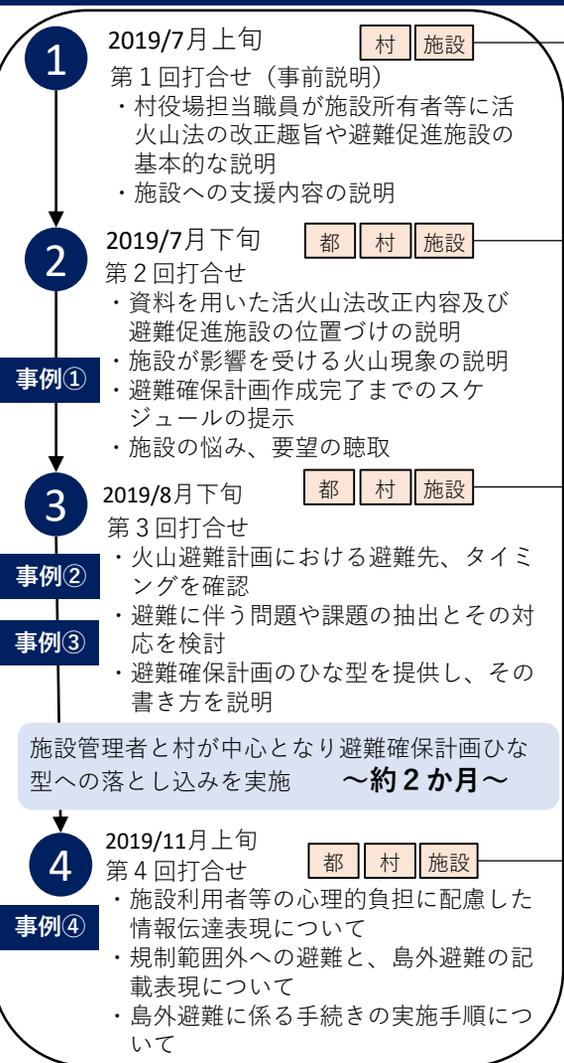
### 影響のある火山現象

大きな噴石、溶岩流、火砕流・火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流

### 課題

- 事例①避難を確保すべき対象者の整理
- 事例②医療・介護のために施設へ留まる判断基準
- 事例③避難を実施する際の搬送方法について
- 事例④施設利用者へのケアについて

### 支援・検討の流れ



#### 村役場担当職員による避難促進施設指定に関する説明

村役場では、村内にある社会福祉施設が火山現象の影響を受ける場所に立地していたことから、**防災部局と福祉部局が連携**し、施設管理者に対して、活火山法に基づく避難促進施設に指定する方針であること、指定に際し施設に期待すること、有事の際に村役場が行う対応などを説明し、**役場と施設が一緒**になって計画を作成していく旨の説明を実施し、**友好的関係づくり**から始めた。

#### 施設に影響する火山現象と施設が抱える課題の共有

施設が影響を受ける火山現象の確認、活火山法上の避難確保施設の役割などの説明を行った。また、施設が抱える課題や避難実施に向けた要望の確認を行い、具体的な解決方法などを、東京都の担当者の意見も仰ぎながら議論を進めた。

#### 施設の課題共有と避難確保計画の作り方について

主に火山避難計画における避難所や避難するタイミング等を確認した。また、計画の作成ひな形の使い方を説明し、**施設が計画を独力で作成できる**材料集めを行った。

#### 施設管理者との避難確保計画（案）の記載内容の確認

施設管理者が作成した避難確保計画（案）を基に、規制範囲外への避難と、島外避難に係る実施手順及び記載について、施設の実態と照らし合わせながら確認した。

# 6. 【事例4】社会福祉施設（特別養護老人ホーム）

## 課題への取組み① 避難を確保すべき対象者の整理

### 検討の中で発生した課題

施設の事業として、デイサービス（日帰り介護）を実施している。避難を確保すべき対象者には、従業員と入居者の他に、デイサービス利用者も考慮した方が良いのか。

### 検討内容

デイサービスの場合、「施設の近隣に家族も居住しており、噴火警戒レベルが上がるなど、火山活動が活発化すれば家族が迎えに来るため、家族に要介護者を任せてもよいのではないか」との声もあったが、噴火警戒レベルが上がった旨の連絡や要介護者の引き渡しに時間が取られるとの意見や、突発的な噴火の際には入所者同様に身の安全を図り、必要に応じて一緒に避難所に避難する必要があるため、施設内の者は全員対象にすべきとの声も上がった。噴火警戒レベルが上がり避難が必要になった場合や突発的噴火が発生した時の職員の対応行動を確認し、現実的にはどのように対応するか検討した。

### 検討結果

デイサービスの利用者は25人おり、避難確保すべき対象者から除外した場合、噴火の直後より家族等への引き渡しに多くの労力が割かれることとなる。入居者同様に避難確保の対象者とし、緊急退避・避難所への誘導の過程で家族等に対応を引き継ぐことが安全かつ適切と判断した。そのため有事の際は、施設内にいるデイサービス利用者も避難確保計画の対象とした。

## 課題への取組み② 医療・介護のために施設へ留まる判断基準

### 検討の中で発生した課題

特別養護老人ホームとしてはすぐには避難を要しない状況であっても、他地域の火山現象の影響により事業継続性は不安定である。不確実な状況の中、どのような情報を村と共有しておくべきか。

### 検討内容

施設が安全な場所に立地しているかハザードマップで確認すると、噴石や溶岩流等による火山現象の影響を受けることがあるとされているため、火山避難計画のとおり避難することを確認し、医療・介護サービスが必要な入所者は島内の病院又は東京都内の病院等へ避難することを確認した。

一方、火山避難計画では、施設に影響のない山頂噴火、山腹噴火の場合はすぐに規制範囲外や島外避難を行わないように計画されているが、過去の噴火時の経験上、火山灰や土石流等の影響により停電や道路の寸断などがあり、通常通りに運営できないこともあることが想定されるため、どのような場合まで施設に留まれるか検討した。

### 検討結果

火山活動が活発化した際に、施設の事業が継続できるポイントを整理し、村と常時共有しておくべきリスト（6項目）を作成した。

医療行為を継続する必要がある入所者は、村役場と協議し病院での受け入れを検討、東京都福祉保健局と連携し、社会福祉施設や病院等の受け入れ先を協議できることを確認した。

【すぐに規制範囲外または島外避難を要せず、当面の間施設内で事業継続をする場合】  
三宅村等との情報共有のポイント

1. 看取り介護の利用者の容体
2. 体調不調の利用者の状況（中央診療所への受診の必要性の有無）
3. ライフライン（電気、水、燃料）の持続性  
\*燃料はプロパンガスと灯油を業者が定期的に納品しているので航路や道路が途絶えると調理、入浴に対応できなくなる。
4. 食材の確保期間の把握
5. 職員の参集と勤務継続の状況（夜勤を含めたシフト維持ができるかどうか  
→家庭状況により参集できない職員）
6. 紙おむつ、デスポ手袋など介護材料の在庫状況  
などがある。

避難実施のタイミングは、基本6項目のポイントを随時、三宅村に報告し、相談することとした。

## 6. 【事例4】社会福祉施設（特別養護老人ホーム）

### 課題への取組み③ 避難を実施する際の搬送方法について

#### 検討の中で発生した課題

施設の利用者等の避難が必要な状況になった場合、身体への負担等により移送に時間がかかる利用者等も多い。また、移送用の車両を十分に用意できないがどう対応したらよいか。

#### 検討内容

入居者には、常時マンツーマンの全介護が必要な者や医療を必要とする者がおり、利用者等の容態等に応じた移送方法を検討した。また、負担のない移送方法としているためリフト車の活用が必要だが、施設には対応可能な車両が1台しかないため、移送手段の確保についても検討した。移送の順番については、施設で定めていた「避難（移送）トリアージ基準」を適用することとした。

#### 検討結果

避難を実施する場合に備えて、予め定めた利用者等のトリアージ基準に従い、避難に向けた準備と対応を行うこととした。

具体的には、移送や付き添いの程度によるトリアージの基準を個別に定め、高次の要避難度の該当者に対して、救急車やリフトカーを手配し、村内にある診療所へ搬送することを村役場と確認した。その際、看護師等の専門職を重点化して割り当てることを基本とした。また、自力歩行ができる（要避難1の）入所者は、施設の要請に基づき村役場が手配することになっているバスや自家用車で避難所まで移動することを計画に盛り込んだ。

**要避難3（最優先）：**常時全介護が必要な者、看取り介護、医療を必要とする者。支持のいない身体レベルの高い認知症の者。負担のない移送方法（救急車、リフト車）により近隣の場所が望ましいが、長時間の場合は配慮が必要な者。マンツーマンの介護者の付添が常時必要な者。

施設のリフト車や状況により救急車を要請し、優先的に移送する利用者等

**要避難2：**比較的体調やメンタルが安定し、車椅子のまま乗車可能なリフト車又は普通車にトランス乗降が可能な者。

**要避難1：**歩行又はある程度の距離の介助歩行は可能な、比較的自立度が高く移送を待つことができる者。長時間の移動に耐えられる者（緊急性が低い）。普通車や乗り合いバスによる移送が可能（ただし見守り者は必要）。

村役場が手配するバスや自家用車に乗り避難する利用者等

### 課題への取組み④ 施設利用者へのケアについて

#### 検討の中で発生した課題

噴火時等は、利用者等の家族等から問い合わせが集中することが予想され、施設内で行うべき情報収集や避難誘導等の業務に影響しそうであるが、どのように対応したらよいか。

#### 検討内容

施設が抱える課題として、家族に要介護者がいる施設職員が多いなどの家庭事情等により噴火時の人員体制の確保に時間を要する可能性がある。このような状況において、噴火直後から利用者等の家族等からの問合せが集中した場合に、情報収集系統に混乱が生じると予想されるため、その対応策を検討した。

#### 検討結果

情報班として限られた人員ではあるが、情報班の中に情報収集・伝達活動を行う担当とは別に、家族等との連絡を行う担当を設けることで、利用者等の家族への対応（利用者等の容態や必要な支援等に関して家族等へ連絡）に専従できる班員を確保した。そのように対応することで、村役場との重要なやり取りや施設内の業務への影響を最小限にする必要があるとの結論に至った。

## 避難確保計画の作成例

富士山、安達太良山、八丈島、三宅島において避難促進施設に指定された4市町村（富士河口湖町、二本松市、八丈町、三宅村）の各施設（宿泊施設、屋外活動施設、一時滞在施設、要配慮者施設）が作成した避難確保計画です。

各施設の避難確保計画を参考にする際には、影響する火山現象や施設の規模、利用者等の人数等の特徴や実情を考慮する必要がありますので、ご注意ください。

- ・ **【地区一体】** 宿泊施設の避難確保計画  
（富士山／富士河口湖町／精進湖民宿組合）
- ・ **【地区一体】** 屋外活動施設の避難確保計画  
（安達太良山／二本松市／あだたら高原リゾート）
- ・ **【単体施設】** 屋外活動施設の避難確保計画  
（八丈島／八丈町／ふれあい牧場）
- ・ **【単体施設】** 社会福祉施設の避難確保計画  
（三宅島／三宅村／あじさいの里）

# 富士山噴火時等の避難確保計画

地区名称：精進湖民宿組合

令和元年 1 2 月

# 目 次

1. 計画の目的	1
2. 施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4. 防災体制	5
5. 情報伝達及び避難誘導	8
5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く入山規制等 が無い中で、突発的に噴火した場合	8
5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した入山規制 等により、避難が必要となった場合	16
5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても入山規制の範囲外 で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報 等が発表された場合	18
6. 資器材の配備等	20
7. 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察	25
8. 参考資料	26

## 1. 計画の目的

精進湖民宿村（以下、「当地区」という。）に立地する表1の施設は、富士河口湖町地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき避難確保計画（以下、「本計画」という。）を定める。

本計画は、地区内施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、地区内の施設周辺にいる登山者・観光客等（以下、「利用者等」という。）の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 地区内施設（避難促進施設）

No.	施設名称（所有者等）	
1	★民宿 丸 慶	
2	民宿 翠明荘	
3	民宿 樹海荘	
4	民宿 岳心荘	
5	民宿 きくみ荘	
6	★民宿 若葉荘	
7	民宿 まるみ荘	
8	民宿 やまか荘	
9	民宿 ちどり荘	
10	民宿 白樺荘	

★：代表施設

## 2. 施設の位置

表2に、当地区内施設の位置関係を示す。当地区は第2次避難対象エリアに位置しており、噴火警戒レベル4（避難準備）の場合に避難が必要になる。

表2 施設の位置関係

項目		内容
避難対象エリア		第2次避難対象エリア
噴火警戒 レベル	レベル2：火口周辺規制	範囲内・一部範囲内 <u>範囲外</u>
	レベル3：入山規制	範囲内・一部範囲内 <u>範囲外</u>
	レベル4・5：避難準備・避難	<u>範囲内</u> 一部範囲内・範囲外
地区に影響のある火山現象		<u>大きな噴石</u> 火砕流・火砕サージ <u>溶岩流</u> 融雪型火山泥流

図1に、地区の位置図を示す。

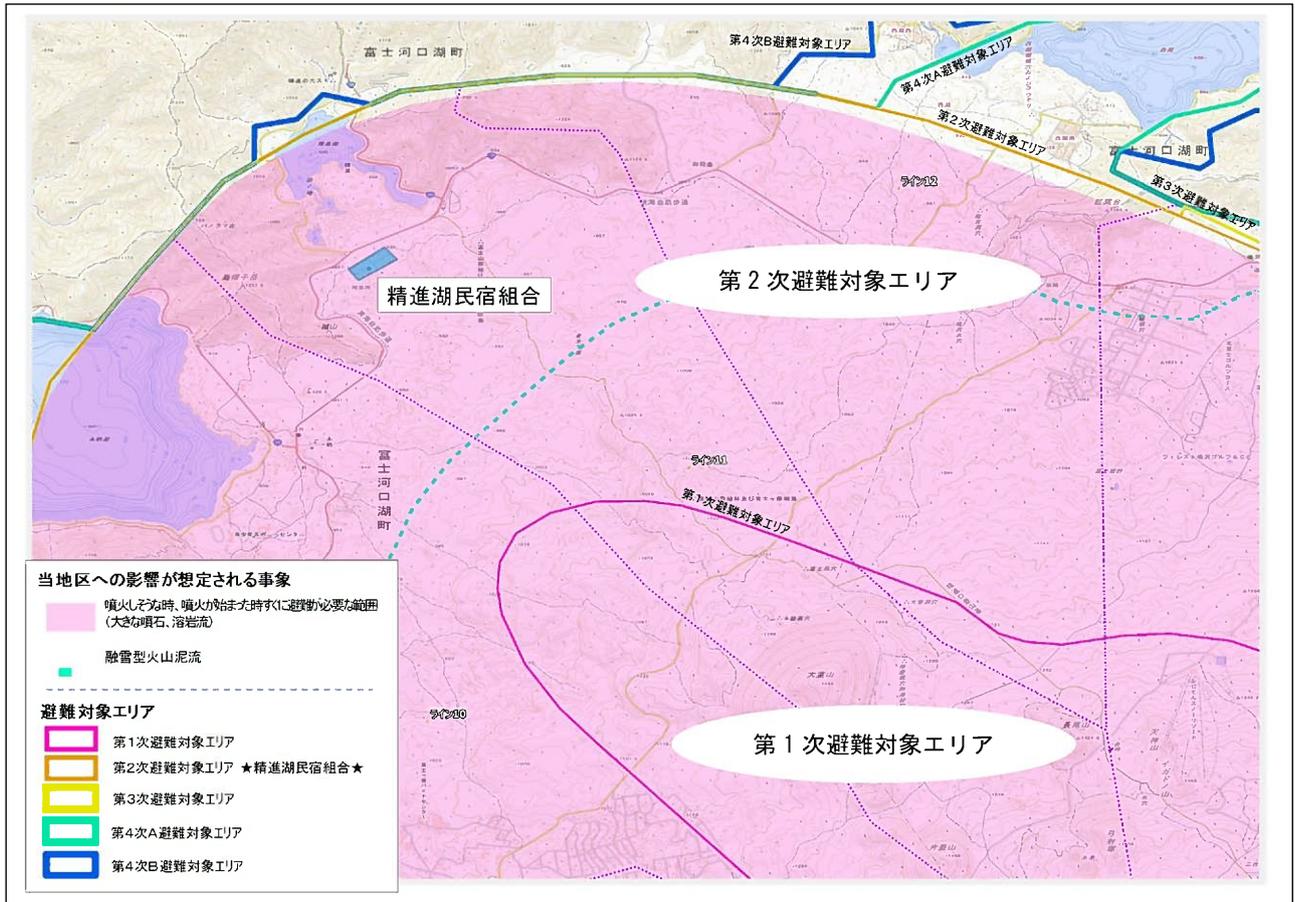


図1 地区の位置図

### 3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。  
また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保を図る。

当地区にある施設の従業員数、最大利用者数、当地区内の施設周辺にいる登山者・観光客等の想定人数は、表3、表4のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等  
(日中のピーク：毎年8月の20日前後頃を想定)

※文部科学大臣杯ジュニアカヌー選手権大会開催時（精進湖）

業種		施設名	従業員数又は管理者数	最大利用者数	施設周辺にいる登山者・観光客等 (左記を含まない)
宿泊施設	①	民宿 丸慶	4人	32人	※
	②	民宿 翠明荘	5人	30人	
	③	民宿 樹海荘	4人	34人	
	④	民宿 岳心荘	3人	30人	
	⑤	民宿 きくみ荘	3人	31人	
	⑥	民宿 若葉荘	3人	30人	
	⑦	民宿 まるみ荘	2人	30人	
	⑧	民宿 やまか荘	5人	40人	
	⑨	民宿 ちどり荘	3人	35人	
	⑩	民宿 白樺荘	2人	20人	
合計			34人	312人	

※毎年10月に「富士山原始林トレイルラン in 精進湖・本栖湖」が旧精進小学校をメイン会場に開催されている。参加者：約600名（民宿利用者含む）

表4 避難を確保すべき利用者等  
 (夜間のピーク：毎年8月の20日前後頃を想定)

※文部科学大臣杯ジュニアカヌー選手権大会開催時(精進湖)

業種	施設名	従業員数又は管理者数	最大利用者数	施設周辺にいる登山者・観光客等(左記を含まない)
宿泊施設	① 民宿 丸慶	3人	32人	
	② 民宿 翠明荘	4人	30人	
	③ 民宿 樹海荘	4人	34人	
	④ 民宿 岳心荘	3人	30人	
	⑤ 民宿 きくみ荘	3人	31人	
	⑥ 民宿 若葉荘	3人	30人	
	⑦ 民宿 まるみ荘	2人	30人	
	⑧ 民宿 やまか荘	4人	40人	
	⑨ 民宿 ちどり荘	3人	35人	
	⑩ 民宿 白樺荘	2人	20人	
合計		31人	312人	※

※毎年10月に「富士山原始林トレイルラン in 精進湖・本栖湖」が旧精進小学校をメイン会場に開催されている。参加者：約600名(民宿利用者含む)

当地区の施設位置図を図2に示す。

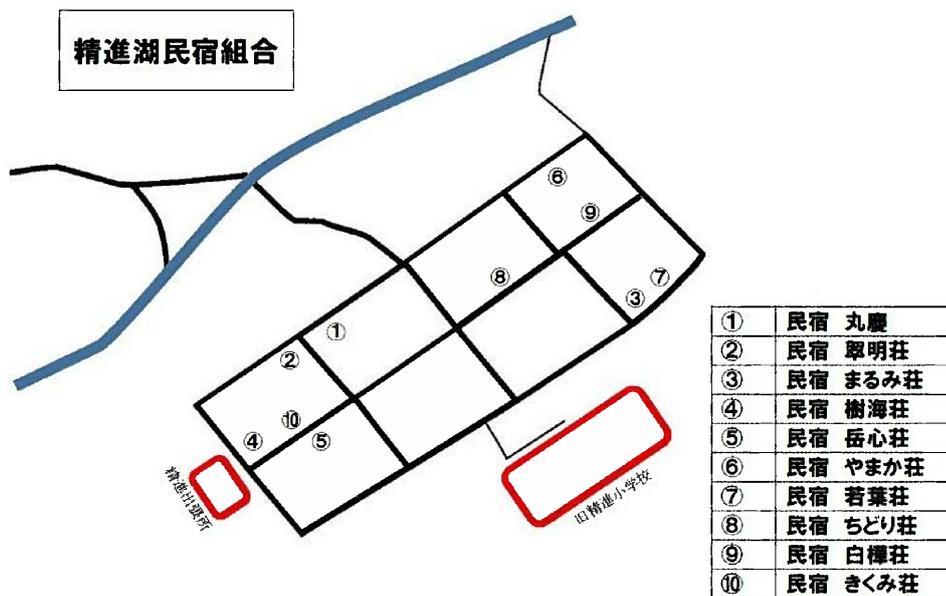


図2 施設位置図

## 4. 防災体制

当地区の噴火時等の体制は、表5のとおりである。

表5 火山活動状況と体制の関係

状況	体制	班組織	
<p>噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合</p>	災害対応体制	<p>★民宿 丸慶、若葉荘 以下の班体制を各施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理者</li> <li>・ 情報班</li> <li>・ 避難誘導班</li> </ul>	<p>左記以外の各民宿について、管理者は情報収集・伝達、避難誘導活動に従事する。</p>
<p>噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合</p>			
<p>噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合</p>	情報伝達体制	<p>★民宿 丸慶、若葉荘 以下の班体制を各施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理者</li> <li>・ 情報班</li> </ul>	<p>左記以外の各民宿について、管理者は情報収集・伝達活動に従事する。</p>

## 【当地区の体制図】

代表施設は、地区全体の災害対応を統括する。代表施設と地区を構成する施設は、図3の体制をとり災害対応にあたる。

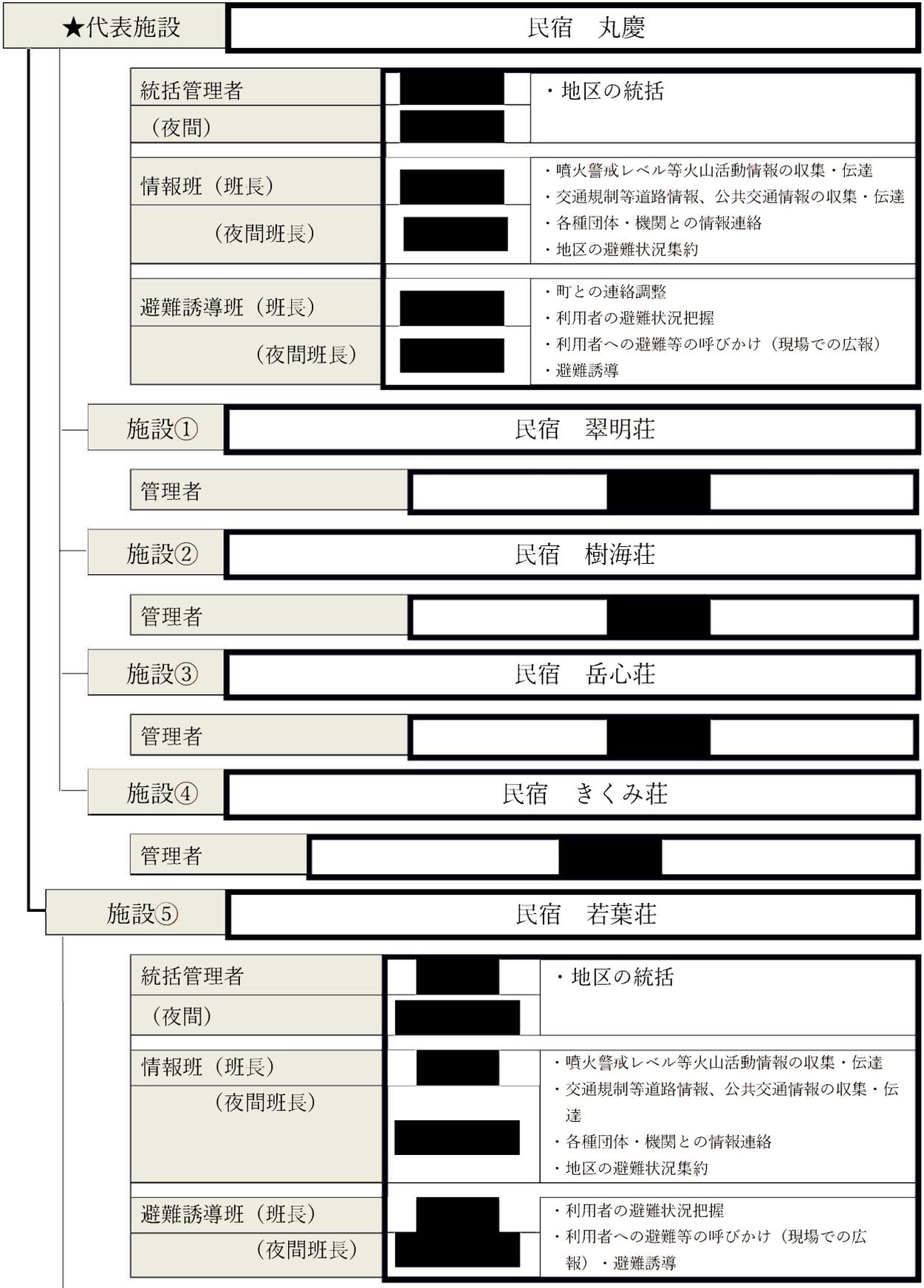




図3 地区の体制図

施設の管理者が不在の場合等には表6の者が統括管理者の代理となる。

表6 各施設の統括管理者の代理順位

代理順位	代表者名				
	★丸慶	翠明荘	樹海荘	岳心荘	きくみ荘
第1位	■	■	■	■	■
第2位	■	■	■	■	■
代理順位	代表者名				
	★若葉荘	まるみ荘	やまか荘	ちどり荘	白樺荘
第1位	■	■	■	■	■
第2位	■	■	■	■	■

## 5 情報伝達及び避難誘導

### 5.1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く入山規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

#### (1) 情報収集・伝達

突発的な噴火が発生した場合、当地区が行う情報収集・伝達は、表7、図4のとおりである。

表7 当地区として行う情報収集・伝達

手順	代表施設	地区構成施設
①代表施設への連絡		噴火を認知した場合は、代表施設へ一報を連絡する。
②災害対応体制の確立	災害対応体制をとり、緊急連絡網を用いてすべての地区構成施設へ連絡する。 富士河口湖町に噴火の発生を伝達する。	地区構成施設内での災害対応体制を取る。
③町との協議	町と以下の情報を共有し、避難等の実施について協議を随時実施する。 ・地区内の施設が把握している火山活動の状況 ・地区全体の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など） ・地区内の施設及び周辺の被害状況 ・气象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など ・規制範囲外への避難実施のタイミング	
④地区内での情報の共有	・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷者数など） ・各施設及び周辺の被害状況	

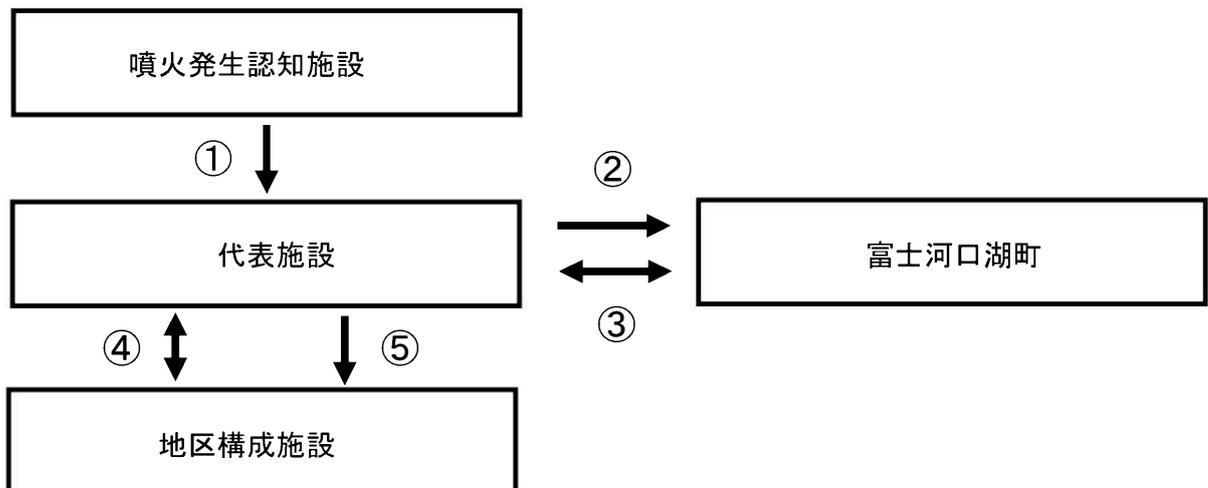


図4 緊急連絡の流れ

各施設及び関係機関の連絡先、参考とすべき情報の例は、表8のとおりである。

表8 各施設及び関係機関連絡先一覧

分類	施設名		連絡先	代表者
代表施設	★民宿 丸慶		[Redacted]	[Redacted]
地区構成施設		民宿 翠明荘	[Redacted]	[Redacted]
		民宿 樹海荘	[Redacted]	[Redacted]
		民宿 岳心荘	[Redacted]	[Redacted]
		民宿 きくみ荘	[Redacted]	[Redacted]
		民宿 若葉荘	[Redacted]	[Redacted]
		民宿 まるみ荘	[Redacted]	[Redacted]
		民宿 やまか荘	[Redacted]	[Redacted]
		民宿 ちどり荘	[Redacted]	[Redacted]
		民宿 白樺荘	[Redacted]	[Redacted]
	連絡先（外部機関との窓口）	富士河口湖町		地域防災課電話番号 : [Redacted]
参考 (防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他 関係 機関	富士吉田警察署	[Redacted]	警備課
		河口湖消防署	[Redacted]	
		甲府地方気象台	[Redacted]	防災担当
	輸送 機関	富士急行(株)	[Redacted]	

## (2) 避難誘導対応

### ①利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

各施設は、屋外スピーカーなどの放送設備で、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者に対しても富士山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないように呼びかける。

地区共同の屋外スピーカーは、丸慶、もしくはその指名する者が操作し、広報する。

文案を下記に示す。

<p>〈屋外空間への広報〉</p> <p>ただ今、富士山が噴火しました。ただちに、建物内へ避難してください。繰り返します・・・・・・・・</p>
<p>〈建物内〉</p> <p>ただ今、富士山が噴火しました。建物の外に出ないでください。</p> <p>また、建物内のより安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従ってください。繰り返します・・・・・・・・</p>

各施設は、自身の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で建物内に入るよう呼びかける。

地区内で、利用者等の避難誘導先となる屋内退避施設の位置図を図5に示す。



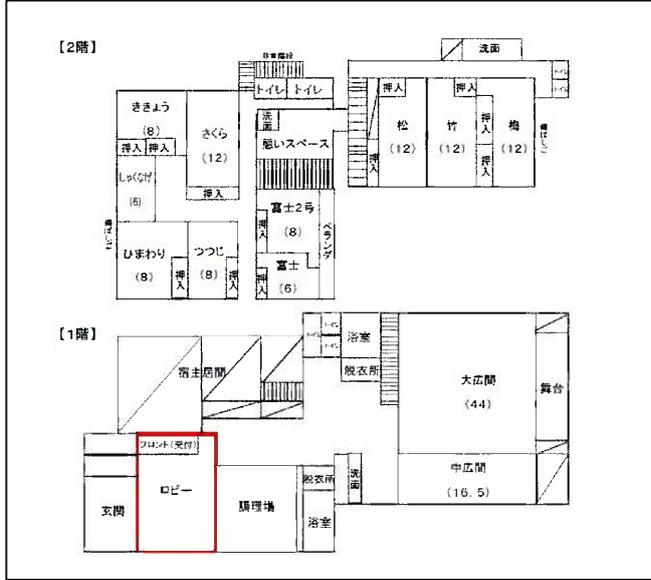
図5 施設位置図

### ②建物内での緊急退避誘導（屋内の移動）

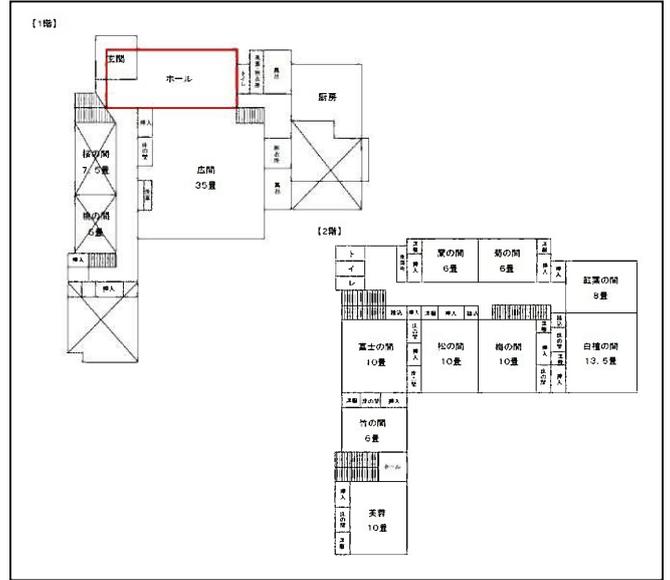
施設（各民宿）は、利用者や建物内の緊急退避者に、マスクを配布するとともに、建物内のより安全な場所（基本的に、屋根が補強されている場所（詳細は別紙）。緊急退避者が入りきれない場合には1階か、火口からより遠い場所）などへの誘導を行う。

屋根が補強されている場所への経路図は別紙のとおり。

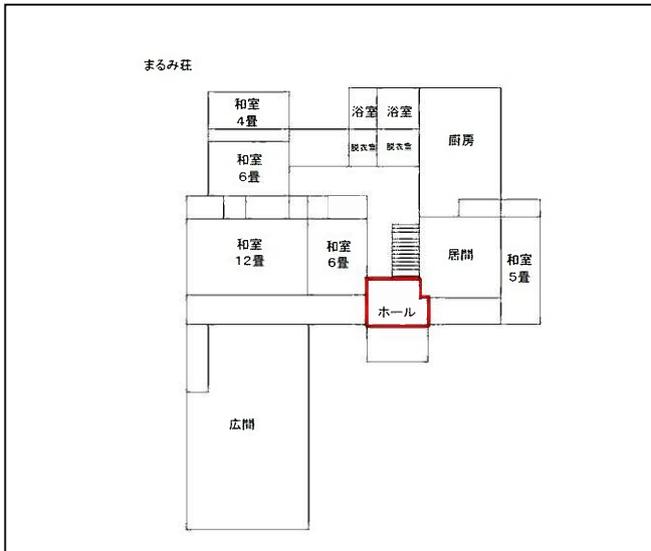
丸慶



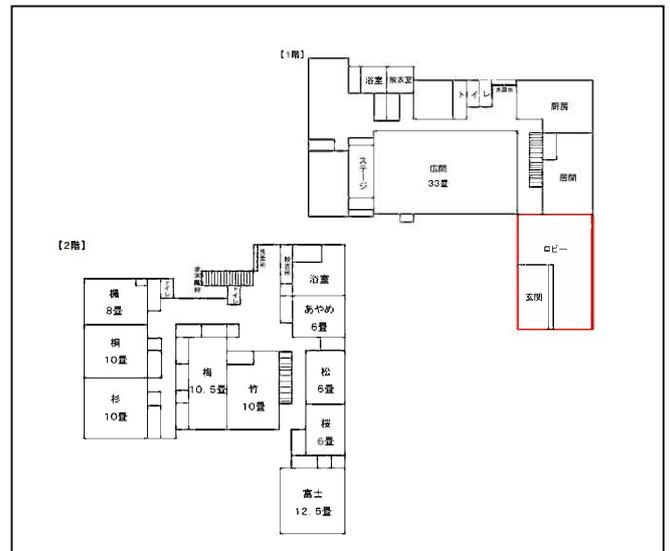
翠明荘



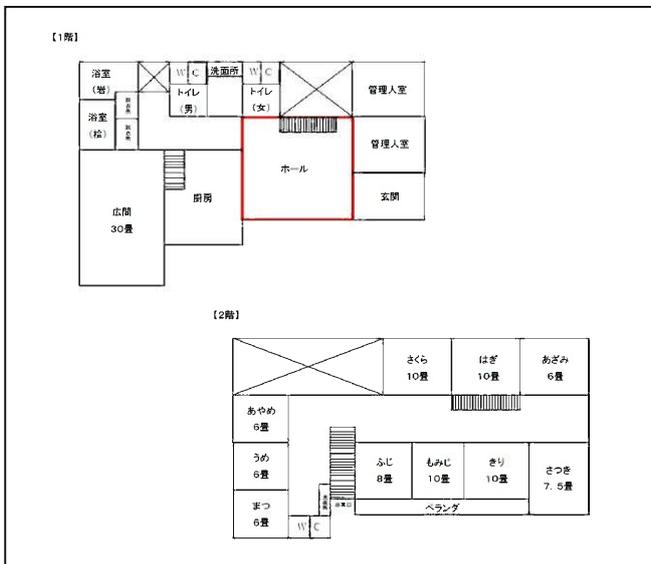
まるみ荘



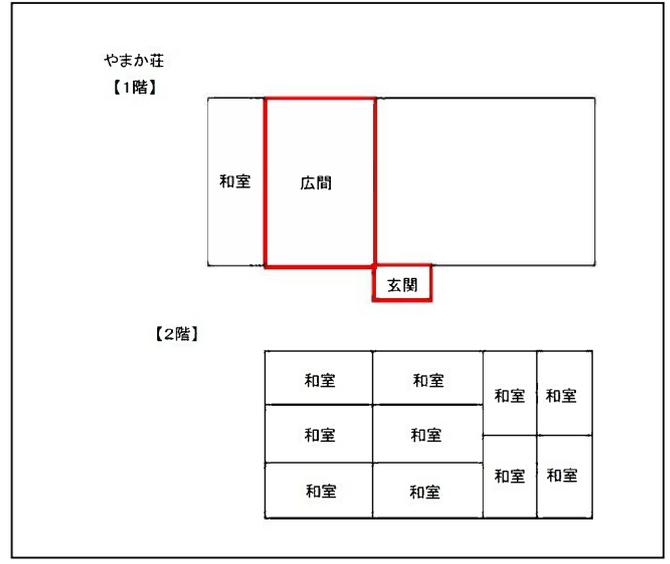
樹海荘



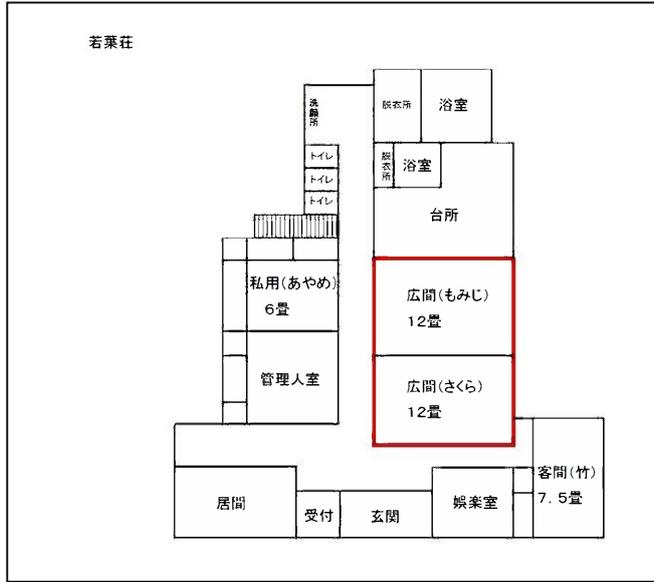
岳心荘



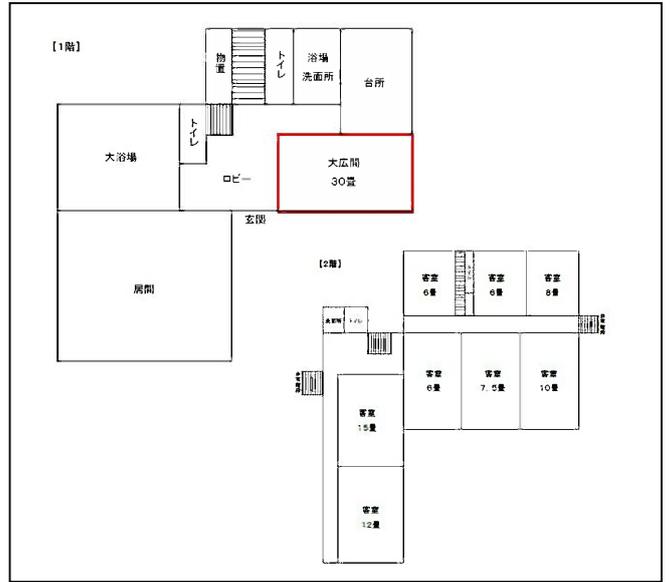
やまか荘



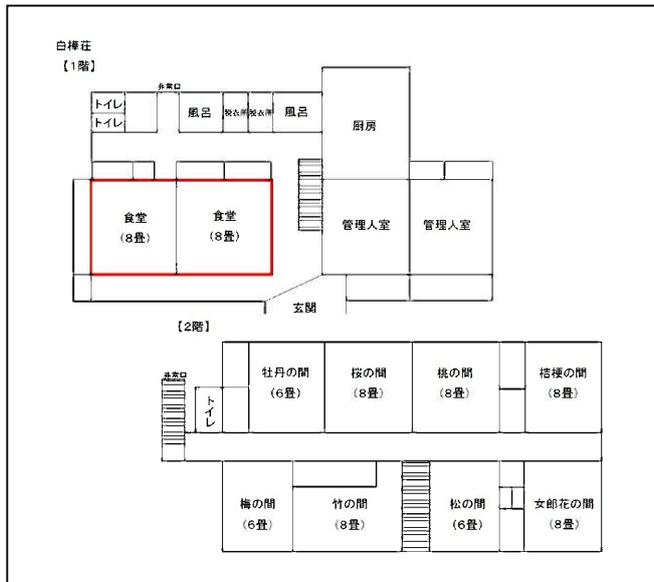
若葉荘



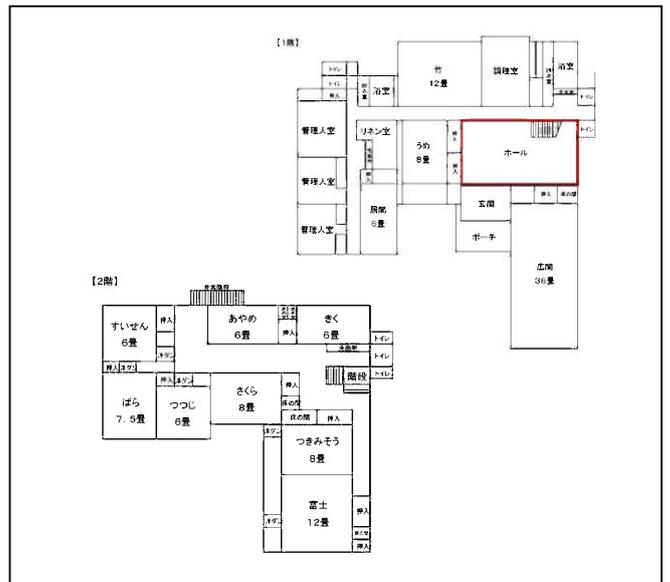
ちどり荘



白樺荘



きくみ荘



### (3) 施設間の緊急退避誘導（屋外の移動）

屋根の補強工事などが完了していない施設は、噴石の飛散状況など、火山活動の状況を観察し、代表施設の統括管理者と協議して、安全が確保できる場合、建物内の緊急退避者と一緒に、より頑丈な旧精進小学校体育館、旧精進湖小学校校舎、精進出張所へ移動する。必要に応じて、代表施設の統括管理者に車両の手配等の応援要請を行う。

当地区で屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設は表9のとおり。

表9 地区における屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設一覧

施設名	緊急退避者 受入可能数	建物内のより安全な場所
旧精進小学校体育館	200人	
旧精進小学校校舎	200人	
精進出張所	100人	

施設を移動した後は、移動先の統括管理者の指示に従い緊急退避者の対応にあたる。

#### (4) 退避者状況の把握・整理

各施設は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を別表1、別表2を用いて可能な限り把握・整理する。

代表施設は、地区構成施設と連絡をとり、地区全体の退避状況等の把握・整理を行う。

#### (5) 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。

#### (6) 規制範囲外への避難

緊急退避者等の、規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、富士河口湖町と連絡を取り、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。

規制範囲外の避難先は精進湖県営駐車場とし、規制範囲外への避難経路は図6のとおりとする。



図6 避難先と避難経路

規制範囲外への避難手段は、自家用車等、各自の手段での規制範囲外への避難を基本とする。ただし、富士河口湖町から指示があった場合は、この限りではない。

規制範囲外への避難の手順は表 10 のとおり。

表 10 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
①緊急退避者の状況把握	避難手段がない緊急退避者の状況を地区全体で整理、集約する。	避難手段がない緊急退避者の状況を整理し、代表施設と情報を共有する。
②避難	各施設が保有する車両に分乗し避難させる。	
③町との協議	各施設が保有する車両で足りない場合、富士河口湖町との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する。	

## 5.2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した入山規制等により、避難が必要となった場合

### (1) 情報収集・伝達

表 11 当地区として行う情報収集・伝達

手順	代表施設	地区構成施設	町
1 代表施設への連絡			代表施設へ連絡を行う。 ・噴火警戒レベルの引き上げ ・入山規制の実施通知
②災害対応体制の確立	町からの第一報をもとに災害対応体制を取り、緊急連絡網を用いてすべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での災害対応体制を取る。	避難計画に基づき入山規制を実施する。
③町との協議	町と随時、情報収集・伝達に努め、避難等の実施について協議を行う。 ・避難対応の実施		避難勧告・避難指示等を伝達する。
④地区内での情報の共有	・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など）		

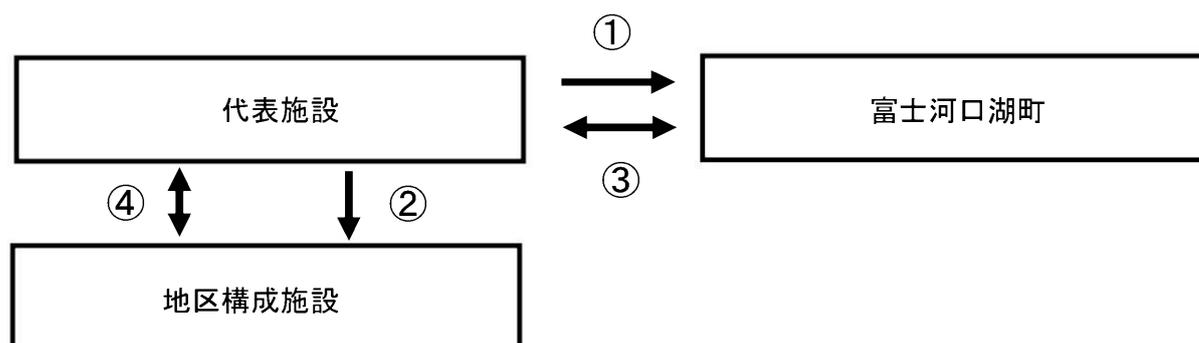


図 7 緊急連絡の流れ

## (2) 避難誘導対応

### ①利用者等への情報伝達

規制範囲外へ避難が必要となった場合、各施設は、館内放送などを使って、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難勧告・避難指示が発令し、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。地区共同の屋外スピーカーは、民宿「丸慶」が操作し、広報する。

文案を下記に示す。

	<p>〈施設の屋外空間及び建物内への広報〉</p> <p>ただ今、富士山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に入山規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。</p> <p>繰り返します・・・</p>
	<p>〈施設周辺への広報〉</p> <p>ただ今、富士山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに甲府方面に避難してください。避難に際しては、富士河口湖町や気象庁等から出される情報に注意してください。</p> <p>繰り返します・・・</p>
➡	<p>〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合〉</p> <p>「5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の文案を参照する。</p>

### ②規制範囲外への避難の実施

利用者等を規制範囲外に避難させるための避難経路については図6のとおり。避難手段については、自家用車等、各自の手段での避難を基本とする。

ただし、富士河口湖町から指示があった場合は、この限りではない。

規制範囲外への避難の手順は表12のとおり。

表12 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
①利用者等の状況把握	地区全体の避難状況を確認する。	利用者等の人数や避難の状況などを把握・整理し、代表施設と情報を共有する。
②町との協議	避難手段のない利用者がある場合、富士河口湖町との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する。	
③残留者の確認	施設内外に残留者がいないか確認する。	

5.3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても入山立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合

(1) 情報収集・伝達

表 13 当地区として行う情報収集・伝達

手順	代表施設	地区構成施設	町
①代表施設への連絡			代表施設への連絡を行う。 ・噴火警戒レベルの引き上げ ・入山規制の実施通知 ・臨時の解説情報
②災害対応体制の確立	町からの第一報をもとに情報収集体制を取り、緊急連絡網を用いてすべての地区構成施設へ連絡する。	地区構成施設内での情報伝達体制を取る。	
③町との協議	町と、避難等の実施に係る以下の協議を随時実施する。 ・情報収集・伝達		
④地区内での情報の共有	館内放送などを使って、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや入山規制実施したこと、臨時の解説情報が発表されたことを伝達する。		

## (2) 利用者等への情報伝達

各施設は、館内放送などを使って、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制実施したこと、臨時の解説情報が発表されたことを伝える。地区共同の屋外スピーカーは、民宿「丸慶」が操作し、広報する。

文案を下記に示す。

<p>〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された場合〉</p> <p>ただ今、富士山の噴火警戒レベルが○に上がり、火口から○km圏に立入規制がかかります。○○道の○○より山側には入らないでください。なお、本地区は、規制範囲の外に位置しています。</p> <p>また、今後の火山活動や富士河口湖町や気象庁等から出される情報にご注意ください。 繰り返します・・・</p>
<p>〈臨時の解説情報が発表された場合〉</p> <p>ただ今、気象庁から富士山に関する臨時の解説情報が出されました。今後の火山活動や富士河口湖町や気象庁等から出される情報にご注意ください。繰り返します・・・</p>

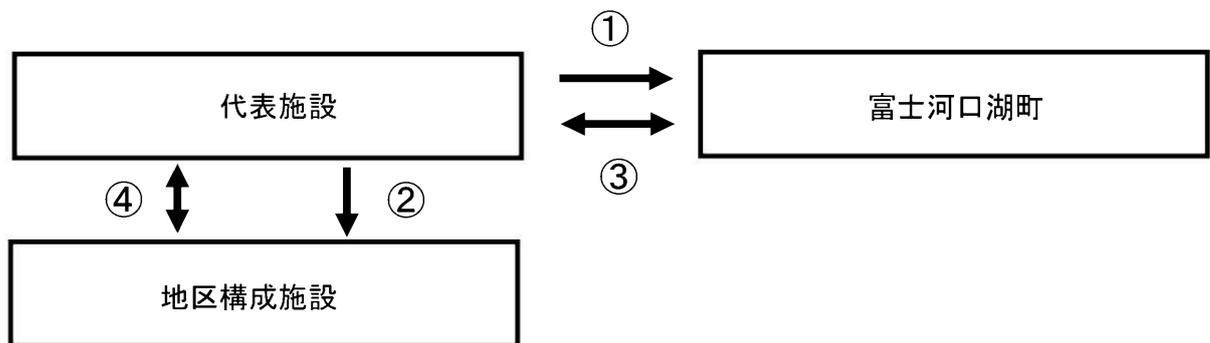


図8 緊急連絡の流れ

## 6. 資器材の配備等

### (1) 当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

#### ① 保有設備、資器材、備蓄物資

当施設における情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、表14のとおりである。

施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

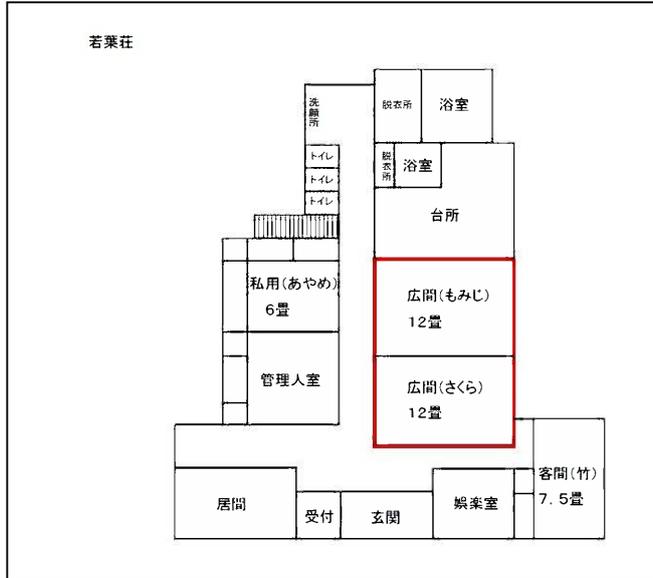
表14 当施設の保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ		
	ラジオ		
	ファクス		
	防災無線戸別受信機		
	インターネット端末		
避難誘導	メガホン		
	案内旗		
	マスク		
	水・食料		
	寝具・防寒具		
その他	医薬品		
	自家発電装置		
	自家発電用燃料（予備）		
	予備電池		
	懐中電灯		
	電池式照明器具		
	従業員用ベスト・腕章		
	立て看板		
立入禁止テープ			

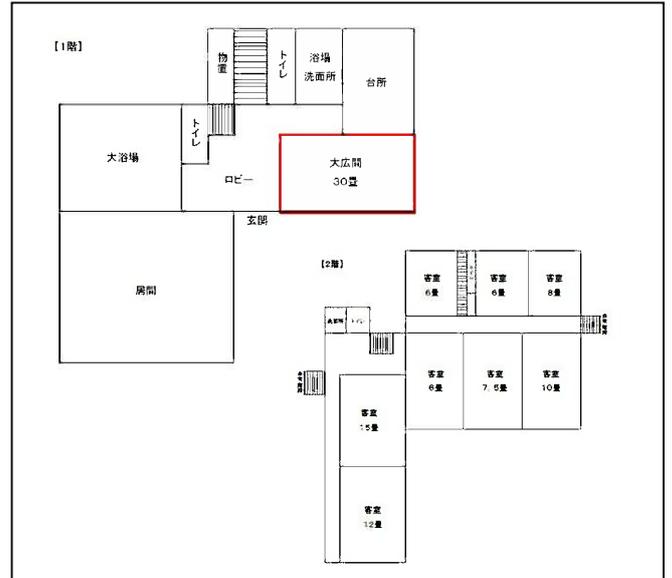
表14については、各施設が保有、備蓄している物資等であり、個別の施設の避難確保計画に記載する。



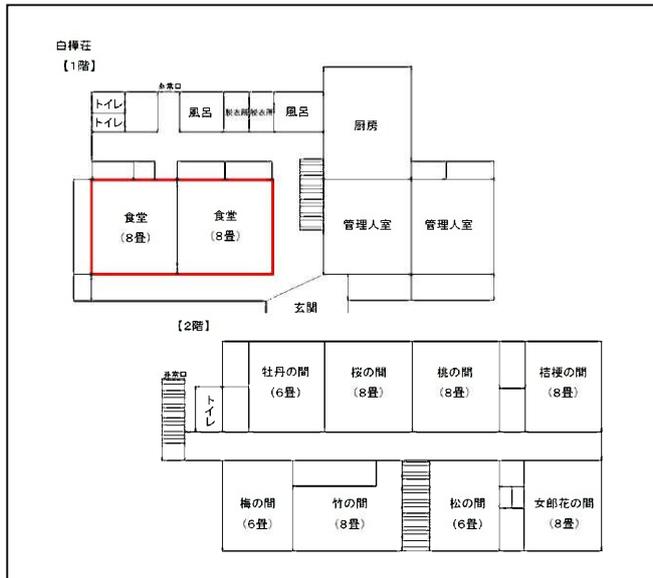
若葉荘



ちどり荘



白樺荘



きくみ荘

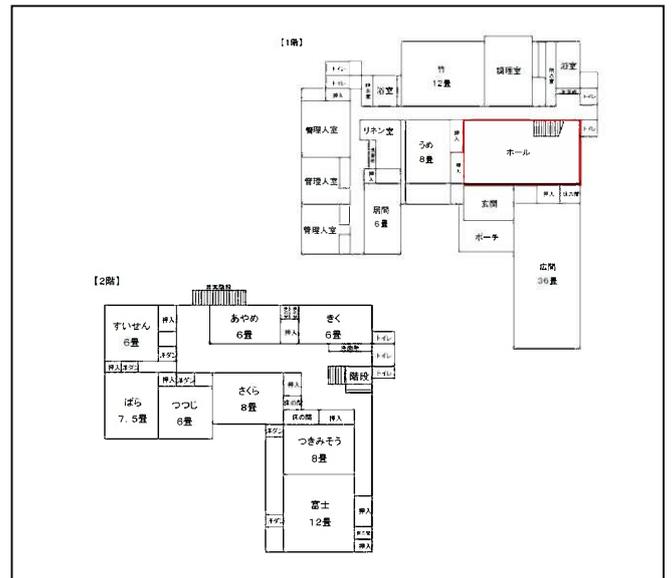


図 10 ①〇〇民宿内のより安全な場所・経路図

## (2) 地区全体の施設整備・備品等の状況

### ① 資器材・備蓄物資

当地区における避難誘導の際に必要な資器材、緊急退避した従業員、利用者等のための備蓄物資は、表15のとおりである。代表施設は、毎年4月に各施設に報告を求め、更新する。

表15 地区における資器材、備蓄物資一覧

資器材等	丸慶	翠明荘	樹海荘	岳心荘	きくみ荘	若葉荘	まるみ荘	やまか荘	ちどり荘	白樺荘	合計
メガホン											
マスク	50			50	60	20	20	40	30	130	
水	24			24	40		24	40	6		
食料							50	40		100	
寝具・防寒具	50	25	50	20	50	10	50	50	45	30	
医薬品	1	1		1		1	1	3	1	1	
自家発電装置			1		1			1	1		
自家発電用燃料 (予備)	10 ℓ				18 ℓ				20 ℓ		
予備電池	25	15		10	15	30	20	10	21	20	
懐中電灯	5	3		2	10	3	5	10	5	2	
電池式照明器具		2					3	5		2	

## ② 輸送手段の確保体制

当地区において、利用者等の搬送のために活用できる車両は表16のとおりである。

代表施設は、毎年〇月に各施設に報告を求め、更新する。

代表施設は、緊急時におけるバス等の輸送手段の確保については、あらかじめ〇〇町と調整し確認しておく。

表16 地区における保有車両一覧

車種	丸慶	翠明荘	樹海荘	岳心荘	きくみ荘	若葉荘	まるみ荘	やまか荘	ちどり荘	白樺荘	合計
普通車両	2	2	3	2	3	2	3	3	3	1	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表17 輸送手段の協力機関一覧

機関・事業所名	所在	連絡先
富士急バス(株)	富士河口湖町小立 4837	
イビシタクシー(株)	富士河口湖町船津 4095-1	

## ③ 屋根が補強されている施設

当地区における、噴石等に対して屋根が補強されている施設は、表9のとおりである。

## 7. 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察

### (1) 当施設、地区における研修・訓練の実施

当施設、地区においては、表 18 の研修・訓練を実施する。

表 18 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
総合防災訓練（富士河口湖町主催）	毎年 9 月	全員
避難訓練（火山防災協議会主催）	毎年 10 月	防災対応要員
研修会・防災講演会	適宜	防災対応要員、従業員

### (2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動などで変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修正を行う。
- ③ 訓練を実施した場合、及び計画を変更した場合は、富士河口湖町に報告する。

### (3) 当施設における利用者への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布は、以下のとおりである。

表 19 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
建物内のより安全な場所・退避経路	掲示
施設周辺の避難経路・避難先	掲示
噴火時等の心得、行動のしかた	掲示
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	掲示
富士山火山防災ハザードマップ	掲示と配布
火山に関するパンフレット・資料等	掲示と配布
富士山噴火時の行動手順	掲示と配布

### (4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を甲府地方气象台に伝達する。連絡先は、表 8 のとおりである。

## 8. 参考資料

### (1) 参考とすべき情報等

表 20 参考とすべき情報等 (例)

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベル表

# 富士山の 噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

## 噴火警報等で発表する 噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



## 富士山 噴火警戒レベルに対応した規制範囲

- 富士山では、噴火した時に影響が及ぶ可能性の高い範囲を以下のように推定しています（全ての範囲が同時に危険になるわけではありません）
- 火口ができる可能性の高い範囲
- 噴火しそうな時、噴火が始まった時すぐに避難が必要な範囲（火砕流、噴石、溶岩流の影響が及ぶ可能性の高い範囲を意味するものです）
- 火砕流の流下範囲
- 噴石の到達範囲
- 溶岩流（3時間以内）に山頂から流下する範囲
- ※ 積雪時には融雪型火山泥流の到達範囲も対象になります。
- 溶岩流が24時間以内に到達する範囲

### 噴火警戒レベルと必要な防災対応

#### ■ 噴火する前の段階

- ・ レベル5（避難）及びレベル4（避難準備）の3つの範囲での避難準備及び要援者避難等
- ・ レベル3（入山規制）の範囲での活動自粛等
- ・ レベル2（火口立入規制）限定的な危険地域の立入規制等
- ・ レベル1（活火山であることに留意）特になし

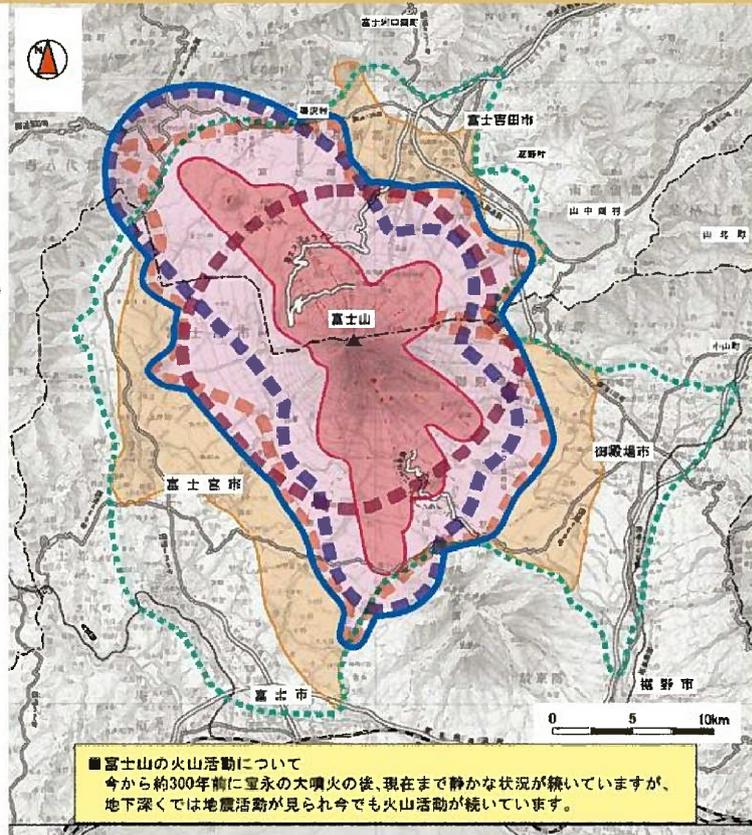
#### ■ 噴火開始後の段階

状況に応じて対象範囲を判断することになります。

■ この図は、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会、平成16年6月）に基づいています。

■ 富士山の噴火警戒レベルは地元自治体と協議して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等は地域防災計画等で定められておりますので詳細については富士山周辺の下記自治体\*にお問い合わせください。

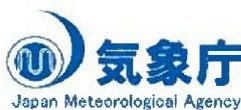
\* 静岡県、富士市、御殿場市、裾野市、富士宮市、小山町、山梨県、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、山中湖村、忍野村、晴沢村、身延町、神奈川県



■ 富士山の火山活動について  
今から約300年前に宝永の大噴火の後、現在まで静かな状況が続いていますが、地下深くでは地震活動が見られ今でも火山活動が続いています。



本冊子は、環境油インクを採用しています。



問い合わせ先

気象庁地震火山部火山課 火山監視・警報センター  
TEL : 03-3212-8341 (内線4536) <http://www.jma.go.jp/>  
■ 甲府地方気象台 TEL:055-222-9101 <http://www.jma-net.go.jp/kofu/>  
■ 静岡地方気象台 TEL:054-286-3521 <http://www.jma-net.go.jp/shizuoka/>  
■ 横浜地方気象台 TEL:045-621-1999 <http://www.jma-net.go.jp/yokohama/>

図9 富士山の噴火警戒レベルに対応した規制範囲



## 富士山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (1~5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推積  <b>その他の噴火事例</b>                      貞観噴火（864～865年）：                      北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達                      延暦噴火（800～802年）：                      北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</li> <li>●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：                      地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月14日まで（噴火開始数日前）：                      山麓で有感となる地震が増加</li> </ul>
火口周辺警報	火口から 居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月3日以降（噴火開始十数日前）：                      山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</li> </ul>
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。  <b>過去事例</b> 該当する記録なし</li> </ul>
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。</li> </ul>

注1) ここでのいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億<sup>m</sup>³を大規模噴火、2千万～2億<sup>m</sup>³を中規模噴火、2百万～2千万<sup>m</sup>³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特性されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。

最新噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

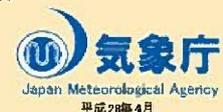


図10 富士山の噴火警戒レベル

### (3) 退避状況集計・整理様式

別表1 退避状況集計様式

緊急退避者数				うち負傷者数	備考

年 月 日  
: 現在

別表2 退避状況整理様式

No	グループ	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載例	▲	富士 一郎 (フジ イチロウ)	男	40		
	▼	富士 花子 (フジ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

(4) 富士山噴火時の行動手順 (多言語版)

# 富士山噴火時の行動手順

Action manual when Mt. Fuji erupted

## Mt. Fuji eruption



### Action manual

#### 1 Protect yourself indoors



● 慌てて外に飛び出さないでください。

英 **Don't rush outside in a hurry.**

中 切勿驚慌奔逃到室外 / 切勿惊慌奔逃到室外

韓 당황해서 밖으로 뛰어 나오지 말아 주십시오.



● 身の回りのもので落下物から頭を守ってください。

英 **Protect your head from (the danger of) falling objects.**

中 請保護頭部免於被掉落物品砸傷 / 請保护头部免于被掉落物品砸傷

韓 자신의 주변 물건으로 낙하물로부터 머리를 지켜 주십시오.

#### 2 Move to the Safety evacuation area



● 従業員の指示には必ず従ってください。

英 **Act calmly and follow instructions from staff.**

中 請按照工作人員的指示行動 / 請按照工作人員的指示行動

韓 종업원의 지시에는 반드시 따라 주십시오.

☛ See the map on the back

#### 3 Actively collect information



● 必要な情報・わからないこと・不安なことは従業員に訊ねてください。

英 **Do not hesitate to contact us whenever you need information, have any questions or face any problems.**

中 若有任何欲獲知的資訊、疑問或感到不安，請聯繫工作人員 / 若有任何欲獲知的信息、疑問或感到不安，請联系工作人員

韓 필요한 정보·모르는 것·불안한 것은 종업원에게 물어 주십시오.

言語表記：  
自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン～観光・宿泊施設の皆さまに向けて～（平成26年10月 国土交通省観光庁）  
訪日外国人旅行者の宿泊時における災害時初動対応マニュアル（九州地方運輸局）

図 11 富士山噴火時の行動手順 (表面)



**Japan Tourism Agency**

## Welcome to Japan. Travel safely. We are here to help.

欢迎来到日本！  
请您在旅途中注意安全。  
我们会竭尽全力帮助您。

歡迎來到日本！  
請您在旅途中注意安全。  
我們會竭盡全力幫助您。

일본에 오신 것을 환영합니다.  
안전한 여행 되세요.  
저희가 당신을 돕겠습니다.

---

**Latest Travel Information and News**  
最新の旅行情報和新聞/最新의 여행정보와 뉴스

**Just in Case ...**

**JNTO Twitter**  
@JapanSafeTravel  
(English)

Follow "Japan Safe Travel" for safety tips and latest information on natural disasters.

**JNTO Official Website**

**JNTO Official Website**  
www.japan.travel/en  
(English)

Check the "Important Notice" section.

**Get Latest News**

**NHK WORLD JAPAN**  
nhk.jp/world  
(English)

International broadcasting by Japan's public broadcaster.  
Check the latest news regarding natural disasters and other unexpected events.

**When You Are Feeling Sick**

**List of Medical Institutions**  
医療機関/醫療機關/의료기관  
www.jnto.go.jp/emergency  
(English/中文/한국어)

Search for medical institutions by a clinical department and a language.

**JNTO Japan Visitor Hotline**  
旅客者用ホットライン/旅客諮詢熱線/일본 방문자 핫라인

050-3816-2787

(English/中文/한국어)  
(24 hours a day)

---

**Police**  
警察 경찰  
110  
(24 hours a day, at no charge)

---

**Ambulances/ Fire Service**  
急救/消防 구급/소방  
119  
(24 hours a day, at no charge)

出典：観光庁「Safety Information Card」

图 12 富士山噴火時の行動手順（裏面）



# 安達太良山噴火時等の避難確保計画

あだたら高原リゾート

令和2年3月

# 目 次

1. 計画の目的	1
2. 施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4. 防災体制	4
5. 情報収集及び情報共有	7
6. 情報伝達及び避難誘導	
6.1 異常の通報又は臨時の解説情報が発表された場合	9
6.2 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合	10
6.3 噴火警戒レベルが「3」に引き上げられた場合	11
6.4 噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合	12
6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、 突発的に噴火した場合	14
7. 資器材の配備等	17
8. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への啓発・周知	19
9. 参考資料	21

## 1. 計画の目的

あだたら高原リゾート（以下、「当地区」という。）に立地する以下の施設は、二本松市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条に基づき当地区としての避難確保計画（以下、「本計画」という。）を定めるものである。

本計画は、当地区内施設に勤務する者（従業員）、施設の利用者、当地区内の施設周辺にいる登山者・観光客等（山頂付近などの当地区外の登山者等は対象外）の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

表1 当地区内施設（避難促進施設）

No.	施設名称（所有者等）	
1	★ロープウェイ山麓駅	（富士急安達太良観光株式会社）
2	富士急レストハウス	（富士急安達太良観光株式会社）
3	レストランランデブー	（富士急安達太良観光株式会社）
4	ロープウェイ山頂駅	（富士急安達太良観光株式会社）
5	あだたら山奥岳の湯	（富士急安達太良観光株式会社）

★は、地区内の代表施設を示す。

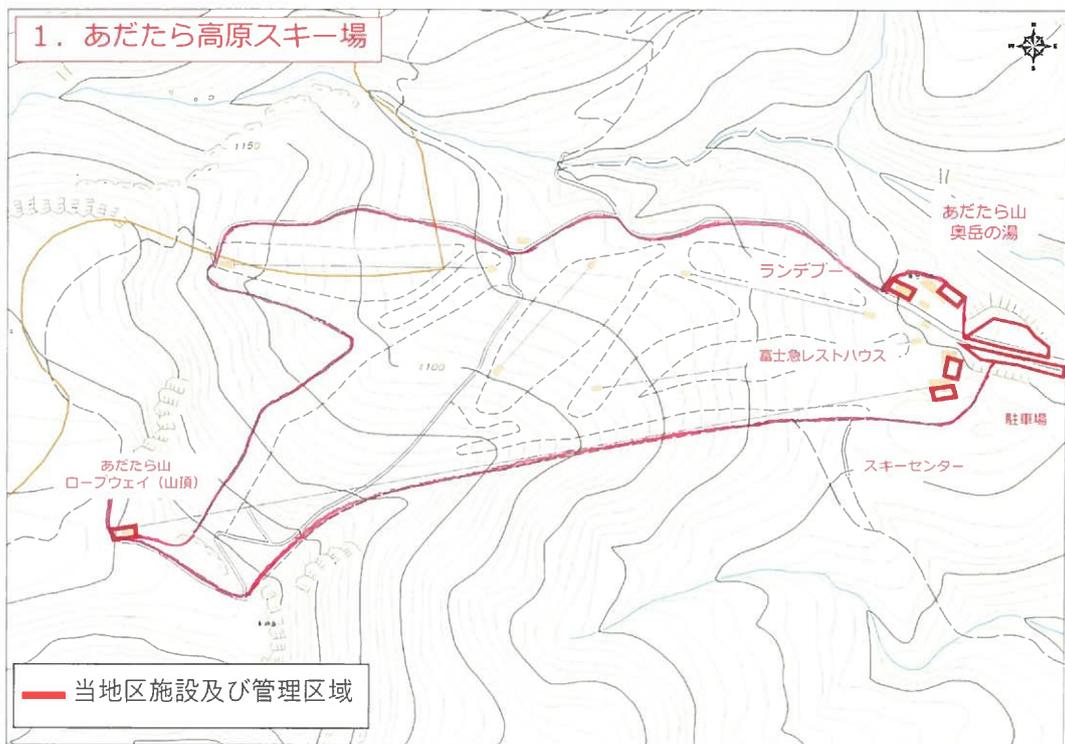
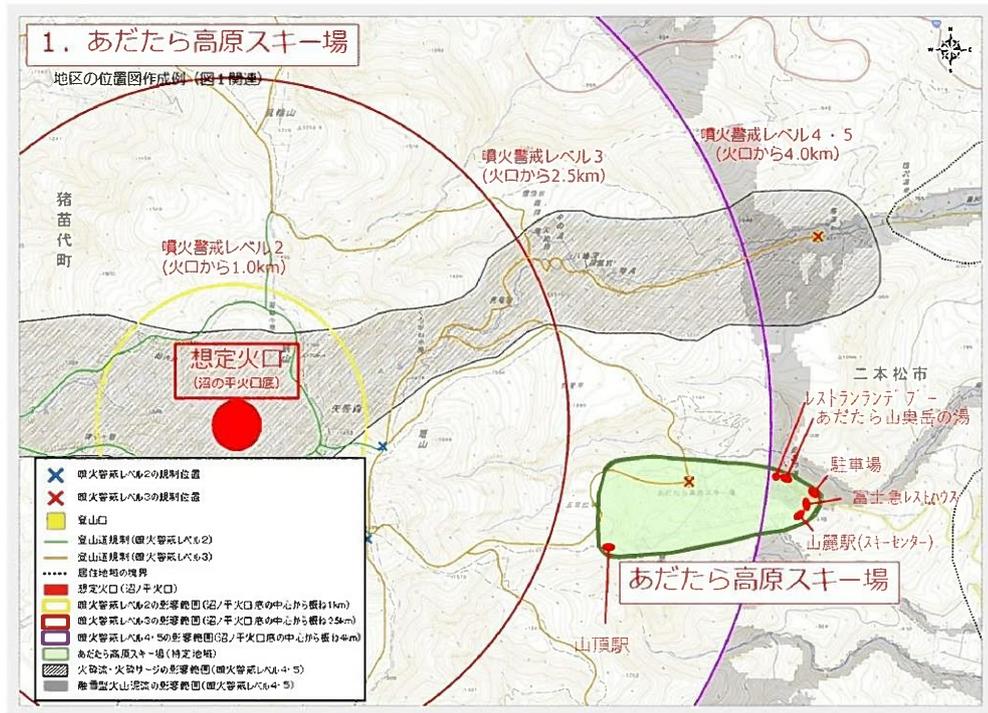
## 2. 施設の位置

以下に、当地区内施設の位置を示す（表2、図1、図2）。当地区内の施設は想定火口域（沼ノ平火口）から概ね3～4kmに位置しており、他の地区より早い対応を要する地域（火山避難計画上の特定地域に該当）であるため、噴火警戒レベル3の場合に避難準備、噴火警戒レベル4の場合に避難開始となる。

表2 施設の位置

項目		内容
想定火口からの距離		概ね3～4km（ロープウェイ山頂駅のみ） 他の施設は4km範囲外
噴火警戒 レベル	レベル2：火口周辺規制	範囲内・一部範囲内 <u>範囲外</u>
	レベル3：入山規制	範囲内・一部範囲内 <u>範囲外</u>
	レベル4・5：避難準備・避難	範囲内・ <u>一部範囲内</u> ・範囲外
地区に影響のある火山現象		<u>大きな噴石</u> 火砕流・火砕サージ <u>融雪型火山泥流</u>
特定地域の設定		噴火警戒レベル3：避難準備 噴火警戒レベル4：避難開始

以下に、当地区の位置図及び当地区内施設位置図を示す。



### 3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当地区において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保を図る。なお、避難を確保すべき者と施設周辺にいる者の想定人数は、以下のとおりである。

表3 避難を確保すべき利用者等

《グリーンシーズン》 (日中のピーク：10月の休日の14時ごろを想定)

業種		施設名	従業員数又は管理者数	最大利用者数	施設周辺にいる登山者・観光客等 (左記を含まない)
スキー場施設	①	★山麓駅 (スキーセンター)	7人	150人	
	②	山頂駅	3人	150人	
飲食店・土産物店	③	富士急レストハウス	3人	50人	
	④	レストランデブー	0人	0人	
その他	⑤	あだたら山奥岳の湯	2人	60人	
	⑥	駐車場	4人	100人	
合計			19人	510人	400人

表4 避難を確保すべき利用者等

《スノーシーズン》 (日中のピーク：2月の休日の14時ごろを想定)

業種		施設名	従業員数又は管理者数	最大利用者数	施設周辺にいる登山者・観光客等 (左記を含まない)
スキー場施設	①	★山麓駅 (スキーセンター)	12人	20人	
	②	山頂駅	0人	0人	
飲食店・土産物店	③	富士急レストハウス	10人	120人	
	④	レストランデブー	5人	120人	
その他	⑤	あだたら山奥岳の湯	1人	40人	
	⑥	リフト (滑走者含む)	24人	700人	
合計			52人	1,000人	150人

## 4. 防災体制

安達太良山の火山活動が活発化した場合の当地区における防災体制は、表5のとおりである。

表5 火山活動状況と体制の関係

状況	体制	班組織	
異常の通報、臨時の解説情報、噴火警戒レベル2が発表された場合 【P9～10 …6. 1～6. 2】	情報伝達体制	〔★代表施設〕 山麓駅（スキーセンター）は、以下の班体制をとる。  ・統括管理者 ・情報班	〔各施設〕 ・富士急レストハウス、レストランランデブー、山頂駅、奥岳の湯については、噴火等の発生に備えて以下の班体制をとり、避難誘導の手順を確認しておく。  ・避難誘導班
噴火警戒レベル3, 4, 5が発表された場合 【P11～13 …6. 3～6. 4】	災害対応体制	〔★代表施設〕 山麓駅（スキーセンター）は、以下の班体制をとる。  ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班	〔各施設〕 ・富士急レストハウス、レストランランデブー、山頂駅、奥岳の湯については、以下の班体制をとり、各班内に避難誘導係を置く。  ・避難誘導班
噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合 【P14～16 …6. 5】			

## 【当地区の体制図】

代表施設は、当地区全体の災害対応を統括する。代表施設と当地区を構成する施設は、図3の体制をとり災害対応にあたる。

図3 当地区の体制図

★代表施設		ロープウェイ山麓駅（スキーセンター）	
統括管理者	自衛消防隊長	・地区の統括	
情報班	(班長) 自衛消防副隊長	・噴火警戒レベル等火山活動情報の収集・伝達	
	(班員) 通報係 2名	・交通規制等道路情報、公共交通情報の収集・伝達 ・各種団体・機関との情報連絡 ・地区の避難状況集約	
避難誘導班	(班長) 事務所火元責任者	・市との連絡調整	
	(班員) 避難誘導係 3名	・利用者の避難状況把握	
	救護係 3名 駐車場係 1名	・利用者への避難等の呼びかけ（現場での広報）・避難誘導	
施設①		富士急レストハウス	
管理者	施設火元責任者		
避難誘導班	避難誘導係 2名		
施設②		レストランランデブー	
管理者	施設火元責任者		
避難誘導班	避難誘導係 2名		

施設③	ロープウェイ山頂駅
管理者	施設火元責任者
避難誘導班	避難誘導係 1名
施設④	あだたら山奥岳の湯
管理者	施設火元責任者（避難誘導係を兼ねる）
避難誘導班	

施設の各統括管理者が不在の場合等には表6の者が代理となる。

表6 各施設の統括管理者の代理順位

代理順位	代表者名
第1位	自衛消防副隊長（情報班長）
第2位	通 報 係

## 5. 情報収集及び情報共有

当地区が行う情報収集・共有は、表7のとおりである。

表7 当地区として行う情報収集・共有

手順	代表施設	地区構成施設（各施設）
①代表施設への連絡		・火山の異常現象や噴火を認知した場合は、代表施設へ一報を連絡する。
②市との緊急連絡	・市に火山の異常現象や噴火の発生を伝達する。 ・市からの火山に関する情報に基づき、必要な体制（情報収集体制、災害対応体制）を取る。	
③体制の確立	・従業員への周知徹底 ・必要な体制を取り、緊急連絡網を用いて各施設へ連絡する。	・各施設内での必要な体制を取る。
④市との連携	市と以下の情報を共有し、避難等の実施について随時協議を実施する。 ・代表施設が把握している火山活動の状況 ・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など） ・各施設及び周辺の影響状況 ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など ・規制範囲外への避難実施のタイミング	
⑤地区内での情報の共有	・各施設の利用者等の避難状況、被災状況（負傷数など） ・各施設及び周辺の影響状況	

各施設及び関係機関の連絡先、参考とすべき情報の例は、表8のとおりである。

表8 各施設及び関係機関連絡先一覧

分類	施設名	連絡先	代表者
代表施設	★ロープウェイ山麓駅 (スキーセンター)	電 話 : [REDACTED] 携帯電話 ([REDACTED]) : [REDACTED]	自衛消防隊長
地区構成施設	富士急レストハウス	[REDACTED]	火元責任者
	レストランランデブー	[REDACTED]	〃
	ロープウェイ山頂駅	[REDACTED]	〃
	あだたら山 奥岳の湯	[REDACTED]	〃
連絡先 (外部機関 との窓口)	二本松市	市民部 生活環境課 : [REDACTED]	生活環境課 生活防災係
連絡先 (その他)	その他 関係機関	福島地方気象台	[REDACTED]
		二本松北消防署	[REDACTED]
		二本松警察署	[REDACTED]
	福島県庁	[REDACTED]	危機管理部 災害対策課
	輸送機関	福島交通(株) 二本松(営)	[REDACTED]
		昭和タクシー	[REDACTED]
丸やタクシー		[REDACTED]	

## 6. 情報伝達及び避難誘導

### 6.1 異常の通報又は臨時の解説情報が発表された場合

#### (1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから安達太良山に異常現象が発生していることや安達太良山の「火山の状況に関する解説情報（臨時）」発表の連絡を受けた場合は、スキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）する。

文案を下記に示す。

〈臨時の解説情報が発表された場合〉

ただ今、気象台から安達太良山の火山の状況に関する臨時の解説情報が発表されました。

安達太良山では、火山活動の活発化が見られます。

今後の火山活動について、気象台や二本松市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

## 6.2 噴火警戒レベルが「2」に引き上げられた場合

### (1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから噴火警戒レベル2への引上げに関する噴火警報について連絡を受けた場合、情報伝達体制を取り、通常業務のほか今後の噴火警戒レベルの引き上げ等に備え、必要な範囲での準備を開始する。運行中のロープウェイ及びリフトについてはレベルの引き上げ等に備え運行を停止できる体制をとる。またスキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）する。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベル2への引上げや火口周辺規制が実施された場合〉  
ただ今、安達太良山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。  
これにより、沼ノ平火口から概ね1kmの範囲に立入規制がかかります。  
安達太良山山頂及び峰の辻より沼ノ平火口側には入らないでください。  
なお、当施設（スキー場）は、規制範囲の外側に位置しています。  
今後の火山活動について、气象台や二本松市から出される情報にご注意ください。  
繰り返します・・・

### (2) 噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合

「6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の対応を参照する。

## 6.3 噴火警戒レベルが「3」に引き上げられた場合

### (1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから噴火警戒レベル3への引上げに関する噴火警報について連絡を受けた場合、災害対応体制に移行する。通常業務を停止し今後の噴火警戒レベルの引き上げ等に備え、必要な範囲での準備を開始する。運行中のロープウェイ及びリフトについては安全が確認出来ない場合は運行を停止し、旅客の誘導に当たる。ただし、二本松市より要請があった場合は、状況に応じて登山者の移動手段として運行を検討する。また、スキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）する。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベル3への引上げや入山規制が実施された場合〉

ただ今、安達太良山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。

これにより、沼ノ平火口から概ね2.5kmの範囲に立入規制がかかり、奥岳登山道は入山規制となります。

なお、当施設（スキー場）は、規制範囲の外側に位置していますが、噴火の発生に備え、避難を開始できる準備をお願いします。

今後の火山活動について、气象台や二本松市から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・

### (2) 噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合

「6.5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の対応を参照する。

## 6.4 噴火警戒レベルが「4」又は「5」に引き上げられた場合

### (1) 利用者等への情報伝達

各施設は、県や市などから噴火警戒レベル「4」又は「5」への引上げに関する噴火警報について連絡を受けた場合、通常営業を中止するとともに、運行中のロープウェイ及びリフトは直ちに運行を停止し旅客を安全な場所に誘導する。ただし、二本松市より要請があった場合は、状況に応じて登山者の移動手段として運行を検討する。また、スキー場内放送設備を使用し、利用者等に情報を伝達（周知）するとともに、警戒を要する範囲外に避難を呼びかける。

文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベル4又は5への引上げられた場合〉

ただ今、安達太良山の噴火警戒レベルが4（又は5）に引き上げられました。

沼ノ平火口から概ね4kmの範囲では、大きな噴石の飛散に警戒が必要です。

《積雪期の場合》

また、広範囲に影響が及ぶ融雪型火山泥流の発生に警戒が必要です。

当施設（スキー場）は警戒を要する範囲に含まれますので、速やかに岳温泉方面を經由し二本松市街地へ、又は福島方面に避難してください。

二本松市が発令する避難情報や火山に関するお知らせに注意してください。

繰り返します・・・

### (2) 警戒を要する範囲外への避難の実施

各施設の従業員は、自身の安全を確保しつつ、表9の手順に沿って警戒を要する範囲外へ利用者等の避難誘導を実施する。

なお、避難手段については、自家用車等、各自の手段での避難を基本とする。

また、避難先（指定避難所等）について、二本松市から指示があった場合は、指定された避難先へ利用者等を避難誘導する。

表9 規制範囲外への避難

手順	代表施設	地区構成施設
①利用者等の状況把握	当地区全体の避難状況を確認する。	利用者等の人数や避難の状況などを把握・整理し、代表施設と情報を共有する。
②輸送手段の調整	避難手段のない利用者等がいる場合、二本松市との協議により、車両の手配等を要請する。	
③避難誘導	警戒を要する範囲外へ利用者等を避難誘導する。 (噴火により噴石の飛散や降灰が激しい場合、建物内への緊急退避を優先。)	

手順	代表施設	地区構成施設
④残留者の確認	施設内外に残留者がいないか確認する。	
⑤施設関係者の避難	施設関係者についても、警戒を要する範囲外への全員避難を完了させる。	
⑥避難完了の報告	当地区全体の避難完了について、二本松市へ報告する。	

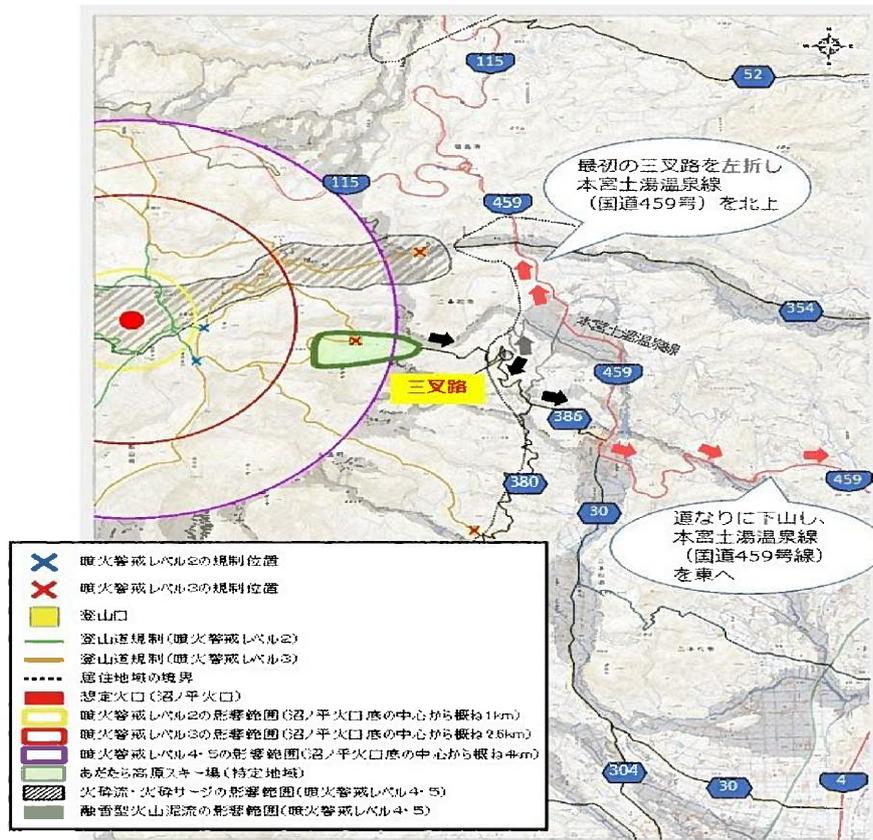


図4 避難先と避難経路

### (3) 噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された後に噴火が開始した場合

「6. 5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合」の対応を参照する。

## 6. 5 噴火警戒レベルの引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

### (1) 利用者等への情報伝達（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

各施設は、スキー場内放送設備を使用し、屋外にいる利用者等に噴火の発生を伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者に対しても安達太良山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないように呼びかける。なお、スキー場内放送設備は、避難誘導係が操作し、広報する。

また、各施設の従業員は、自身の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で建物内に入るよう呼びかける。

文案を下記に示す。

〈突発的噴火が発生した場合の広報〉

ただ今、安達太良山が噴火しました。噴石や火山灰が飛散するおそれがあります。  
屋外に居られる方は、ただちに、建物内へ屋内に居られる方は外に出ないで下さい。  
係員がより安全な場所へ誘導いたしますので、係員の指示に従ってください。  
繰り返します・・・・

当地区内で、利用者等の避難誘導先となる屋内退避施設の位置図を下記に示す。

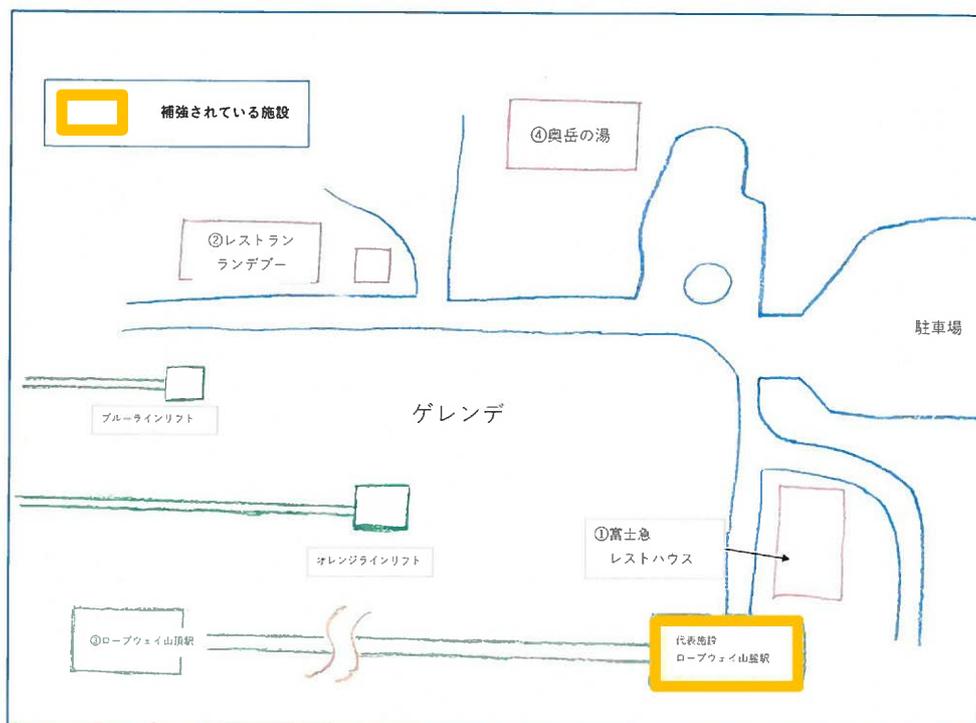


図5 施設位置図

## (2) 建物内での緊急退避誘導（屋内の移動）

代表施設（ロープウェイ山麓駅）の従業員は、建物内の緊急退避者に対し、建物内のより安全な場所（ロープウェイ山麓駅1階、緊急退避者が入りきれない場合には富士急レストハウス）への誘導を行う。より安全な場所への経路図は図6のとおり。

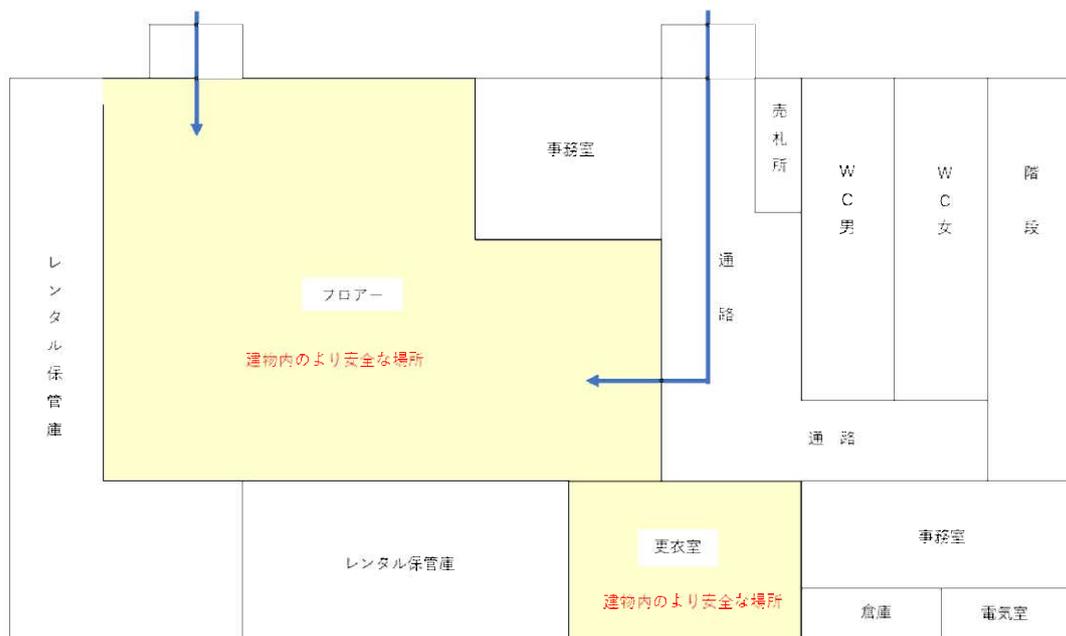


図6 ロープウェイ山麓駅内のより安全な場所・経路図

## (3) 施設間の緊急退避誘導（屋外の移動）

屋根の補強対策などが完了していない施設については、噴石の飛散状況など、火山活動の状況を観察し、代表施設の統括管理者と協議して、建物内の緊急退避者と一緒に、より頑丈なロープウェイ山麓駅1階へ移動する。必要に応じて、代表施設の統括管理者に車両の手配等の応援要請を行う。当地区で屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設は表10のとおり。

表10 地区における屋根が鉄筋コンクリート造または補強されている施設一覧

施設名	緊急退避者 受入可能数	建物内のより安全な場所
山麓駅（スキーセンター）	300人	1階

#### (4) 退避者状況の把握・整理

各施設は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を別表1, 2 (P20参照)により可能な限り把握・整理する。

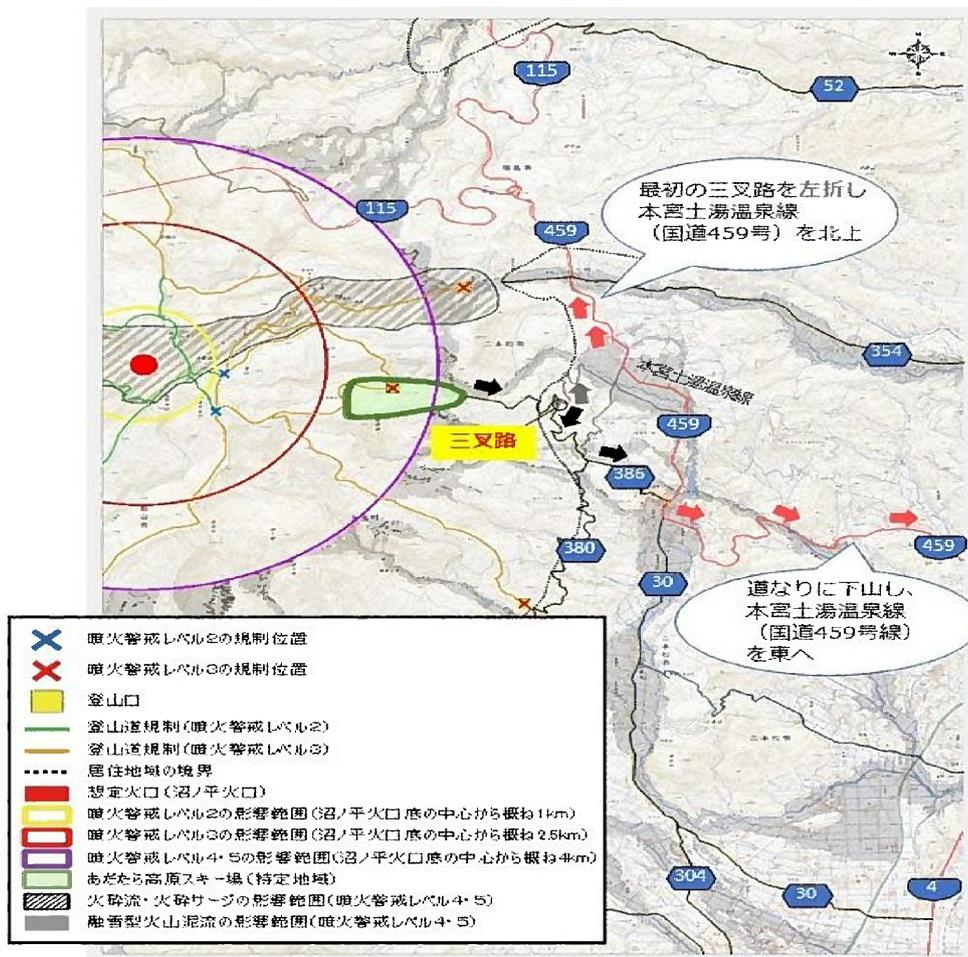
代表施設は、地区構成施設と連絡をとり、地区全体の退避状況等の把握・整理を行う。

#### (5) 応急手当の対応

負傷者に対しては、救護係を中心として可能な限り応急手当を行うとともに、必要に応じて地元消防に救急要請を行う。

#### (6) 規制範囲外への避難

「6.4(2)警戒を要する範囲外への避難の実施」の対応を参照する。



## 7. 資器材の配備等

### (1) 当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

当施設における情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、表11のとおりである。

施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法並びに保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

代表施設は、毎年4月に設備・資機材、備蓄物資の状況を点検・確認し、必要な更新等を行う。

表11 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置、又は保管場所	数量
情報収集・伝達	テレビ	人工降雪室	1台
	ラジオ	山麓駅	1台
	ファクス	山麓駅	1台
	インターネット端末	山麓駅	
	衛星電話	山麓駅	1台
避難誘導	屋外スピーカー	各所	
	携帯用拡声器	山麓駅	1台
	AED	山麓駅、奥岳の湯	2台
	ヘルメット	山頂駅	100個
	マスク	山麓駅	100枚
	水・食料	レストハウス	
	寝具・防寒具	スキーセンター、 パトロール室	
	医薬品	パトロール室	
その他	自家発電装置	山麓駅・山頂駅	2台
	懐中電灯	山麓駅・山頂駅	

## (2) 輸送手段の確保体制

当地区において、利用者等の搬送のために活用できる車両は表12のとおりである。

代表施設は、定期的に保有車両の点検・整備状況を確認する。

また、代表施設は、緊急時におけるバス・タクシー等の輸送手段の確保について、あらかじめ二本松市及び協力機関と調整しておくこととする。

表12 地区における保有車両一覧

車種	台数
普通車両	4
貨物車	1

表13 輸送手段の協力機関一覧

機関・事業所名	所在地	連絡先
福島交通(株) 二本松(営)	二本松市上竹	■■■■■
昭和タクシー	二本松市成田	■■■■■
丸やタクシー	二本松市金色久保	■■■■■

## (3) 屋根が補強されている施設

当地区における、噴石等に対して屋根が補強されている施設は、表10のとおりである。

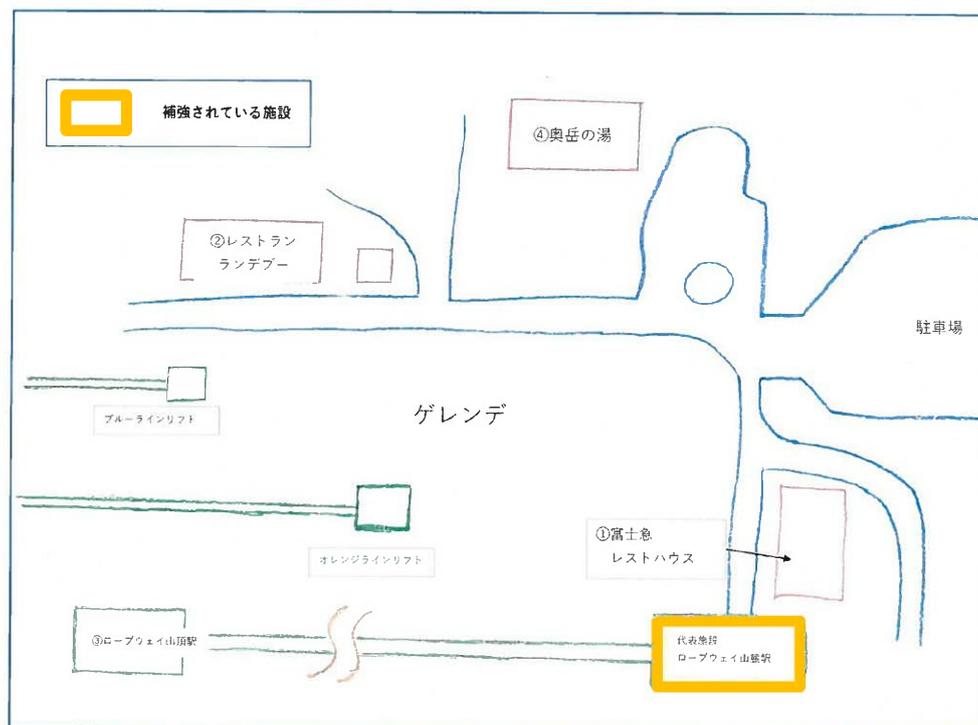


図8 施設位置図(再掲)

## 8. 防災教育及び訓練の実施、利用者等への啓発・周知

### (1) 当施設、地区における研修・訓練の実施

当施設、地区においては、表14のとおり研修・訓練を今後予定していく。  
また、訓練を実施した場合は二本松市へ報告をする。

表14 防災教育及び訓練計画

研修・訓練の内容	頻度	対象者
従業員研修	毎年 1回	防災対応要員
避難誘導訓練	毎年 1回	防災対応要員 利用者（必要に応じて）
火山防災合同訓練（協議会主催）	適宜	防災対応要員
各種研修会（関係機関主催）	適宜	防災対応要員

### (2) 避難確保計画の見直し

- ① 毎年実施される訓練を通じて、本計画の検証及び見直しを行う。
- ② 施設や人事異動などで変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、本計画を修正する。
- ③ 本計画を変更した場合は、二本松市に報告する。

### (3) 当施設、地区における利用者への情報提供・啓発

情報掲示やパンフレット等の配布は、以下のとおりである。

その他、福島県・二本松市より掲示物、パンフレット等の提供があった場合は随時配布を行う。

表15 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
施設周辺の避難経路・避難先	掲示
火山防災マップ	掲示
火山に関するパンフレット・資料等	掲示

### (4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を福島地方気象台に伝達する。連絡先は、表8のとおりである。

別表1 退避状況集計様式

集計様式				年 月 日
				: 現在
緊急退避者数			うち負傷者数	備考
利用者	従業員等	合計		

別表2 退避状況整理様式

No	グループ	氏名 (フリガナ)	性別	年齢	負傷	備考
記載例	↑	福島 一郎 (フクシマ イチロウ)	男	40		
	↓	福島 花子 (フクシマ ハナコ)	女	30	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

## 9. 参考資料

### (1) 参考とすべき情報等

表16 参考とすべき情報等(例)

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 噴火警戒レベル表

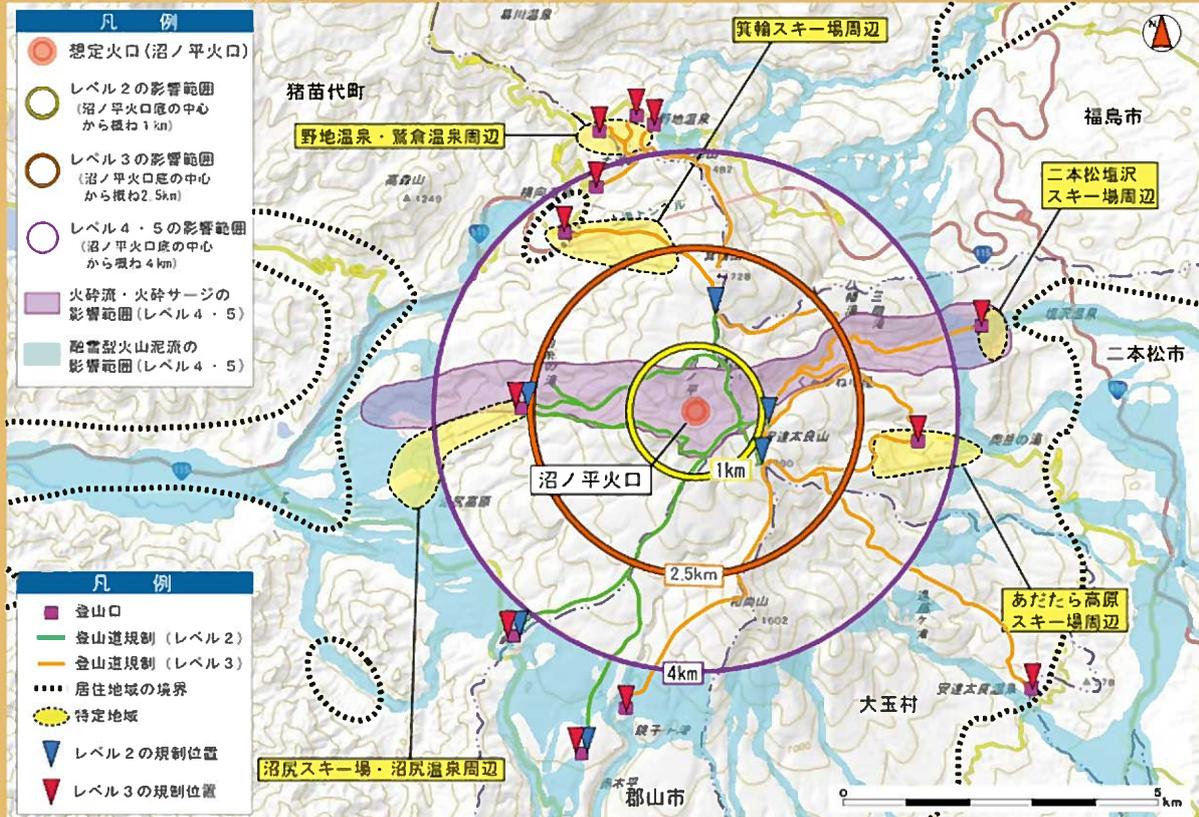
# 安達太良山の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 安達太良山の噴火警戒レベルは、噴火警報等でお伝えします。



## ■ 安達太良山 噴火警戒レベルと規制範囲



この図は、国土院「地理院地図」を使用して作成しています。  
 ※図中の特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指します。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがあります。  
 ※火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流の影響範囲は、「安達太良山火山噴火緊急減災対策砂防計画」(平成27年3月)に基づき作成しています。  
 ※融雪型火山泥流の影響範囲は、最大規模のマグマ噴火が積雪期に発生し、高温の噴出物が放出され火口から4km以内の積雪を融かし周囲に落下した場合を想定したものです。

■ 安達太良山の噴火警戒レベルは、安達太良山火山防災協議会において協議、作成されました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については、二本松市、福島市、郡山市、猪苗代町、大玉村、本宮市にお問い合わせください。



上層は、地図インクを使用しています。



仙台管区気象台 地域火山監視・警報センター  
 TEL: 022-297-8164 <https://www.jma-not.go.jp/sendai/>  
 福島地方気象台  
 TEL: 024-534-2162 <https://www.jma-not.go.jp/fukushima/>  
 安達太良山火山防災協議会事務局：福島県  
 TEL: 024-521-7194 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/>

図9 安達太良山噴火警戒レベルと規制範囲 (出典：気象庁)



平成21年3月31日運用開始  
令和元年9月25日改定

## 安達太良山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (※7-5)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。</li> <li>●融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。</li> </ul> <p><b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</p>
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね4 km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。</li> <li>●融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。</li> </ul> <p><b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</p>
警報	噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね2.5 km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。</li> </ul> <p><b>過去事例</b> 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火</p>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口から概ね1 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。</li> </ul> <p><b>過去事例</b> 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏。</li> <li>●状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。</li> </ul> <p><b>過去事例</b> 1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる</p>

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。  
※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町村の地域防災計画等で定められています。  
■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。  
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



令和元年9月

図10 安達太良山の噴火警戒レベル(出典：気象庁)

<各施設掲示用>

## 噴火の時は！

奥岳地区にて安達太良山噴火が確認された場合

あだたら高原リゾート

### ◆行動原則

- ① 噴火を覚知したら周辺の方に大声で避難を呼びかける。
- ② あらゆる事態に臨機に対処できるよう落ち着いて行動する。
- ③ 言語や移動に不安のある方に対し、できる範囲で協力する。

### ◆突発的噴火を確認したら

「噴火したぞ！」「避難しろ！」と伝え山麓駅に向かう。

「地区内で緊急退避」したのち「地区外へ避難」の二段階避難を原則とする。

噴火発生警報（突発的噴火）と同時に、一次避難・二次避難の二段階避難を原則とする。

#### 【地区内での緊急避難施設】

当地区での緊急避難施設はロープウェイ山麓駅1階です。

#### 【地区外へ避難】

係員の指示に従い、各自の交通手段で避難。

福島県又は、二本松市並びに関係機関より指示があった場合は指示内容を優先する。

### ◆二次避難の交通手段（徒歩・自家用車以外）

福島交通、昭和タクシー、丸やタクシーの協力をいただいております。

### ◆地区全体の災害対応の総括（代表施設）

あだたら高原リゾートにて管理 XXXXXXXXXX

# 八丈富士噴火時等の避難確保計画（案）

八丈町産業観光課

令和〇年〇月

# 目 次

1	計画の目的	3
2	施設の位置	3
3	避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	4
4	防災体制	5
5	情報伝達及び避難誘導	
5. 1	噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	6
5. 2	噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	10
5. 3	臨時の解説情報等が発表された場合	11
6	資器材の配備等（必要な物資等）	12
7	防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察等の必要な措置	13
8	参考資料等	14

# 1 計画の目的

当施設※は、八丈町地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条に基づく「避難促進施設」として定められており、第8条に基づき本計画を定める。本計画は、当施設の従業員及び利用者（以下、「施設利用者」という。）の噴火時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

※当施設とは、ふれあい牧場内に立地する八丈富士牧野休憩舎、駐車場、展望台、牛舎、トイレ等の施設及び各施設を接続する敷地内通路をいう。

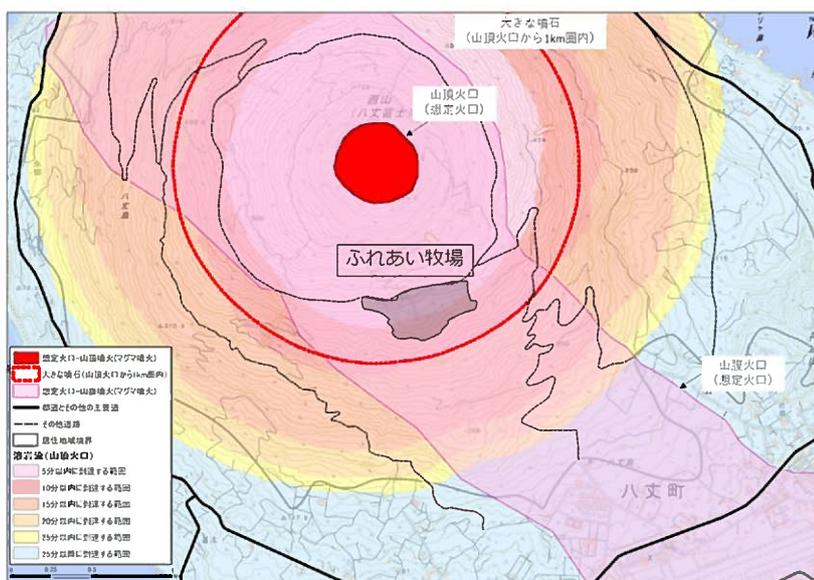
# 2 施設の位置

当施設は、山頂噴火想定火口域から約1km圏内に位置しており、噴火警戒レベル2の場合は立入規制が行われ、当施設から規制区域外への避難が必要となる。当施設に影響のある火山現象は、大きな噴石、溶岩流、火砕流、土石流、降灰等が想定されている。

表一 1 施設の位置

項 目		内 容
想定火口からの距離		概ね1km圏内
噴火警戒 レベル	レベル2：火口周辺規制	範囲内
	レベル3：入山規制	範囲内
	レベル4・5：避難準備・避難	範囲内
当施設に影響のある火山現象		大きな噴石、溶岩流、火砕流、土石流等

以下に、施設の位置図を示す。



(出典) 八丈島火山避難計画 (令和元年5月) をもとに作図

図一 1 施設の位置図

### 3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

避難確保を行うべき対象は、原則として施設利用者とする。

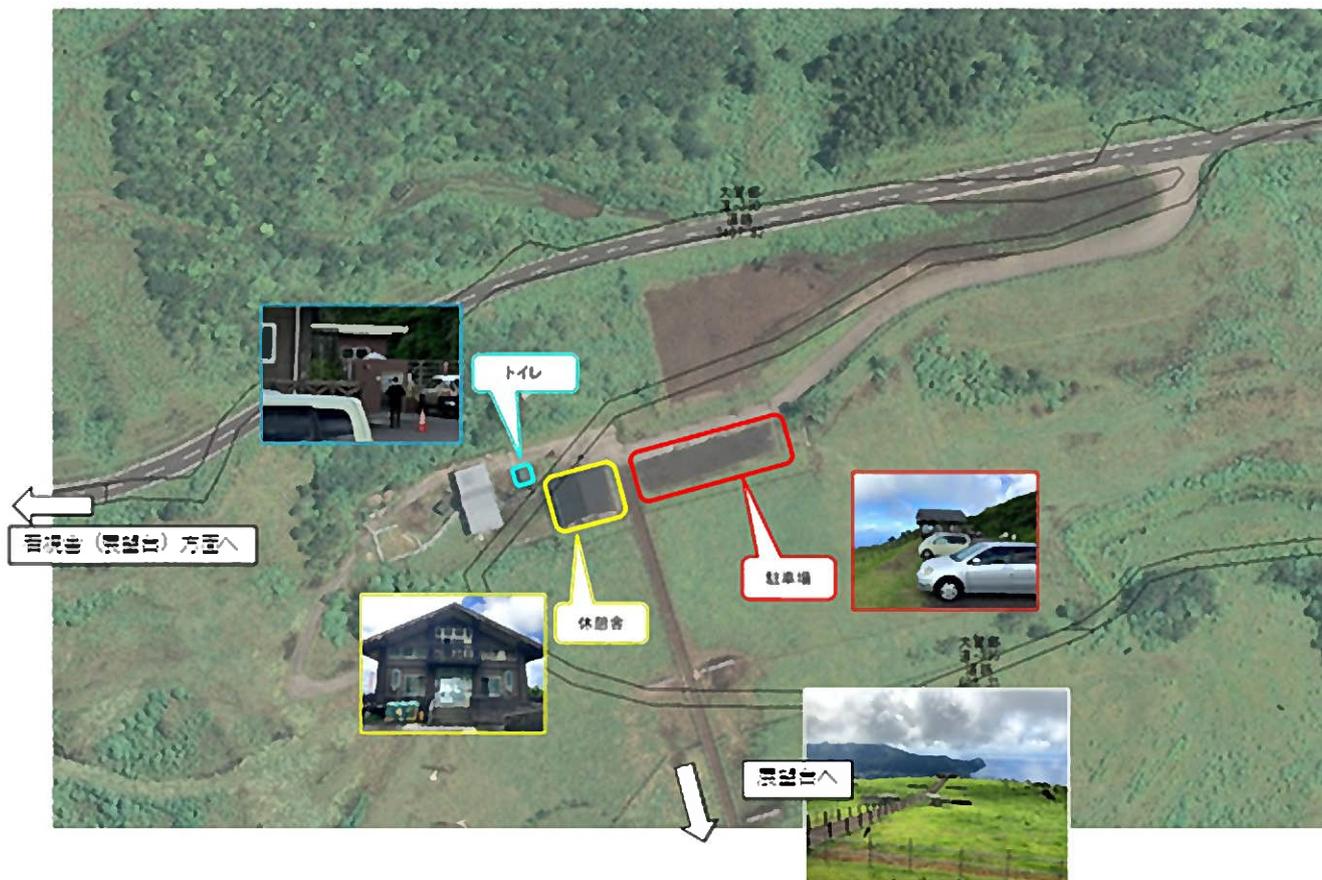
また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保に努める。

当施設の従業員数、最大利用者数、当施設に緊急退避してくる者の想定人数は、以下のとおりである。

表－2 避難を確保すべき対象者数  
(日中のピーク：8月の休日の午後2時ごろを想定)

施設利用者		施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
従業者数	最大利用者数	
4人	30人	—

当施設周辺の地図を以下に示す。



(出典) 八丈町資料

図－2 施設周辺の地図

## 4 防災体制

表一3 噴火警戒レベルに合わせた八丈町の対応表

噴火警戒レベル	施設運営と対策
レベル5	施設：閉鎖
レベル4	対応：八丈町災害対策本部の動向を確認しながら、 情報を取集し対策の検討をおこない施設利用者へ情報の伝達と下山を促す。
レベル3	
レベル2	
レベル1	施設：開場 対応：特になし

※八丈町災害対策本部が設置されていない場合には、八丈町総務課と読み替えるものとする。(以降同様)

当施設の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

表一4 火山活動状況と体制の関係

状況	体制	従業員の役割
噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	災害対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理</li> <li>・ 情報伝達</li> <li>・ 避難誘導</li> </ul>
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合		
噴火警戒レベルの引上げがあっても立入規制の範囲外で、避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理</li> <li>・ 情報伝達</li> </ul>

従業員及び関連機関職員の役割

- ・ 統括管理は産業観光課長がおこない、以下の災害対応にあたる。
- ・ 情報伝達は産業観光課産業係職員がおこなう。
- ・ 避難誘導は牧場管理職員及び八丈富士牧野休憩舎従業員がおこなう。

## 5 情報伝達及び避難誘導

### 5.1 噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合

#### ア 情報収集・伝達

八丈富士の噴火の発生を認知した場合、当施設が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。直ちに災害対応体制をとるとともに、八丈町災害対策本部に噴火の発生や災害対応体制をとったことを伝達する。その後も継続して八丈町災害対策本部と連絡を取り合い、情報の共有を行う。

共有する情報は、以下のとおり。

- ・施設が把握している火山活動の状況
- ・施設利用者の避難状況、被災状況（負傷者数など）
- ・施設及び周辺の被害状況
- ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
- ・規制範囲外への避難実施のタイミング（八丈富士休憩舎へ一時退避か、即避難かの判断）



図一 3 緊急連絡の流れ

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表一 5 各施設及び関係機関連絡先一覧

分類	業種	施設名	連絡先
連絡先 (関連機関の窓口)	行政機関	八丈町総務課	■■■■■
		八丈町産業観光課	■■■■■
		八丈支庁総務課	■■■■■
		八丈町消防本部	■■■■■
		町立八丈病院	■■■■■
		八丈島警察署	■■■■■
	その他関係機関	八丈町商工会	■■■■■
参考(防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他関係機関	気象庁火山監視・警報センター	■■■■■ ■■■■■

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル5 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			レベル4 避難準備		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル3 入山規制		居住地域の近くまで重大な被害を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
		火口周辺	レベル2 火口周辺規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意		火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。	特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

図ー4 噴火警戒レベル表

○噴火警戒レベル2～ 情報伝達の際は、状況を確認し関連機関と連絡をとり八丈町対策本部からの指示等を伝達する。

避難誘導の際は、八丈町からの情報を確認しながら施設利用者へ下山を促す。

八丈富士休憩舎は状況に応じて緊急退避スペースとして活用した後、速やかに閉鎖して避難する。※1

※1 噴火警戒レベル2～はできる限り速やかに施設利用者の安全確保のために下山を促す。施設利用者不在となり次第、八丈富士休憩舎を閉鎖し下山する。

また、突発的な噴火の際には、八丈富士休憩舎は安全な下山ができるまでの緊急退避スペースとして活用する。

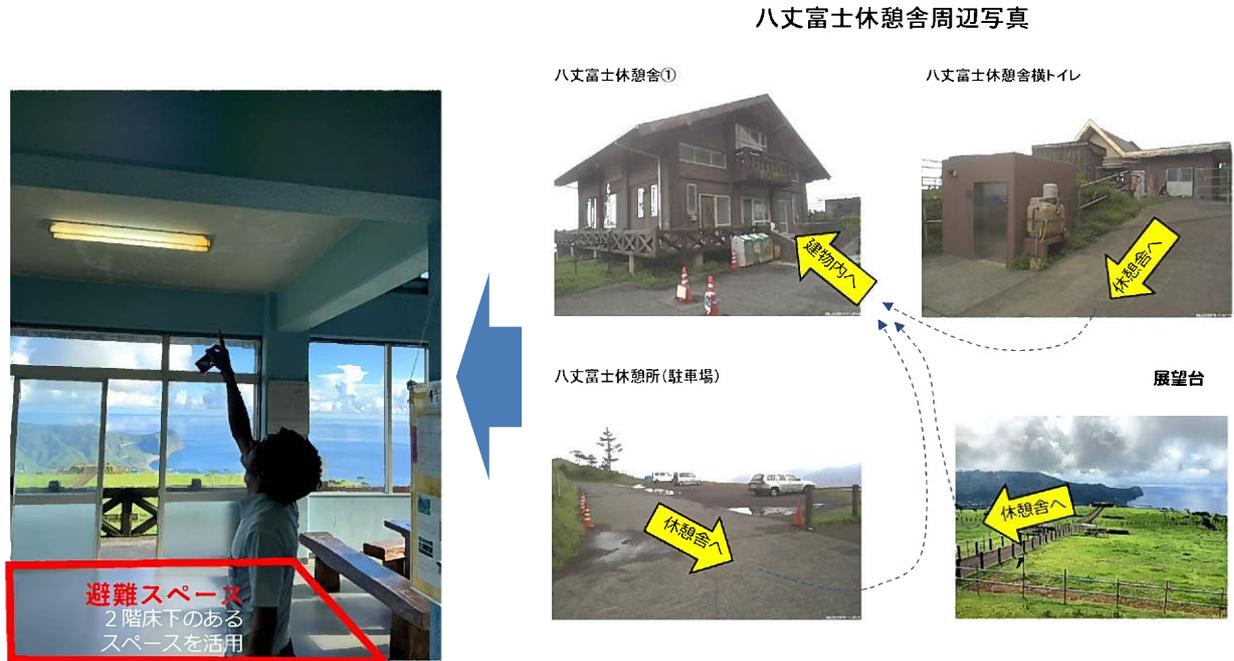
#### イ 避難誘導対応（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

避難誘導の際は、自身の安全を確保しつつ、八丈富士休憩舎の建物の入り口等で、屋外にいる施設利用者に対して、拡声器等で八丈富士が噴火したことを伝え、建物内に入るよう呼びかける。また、建物内にいる施設利用者に対しても、八丈富士が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

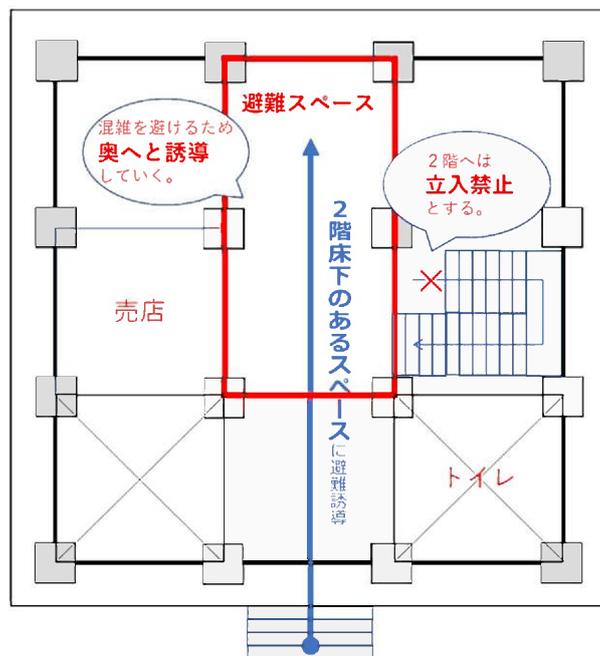
ウ 建物内のより安全な場所への誘導

避難誘導の際は、施設利用者や建物内の緊急退避者に、マスクとヘルメットを配布し、建物内のより安全な場所へ誘導する。

八丈富士休憩舎への経路図を下記に示す。



図一5 建物内のより安全な場所と経路図



図一6 緊急退避スペース（八丈富士休憩舎1階）

エ 緊急避難者状況の把握・整理

避難誘導の際は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を可能な限り把握・整理する。

オ 応急手当の対応

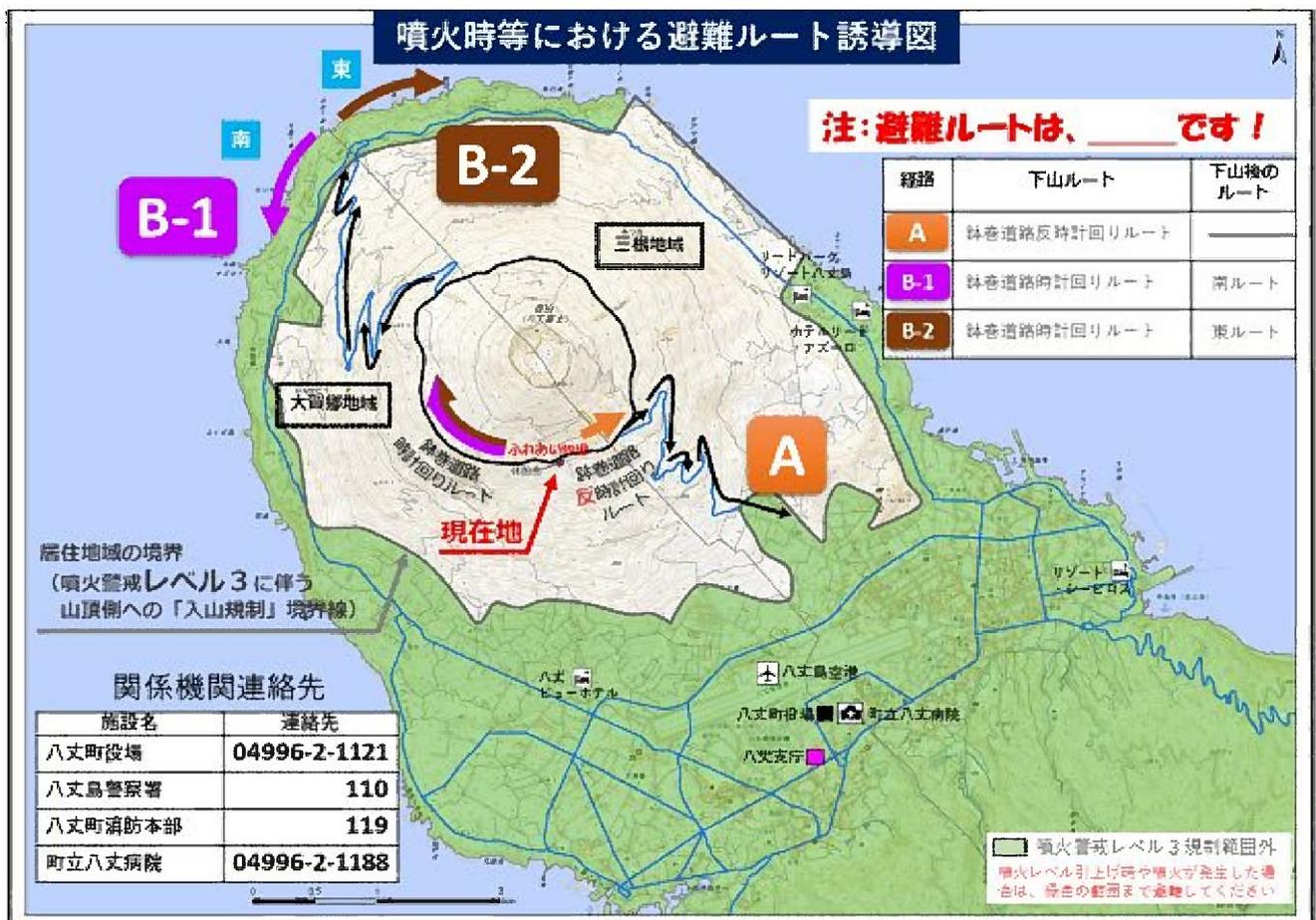
負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。

カ 規制範囲外への避難

緊急退避者等の、規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、八丈町災害対策本部と連絡を取り、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。

規制範囲外の避難先は八丈町災害対策本部の指示する場所とし、規制範囲外への避難経路は下記のとおり経路 A、B-1、B-2 のいずれかを基本とする。

ただし、八丈町災害対策本部の指示があった場合は、この限りでない。



(出典) 地理院地図に町加筆

図一七 避難先と避難経路

規制範囲外への避難手段は、各自の手段での規制範囲外への避難を基本とする。ただし、八丈町災害対策本部から指示があった場合は、この限りではない。

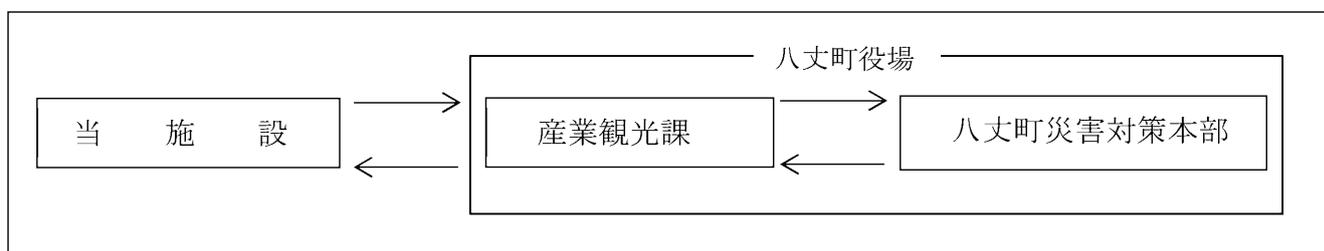
## 5. 2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必

### 要となった場合

#### ア 情報収集・伝達

八丈富士の噴火警戒レベルが2（又は3）に引き上げられたこと、又は立入規制を実施したことについて、八丈町災害対策本部から第一報を受けた場合、直ちに災害対応体制をとる。

その後、八丈町災害対策本部と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。表一5「各施設及び関係機関連絡先一覧」と表一8「参考とすべき情報等（例）」を活用し対応にあたる。



図一8 緊急連絡の流れ

#### イ 避難誘導対応

規制範囲外への避難が必要となった場合、建物内にいる施設利用者や屋外にいる施設利用者、さらには施設周辺に、拡声器などを活用し、噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示が発令され、規制範囲外へ避難が必要なことを伝える。文案を以下に示す。

##### 〈建物内への広報〉

ただ今、八丈富士の噴火警戒レベルが2（又は3）になりました。火口から1km圏に立入規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。

繰り返します・・・

##### 〈施設周辺への広報〉

ただ今、八丈富士の噴火警戒レベルが2（又は3）になりました。火口から1km圏に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。速やかに規制範囲外に避難してください。避難に際しては、八丈町災害対策本部や気象庁等から出される情報に注意してください。

繰り返します・・・

#### ウ 規制範囲外への避難の実施

施設利用者を規制範囲外に避難させるための避難経路を定めておき、避難手段については、各自の手段での避難を基本とする。ただし、八丈町災害対策本部から指示があった場合は、この限りではない。

避難誘導班は、施設利用者の人数や避難の状況などを把握・整理する。

避難手段のない施設利用者がある場合、八丈町災害対策本部との事前の協議に基づいて車両の手配等を要請する。

最後に、建物内に残留者がいないか確認する。

避難経路は、図－7「避難先と避難経路」による。

## 5. 3 臨時の解説情報等が発表された場合

### ア 情報収集・伝達

八丈富士に関する臨時の解説情報が発表されたことを、八丈町災害対策本部からの連絡を受けた場合、直ちに情報収集体制をとる。その後、八丈町災害対策本部と随時、情報収集・伝達を行う。

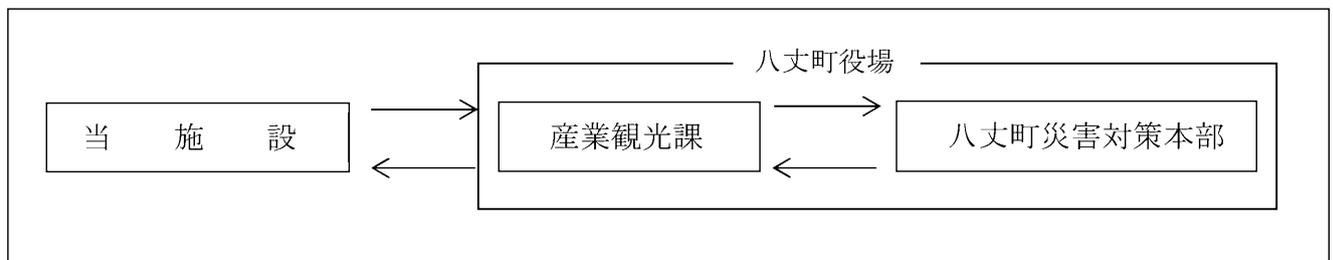
施設内や屋外空間にいる施設利用者に八丈富士の臨時の解説情報が発表されたことを施設内に掲示又は呼びかける。文案を下記に示す。

〈臨時の解説情報が発表された場合〉

ただ今、気象庁から八丈富士に関する臨時の解説情報が出されました。

今後の火山活動や気象庁・八丈町から出される情報にご注意ください。

繰り返します・・・



図一9 緊急連絡の流れ

また、表一5「各施設及び関係機関連絡先一覧」と表一8「参考とすべき情報等（例）」を活用し対応にあたる。

## 6 資器材の配備等（必要な物資等）

情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄物資は、表のとおりである。施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表一6 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材、備蓄物資	設置・保管場所	数 量
情報収集・伝達	テレビ	八丈富士休憩舎	1台
	ラジオ		1台
	インターネット端末		1台
避難・誘導	携帯用拡声器		1機
	ヘルメット		30個
	マスク		30枚
	医薬品		1セット
その他	予備電池		数個
	懐中電灯		5個
	ポータブル火山ガス検知器		1機
	立入り禁止柵	数個	

## 7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察等の必要な措置

### (1) 防災教育・訓練の実施

毎年、従業員を対象に教育を実施するとともに、必要に応じて避難誘導訓練を実施する。  
日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い参加に努める。

### (2) 避難確保計画の見直し

関係機関主催の研修会や防災講演会等を通じて、計画の検証及び見直しを行う。

### (3) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を以下に伝達する。  
気象庁火山監視・警報センター 03-3212-8341（内線4536）

### (4) 施設利用者への情報提供

建物内のより安全な場所・退避経路・避難先等は、必要時に八丈富士休憩舎内に掲示する。

表一 7 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
施設周辺の避難経路・避難先 (噴火時等における避難ルート誘導地図)	掲示 (八丈富士休憩舎 1 階)
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	掲示

## 8 参考資料等

表一 8 参考とすべき情報等（例）

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いと判断されるが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である。（全国版、各地方版）</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である。（全国版）</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	

収集する 情報等	内 容	発表 機関	収集方法
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等



# 八丈島の噴火警戒レベル

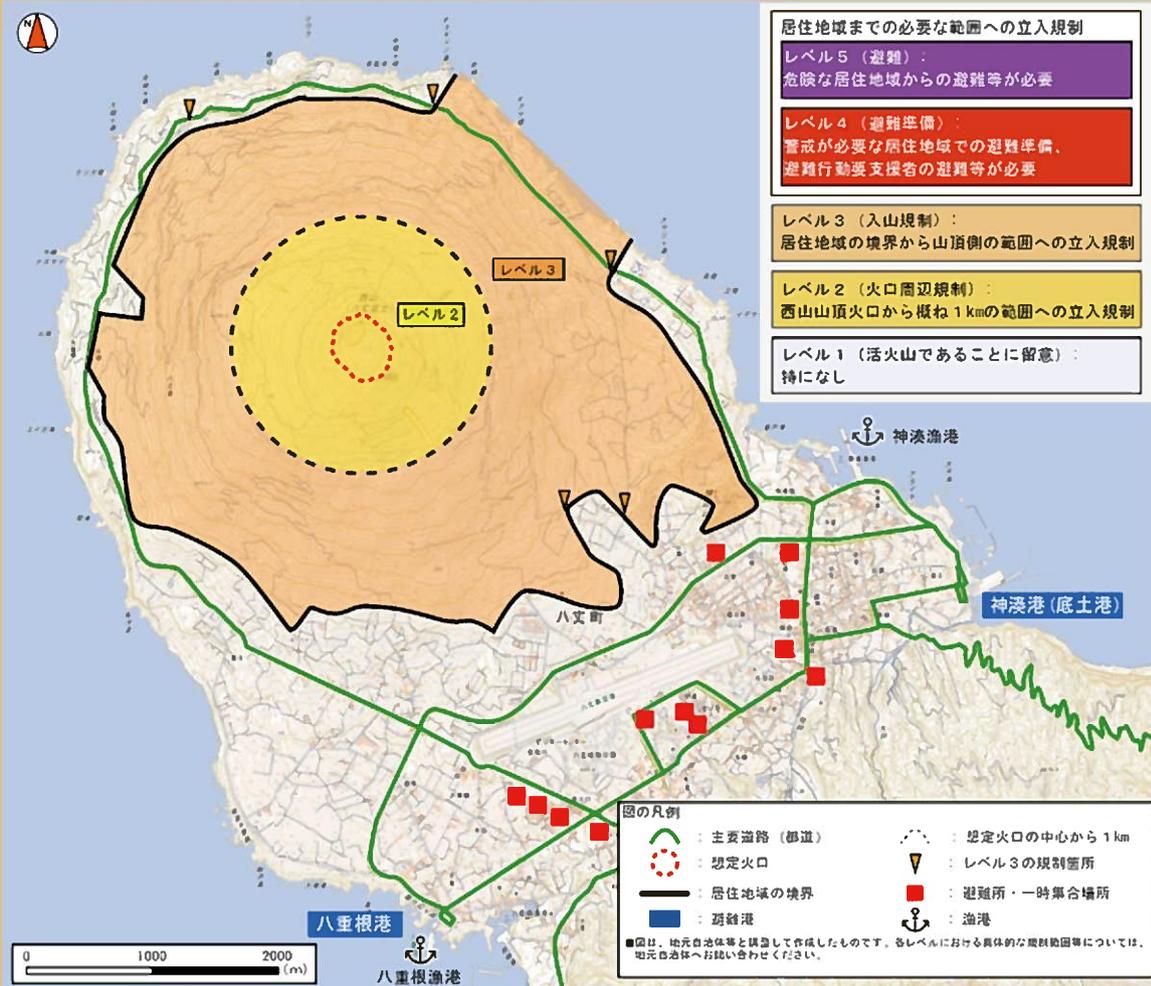
— 火山災害から身を守るために —

## 噴火警報等で発表する噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



### ■八丈島 噴火警戒レベルに則した防災対応



本冊子は、植物油インクを使用しています。



気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター  
 TEL : 03-3212-8341 (内線4536)  
<https://www.jma.go.jp/>  
 ■東京管区気象台 業務課  
 TEL : 042-497-7198  
<https://www.jma-net.go.jp/tokyo/>

図一10 八丈島の噴火警戒レベルに即した防災対応（出典：気象庁資料）



## 八丈島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (カラー)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> <li>●山腹または浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達、あるいは切迫している。 <b>過去事例</b> 1605年：西山南東斜面で噴火、溶岩流</li> </ul>
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達する可能性がある。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> <li>●山腹または浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達する可能性がある。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山頂火口から概ね1km付近まで大きな噴石が飛散する噴火の可能性。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> <li>●山頂火口から概ね1km付近まで大きな噴石が飛散する噴火が発生。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> </ul>
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火の可能性。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> <li>●火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火が発生。 <b>過去事例</b> 有史以降の事例なし</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏、山頂火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。</li> </ul>

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地元自治体にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

図一11 八丈島の噴火警戒レベル (出典：気象庁資料)

# 雄山噴火時等の避難確保計画（案）

特別養護老人ホームあじさいの里

令和〇年〇月

# 目 次

1	計画の目的	1
2	施設の位置	1
3	避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	3
4	防災体制	4
5	情報伝達及び避難誘導	
5. 1	噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	6
5. 2	噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合	12
5. 3	噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	14
6	資器材の配備等	15
7	防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察等	18
8	参考資料	19

## 1 計画の目的

特別養護老人ホームあじさいの里（以下、「当施設」という。）は、三宅村地域防災計画に、活動火山対策特別措置法（以下、「活火山法」という。）第6条に基づく「避難促進施設」として定められていることから、活火山法第8条に基づき雄山噴火時等の避難確保計画（以下、「本計画」という。）を定める。本計画は、当施設の従業員及び利用者（以下、「利用者等」という。）の噴火時における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

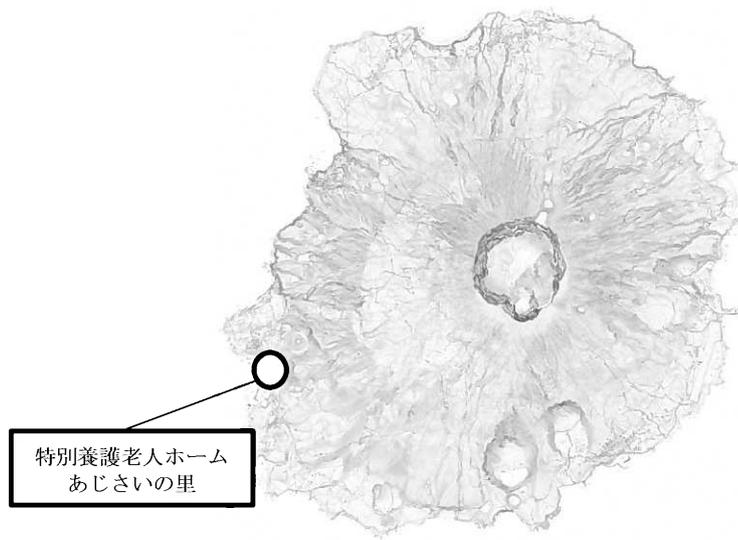
## 2 施設の位置

当施設は、雄山想定火口域から約5kmに位置しており、噴火警戒レベル3（入山規制）の場合は、避難準備、又は島内避難が必要となる。

表一 1 施設の位置

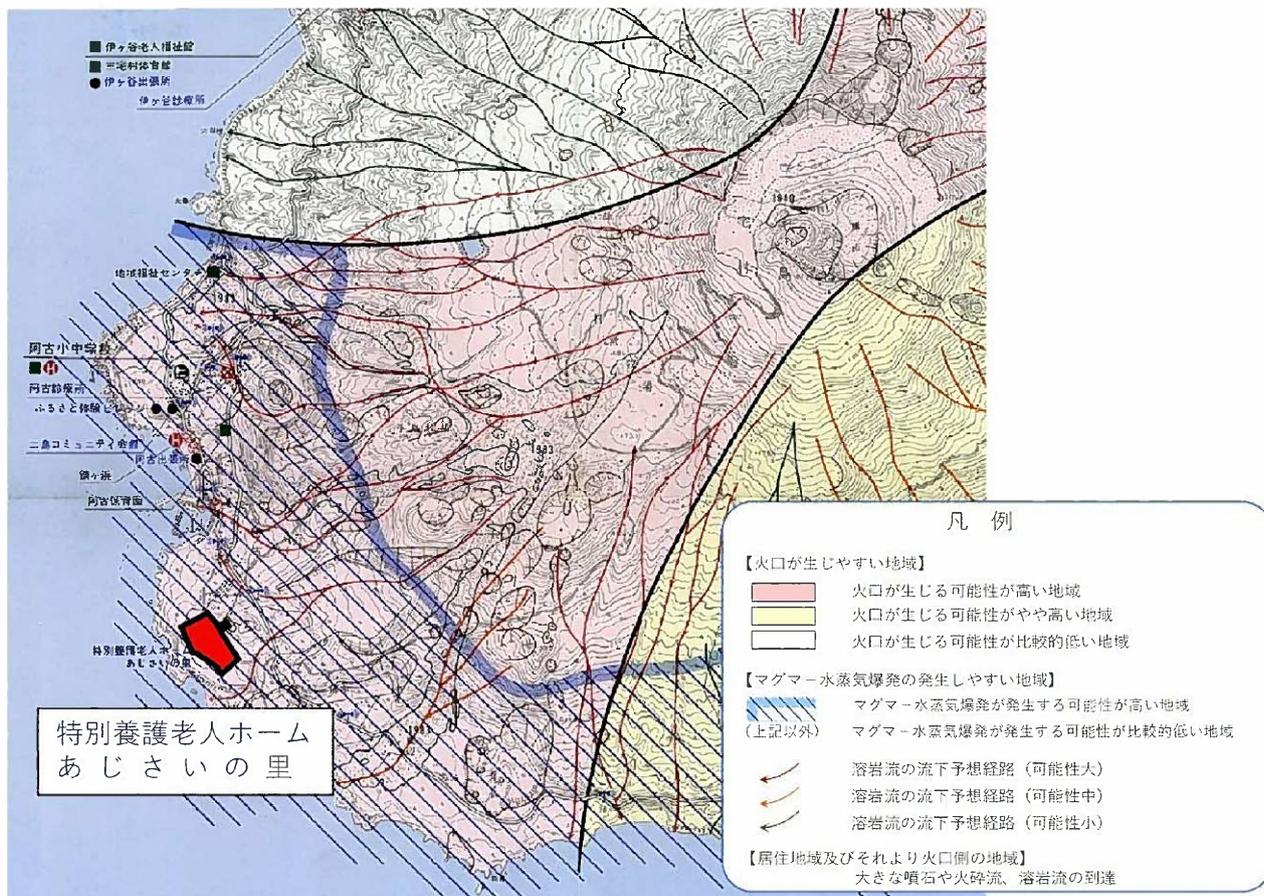
項目		内容
雄山想定火口からの距離		約5km
噴火警戒 レベル	レベル2：火口周辺規制	範囲外
	レベル3：入山規制	範囲外
	レベル4・5：避難準備・避難	範囲内
地区に影響のある火山現象	雄山山頂域からの噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火砕流、火災サージ、火山ガス降灰後の土石流
	雄山山腹域からの噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火災サージ

以下に、施設の位置図を示す。



図一 1 施設の位置図（その1）

## 火山ハザードとの関係



図一 2 施設の位置図 (その 2)

### 3 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として施設に勤務する者、施設の利用者とする。

また、施設周辺にいる者に対しては、実行可能な範囲で避難の確保に努める。

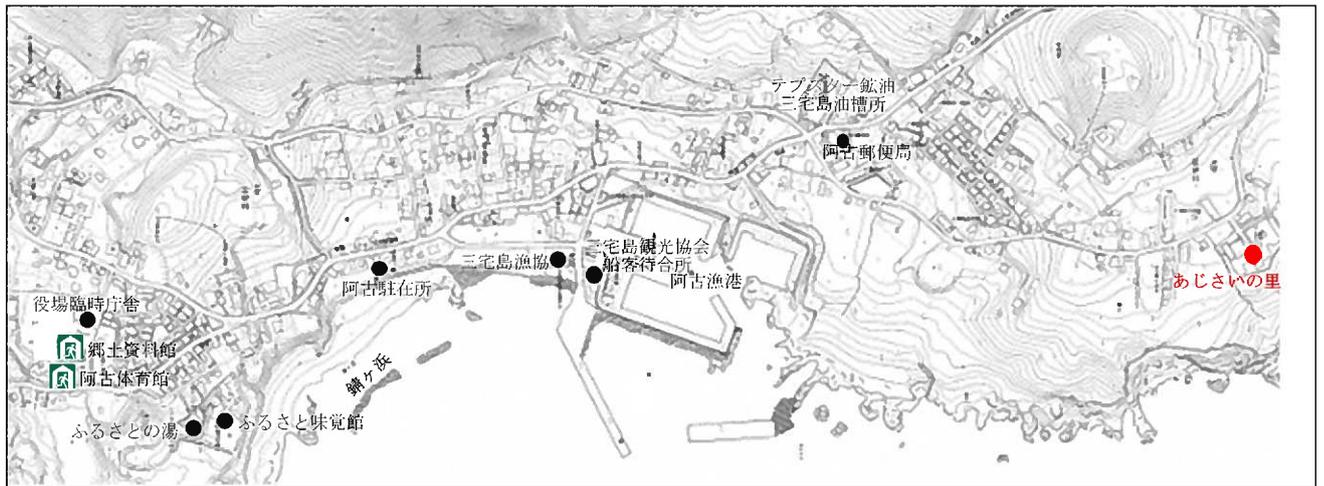
当施設の従業者数、最大利用者数（入居者数及びデイサービス利用者数）、当施設に緊急退避してくる者の想定人数は、以下のとおりである。

表－2 避難を確保すべき対象者数

(日中のピーク) 祝日を含む平日

避難を確保すべき対象			施設周辺にいる 登山者・観光客等 (左記を含まない)
従業者数	入居者数	デイサービス 利用者数	
65人	55人	25人	—

当施設周辺の地図を以下に示す。



図－3 施設周辺の地図（その1）



図－4 施設周辺の地図（その2）

## 4 防災体制

当施設の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

表－3 火山活動状況と体制の関係

状 況	体 制	班組織
噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合	災害対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理者</li> <li>・ 情報班</li> <li>・ 避難誘導班</li> </ul>
噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合		
噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統括管理者</li> <li>・ 情報班</li> </ul>

### 【夜間・休日の防災体制】

夜間や休日など勤務者が少ない時間帯に災害が起きたときの職員への参集については、移動の安全が確保されることを第一条件とし、参集による職員の二次災害を防ぐ。

また、参集が必要であっても限られた人員で複数の職員への連絡に時間を割くことが困難な場合も想定されるため、事前にルールを作り職員と共有する。

○連絡しない

○連絡するが参集を行わない

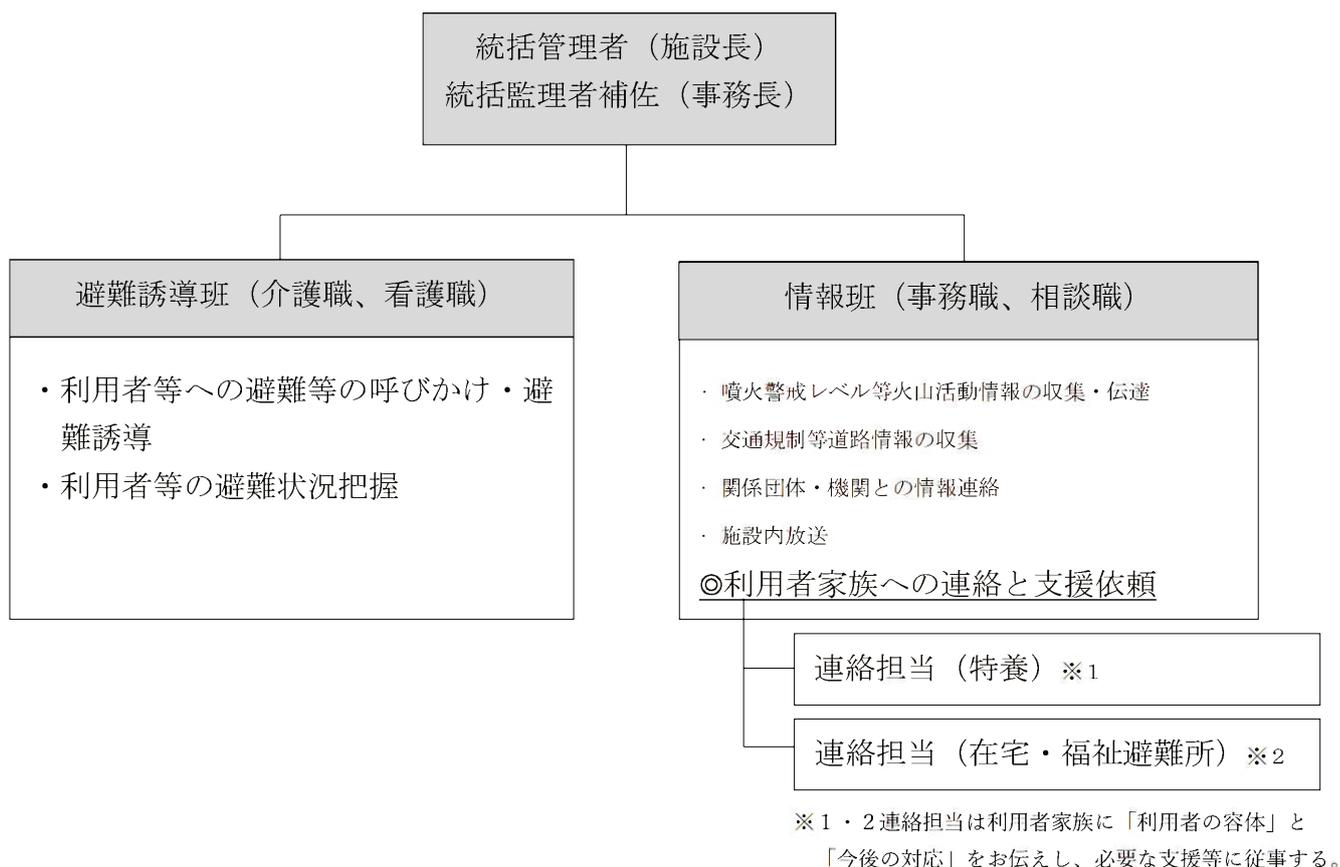
○災害の程度を確認し、安全を確保した後に参集

以上の3パターンを状況に応じて対応する。

災害と地域の状況	火山ガス、火山弾等により屋外に出ること自体が危険	火山灰等により視界がなく移動が困難	自宅が避難勧告地域にあり職員が避難している	通信網のダウンのため連絡できない
休日	参集指示しないが施設の状況は緊急連絡網により共有	同左	同左	回復したら参集指示(但し移動の安全を確認)
夜間	参集せず緊急連絡も行わず(利用者の安全確保を優先)	同左	同左	回復したら参集指示(但し移動の安全を確認)

## 【当施設の体制】

- ・統括管理者を日中は、施設長、夜間は当直管理人とし、以下の体制をとり災害対応にあたる。
- ・統括管理者が不在の場合には、次級者が代理となる。  
⇒統括管理者（施設長）の不在時の代決順位は以下とする。  
第一代理者：事務長 ⇒ 第二代理者：事務主任 ⇒ 第三代理者：事務副主任



図－5 体制図

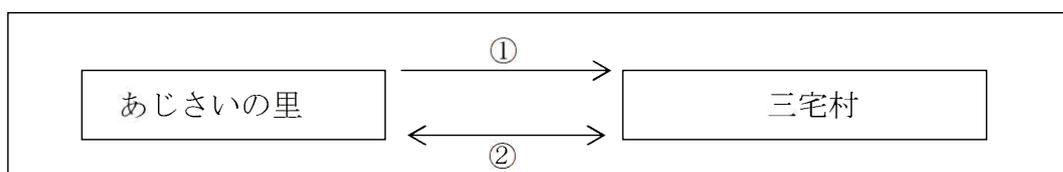
上記の職種にあたらぬ者（調理主任、栄養士、調理員、運転手、清掃員、洗濯員、宿直員）は、統括管理者の指示を受け対応する。（状況が混乱している場合や特段の指示がない場合は利用者対応を優先する）

## 5 情報伝達及び避難誘導

### 5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合

#### ア 情報収集・伝達

- ①雄山の噴火の発生を認知した場合、直ちに災害対応体制を取るとともに、三宅村に噴火発生の実態や災害対応体制を取ったことを伝達する。
- ②その後も継続して三宅村と連絡を取り合い、情報の共有を行う。  
共有する情報は、以下のとおり。
  - ・施設が把握している火山活動の状況
  - ・利用者等の避難状況、被災状況（負傷者数等）
  - ・施設及び周辺の被害状況
  - ・気象庁等から得られる今後の火山活動の推移等
  - ・規制範囲外又は島外への避難実施のタイミング※※避難実施のタイミングは、以下の施設のポイントを随時、三宅村に報告し、適切な判断を仰ぐ。



図一6 緊急連絡の流れ

#### 【すぐに規制範囲外又は島外避難を要せず、当面の間施設内で事業継続をする場合】

三宅村等との情報共有のポイント

- 1, 看取り介護の利用者の容体
- 2, 体調不調の利用者の状況（中央診療所への受診の必要性の有無）
- 3, ライフライン（電気、水、燃料）の持続性
  - \*燃料はプロパンガスと灯油を業者が定期的に納品しているので航路や道路が途絶えると調理、入浴が対応できなくなる。
- 4, 食材の確保期間の把握
- 5, 職員の参集と勤務継続の状況（夜勤を含めたシフト維持ができるかどうか  
⇒家庭状況により参集できない職員）
- 6, 紙おむつ、デスポ手袋等介護材料の在庫状況等がある。

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表一４ 各施設及び関係機関連絡先一覧

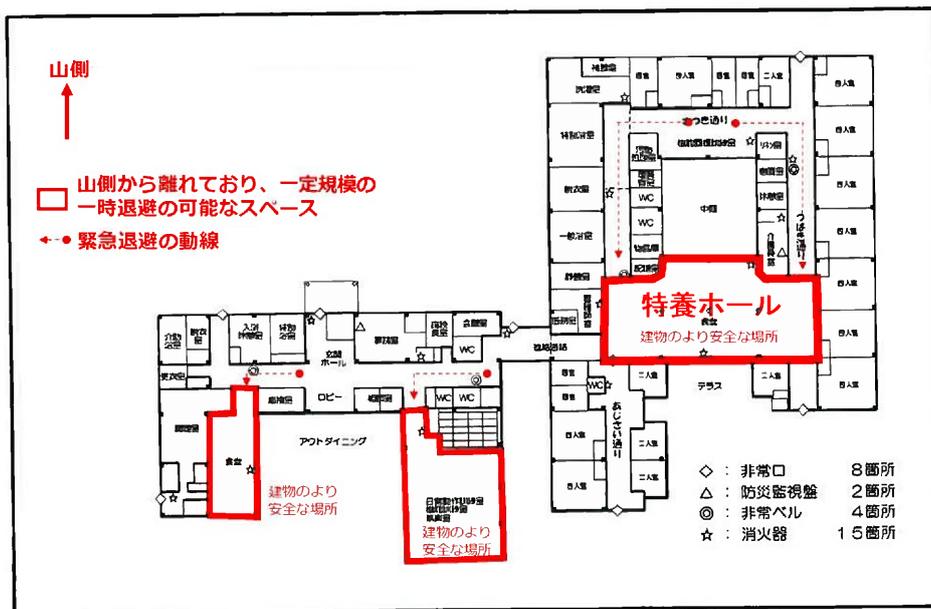
分類	業種	施設名	連絡先
連絡先 (外部機関との窓口)	行政機関	三宅村役場	総務課防災危機管理係 福祉健康課福祉係
		東京都三宅支庁	
参考 (防災対応では、連絡をとる必要はないが、知っておくべき関係機関)	その他関係機関	気象庁火山防災連絡事務所	(不在時は本庁へ転送)
		三宅村消防本部	
		三宅島警察署	

イ 避難誘導対応（屋外から屋内への緊急退避の誘導等）

避難誘導班は、自身の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用者等に対して、拡声器等で雄山が噴火したことを伝え、建物内に入るよう呼びかける。また、建物内にいる利用者等に対しても、雄山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。

ウ 建物内のより安全な場所への誘導

避難誘導班は、利用者や建物内の緊急退避者に、マスクとヘルメットを配布し、即時着用を指示するとともに、建物内のより安全な場所（基本的に特養ホール。緊急退避者が入りきれない場合には、デイサービスへ誘導する。



図一七 建物のより安全な場所と経路図

## エ 緊急避難者状況の把握・整理

避難誘導班は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、緊急退避者の状況を可能な限り把握・整理する。

表一5 退避状況整理様式

整理様式					〇〇年〇月〇日
					〇〇 : 〇〇現在
緊急退避者数			うち負傷者数	備考	
利用者	従業員等	合計			

## オ 応急手当の対応

負傷者に対しては、可能な限り応急手当を行う。

## カ 規制範囲外又は島外への避難（避難指示のケース）

### （ア）入所者のトリアージ

三宅村より避難指示が発令された場合は、職員は直ちに、「避難（移送）トリアージ基準」に従い、トリアージを行い、準備と対応を行う。

### 避難（移送）トリアージ基準

要避難3（最優先）：常時全介護が必要な者、看取り介護、医療を必要とする者。

指示の入らない身体レベルの高い認知症の者。

負担のない移送方法（救急車、リフト車）により近隣の場所が望ましいが、長時間の場合は配慮が必要な者。マンツーマンの介護者の付添が常時必要。

要避難2：比較的体調やメンタルが安定し、車椅子のまま乗車可能なリフト車又は普通車にトランス乗降が可能な者。

要避難1：歩行又はある程度の距離の介助歩行が可能な、比較的自立度が高く移送を待つことができる者。長時間の移動に耐えられる者（緊急性が低い）。普通車や乗り合いバスによる移送が可能（ただし見守り者は必要）

### （イ）移送方法等の検討

避難誘導班（介護職、看護職）は、利用者等の移送に係る支障を少しでも軽減するため、前（ア）のトリアージ結果に基づき、

- ①施設から避難所等への陸上移送方法（救急車、リフト車、普通車、又はバス）
- ②三宅島から内地への移送方法（ヘリコプター又は船）

③内地での受け入れ施設（病院又は特養ホーム）の種別及び施設までの移送方法の留意事項について検討を行い、統括管理者に報告する。

#### (ウ) 情報提供書の活用

移送には、警察、消防、村職員の支援も仰ぎ、予め用意してある「移送する高齢者の情報」＝「情報提供書」※を支援者に渡し、個人情報の取扱いに注意し、「情報提供書」を生かした個別対応を移送者と受入施設職員が行えるようにする。

※「情報提供書」とは、

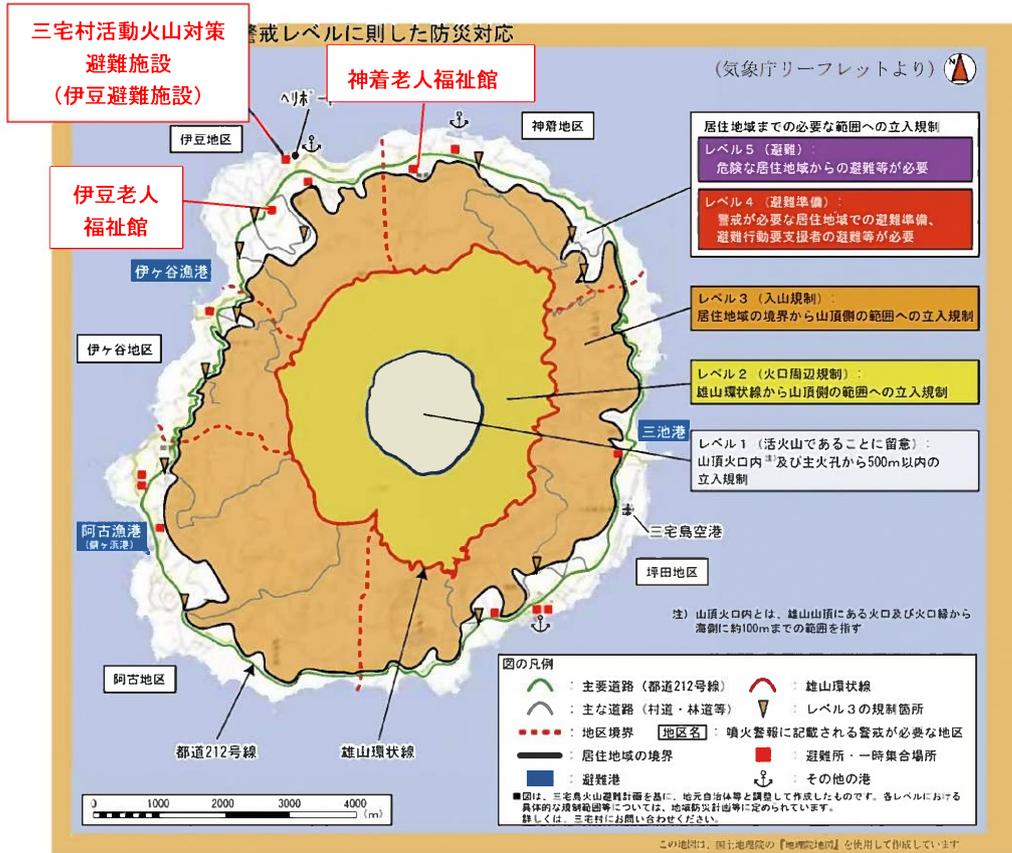
- 1) 性別、年齢
- 2) 家族の連絡先
- 3) 要介護度、認知の有無、既往症、服薬内容と持参の有無、感染症
- 4) 移動手手段：独歩（杖の有無）、歩行器、車椅子、ストレッチャー  
食事、排泄の方法
- 5) 介護上の留意点
  - ・障がい面：高次脳機能障害、反側空間失認等
  - ・コミュニケーション：失語症、構音障害等
  - ・メンタル面：認知症等
  - ・食事：嚥下機能、糖尿病等
  - ・排泄：腎盂腎炎、膀胱炎、人工肛門、人工膀胱等
  - ・入浴：皮膚トラブル等
  - ・睡眠：コール対応
  - ・歩行面：膝折れの有無

#### (エ) 避難先

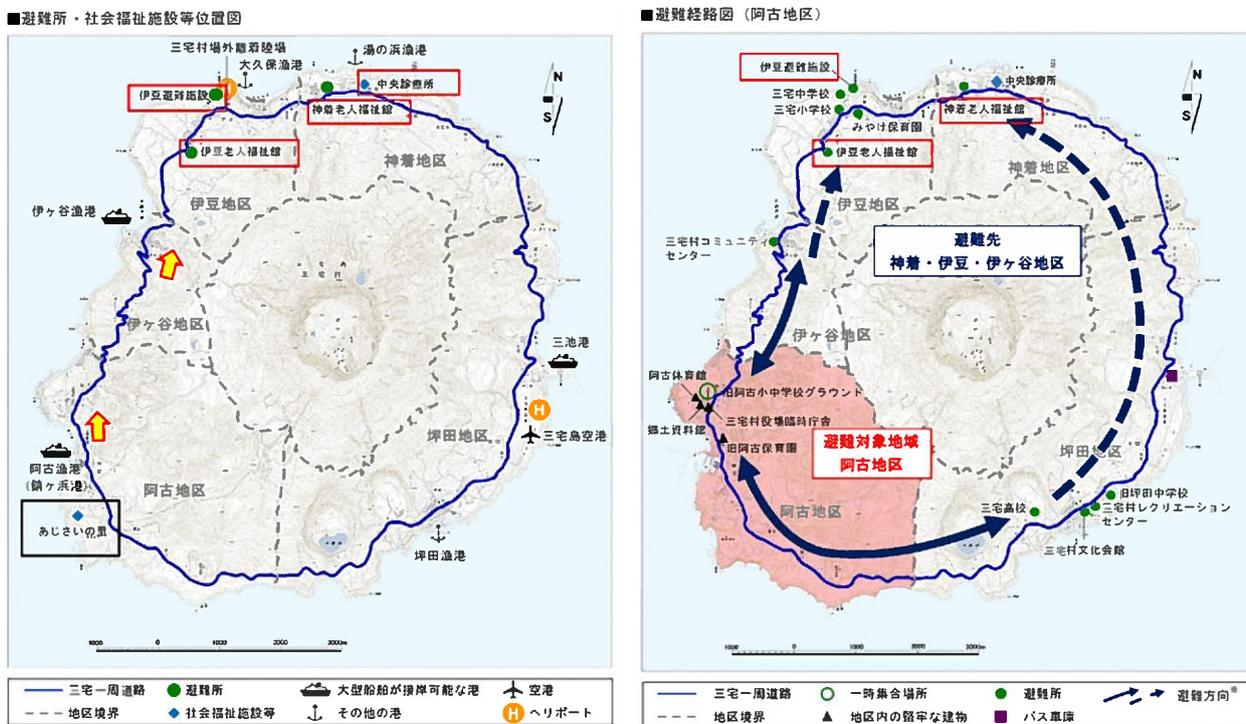
避難先は三宅村活動火山対策避難施設（伊豆避難施設）、神着老人福祉館、伊豆老人福祉館を基本とし、避難先への避難経路は下図のとおりとする。

#### (オ) 島外避難

三宅村役場の指示に従い、各避難所（避難していない場合は各施設）から避難港（三池港、阿古漁港（錆ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港）又はヘリポート（三宅島空港、三宅村場外離着陸場）へ移動し、島外に避難する。



図一8 避難先と避難経路 (その1)



図一9 避難先と避難経路 (その2)

## キ 避難準備

三宅村役場より避難の前段階である避難準備が発令された場合は、今後の火山現象の活発化に備え、下記の避難の準備を行うとともに、火山に関する情報の収集に努める。

### (ア) 施設が行う避難準備

- ・ 家族、親戚等への連絡
- ・ 情報提供書の準備
- ・ 入院セット（着替え、洗面用具、薬、義歯用の容器や保存液）の備蓄倉庫からの搬出
- ・ 利用者等が個々に必要な以下の日用品等について、必要数量の確保
  - ・ 日用生活品
  - ・ 介護材料
  - ・ 自助具
  - ・ 紙おむつ
  - ・ トレーニングパンツ
  - ・ とろみアップ
  - ・ マスク
  - ・ 手指消毒剤
  - ・ デイスポ手袋
  - ・ ホカロン
  - ・ 冷却剤 等

### (イ) 入所者又はその家族が行う避難準備

- ・ (ア) に係る準備に対する協力
- ・ 持ち出し用品の確認

## 5. 2 噴火警戒レベルの引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合

### ア 情報収集・伝達

- ①雄山の噴火に伴い三宅村から避難の勧告・指示があった場合や雄山の噴火警戒レベルが4以上に引上げられた場合、直ちに災害対応体制をとる。
- ②その後、三宅村と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の実施について協議を行う。表-4「各施設及び関係機関連絡先一覧」と表-8「参考とすべき情報等（例）」を活用し対応にあたる。

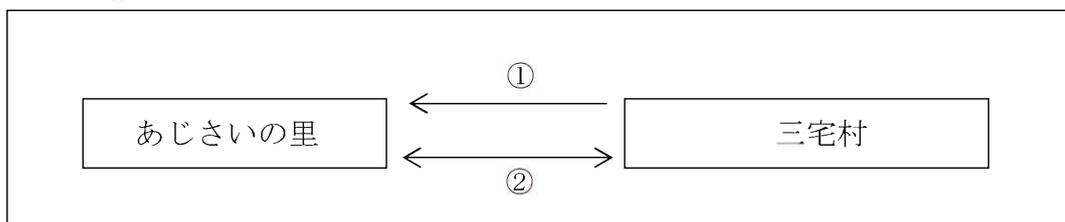


図-10 緊急連絡の流れ

### ③職員及び入所者への情報伝達

避難が必要となった場合、統括管理者は職員や入所者に噴火警戒レベルが引き上げられたことや、避難勧告・避難指示が発令され、規制範囲外（状況により島外）へ避難が必要なことを伝える。

#### (ア) 職員への周知

##### 〈職員への説明〉

ただ今、雄山の噴火警戒レベルが4に上がり、火口から居住地域までの必要な範囲に立入規制がかかりました。当施設も規制範囲に含まれます。

各利用者様の避難方法については、避難誘導班の係員の指示に従ってください。

#### (イ) 入所者への周知

##### 〈入所者への（各職員からの）説明〉

案1. 「雄山が噴火したので、これから〇〇へ、皆さんと一緒に逃げます」

案2. 「雄山が噴火しました。ここにいるとあぶないので、一緒に避難しましょう。」

### イ 避難誘導対応（規制範囲外又は島外への避難の実施）

三宅村から避難の勧告・指示があった場合や雄山の噴火警戒レベルが4以上に引上げられた場合には、5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合の「規制範囲外又は島外への避難」の対応要領に準じて行動する。

## 【当施設の避難対応の目安（参考）】

噴火警戒レベルと避難対応の目安【三宅島火山避難計画に加筆】

(1) 噴火警戒レベル 1

火口内および近傍の立入規制を行う。

施設…通常どおり

(2) 噴火警戒レベル 2

雄山環状線から山頂側の範囲の立入規制を行う。

施設…情報収集、情報共有

(3) 噴火警戒レベル 3

居住地域の境界から山頂側の範囲の立入規制を行う。

(山頂) 噴火の可能性がある場合は、避難行動要支援者の避難準備を行う。

施設…避難準備

(山頂) 噴火が発生した場合は、避難行動要支援者の島内避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

施設…規制範囲外避難

(4) 噴火警戒レベル 4

ア 山頂噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

施設…島外避難

イ 山腹噴火

噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島内避難又は島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

施設…規制範囲外又は島外避難

(5) 噴火警戒レベル 5

ア 山頂噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者・来島者の島外避難を行う。

施設…島外避難

イ 山腹噴火

噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者の島内避難又は島外避難、来島者の島外避難を行う。

施設…規制範囲外又は島外避難

## 5. 3 噴火警戒レベルの引上げ等があっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合

### ア 情報収集・伝達

- ①三宅村から雄山の噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられたこと、立入規制が実施されたこと、もしくは臨時の解説情報が発表されたことの連絡を受け、避難準備等を発令された場合は、情報収集体制をとる。
- ②その後、三宅村と随時、情報収集・伝達を行う。

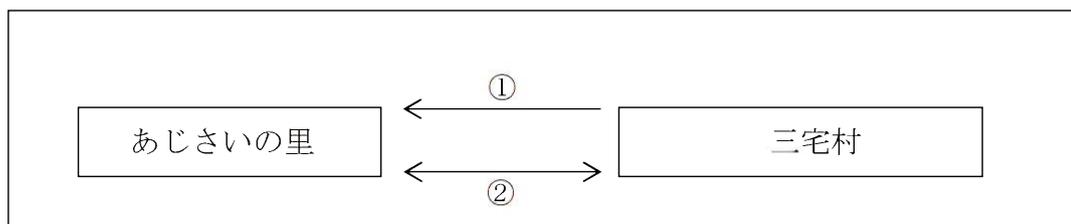
施設内や屋外空間にいる利用者等に雄山の噴火警戒レベルが引き上げられたことや立入規制が行われたこと、臨時の解説情報が発表されたことを呼びかける。文案を下記に示す。

〈噴火警戒レベルの引上げや規制が実施された場合〉

ただ今、雄山の噴火警戒レベルが3に上がり、火口から2km圏に立入規制がかかりました。居住地域の境界から山側には入らないでください。  
なお、当施設は、規制範囲の外に位置しています。  
また、今後の火山活動や気象庁・三宅村から出される情報にご注意ください。繰り返します・・・

〈臨時の解説情報が発表された場合〉

ただ今、気象庁から雄山に関する臨時の解説情報が出されました。  
今後の火山活動や気象庁・三宅村から出される情報にご注意ください。  
繰り返します・・・



図一11 緊急連絡の流れ

また、表一4「各施設及び関係機関連絡先一覧」と表一8「参考とすべき情報等（例）」を活用し対応にあたる。

### イ 避難準備

三宅村から避難準備の発令があった場合には、5. 1 噴火警戒レベルの引上げ等がなく立入規制等がない中で、突発的に噴火した場合の「キ 避難準備」の対応要領に準じて行動する。

## 6 資器材の配備等

情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備、資器材、備蓄物資は、表のとおりである。施設従業員は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表一6 保有設備・資器材、備蓄物資一覧

備蓄種目	備蓄品名	設置・保管場所	数 量
非常用電源	発電機	機械室	2基
食料・飲料水	飲料水 (1.5ℓ)	防災倉庫	328本 (492ℓ)
	飲料水 (2ℓ)		204本 (408ℓ)
	アルファ化米 (白飯)		1箱
	アルファ化米 (梅じゃこご飯)		1箱
	レトルトご飯 (調理用加熱剤、のり、スプーン付)		480食
	おかゆ		205食
	マフィン缶・パン (2個入)		48缶
	パン粥ミックス		4袋
	豆腐丼・玉子丼		120食
	クリームシチュー		10缶
	まぐろ浅炊き		45袋
	さんま・さば缶		110袋
	ペースト食 (みそ煮・カレー・シチュー等)		140袋
	ほたてのテリーヌ		15個
	玉子豆腐		20個
	りらく 切千大根の煮物		3袋
	りらく きんぴらごぼう		15袋
	大学芋 (ペースト)		20袋
	きんぴらごぼう (ペースト)		20袋
	梅干 (ペースト)		4本
	フルーツ缶詰 (みかん・桃)		20缶
	果物ペースト食 (バナナ・白桃)		4袋
	みそ汁 (油揚げ等)		250袋
	オニオンスープ		5缶
	豚汁・けんちん汁		12缶
	サバイバルフーズ		180食

備蓄種目	備蓄品名	設置・保管場所	数 量
食器類	電子ジャー（3升用/保温専用）		1個
	大鍋（直径40cm）		1個
	小鉢		56個
	茶碗		52個
	皿		57枚
	発泡どんぶり（大・小）		2,500個
	発泡パック・弁当箱		1,240個
	ペーパーボウル（大・小）		2,900個
	スプーン（木製・プラスチック）		1,253本
	フォーク（木製・プラスチック）		300本
	割り箸		1,200本
	紙コップ（230ml、150ml）		3,000個
医療・救護	組立式トイレ	備蓄倉庫	2組
	組立式ベッド		1組
	非常用持出袋		25袋
	給水用ポリタンク（20ℓ）		15個
照明・その他	安全キャンドル		22個
	非常用ローソクセット（壁掛式）		20個
	ハロゲン投光器（300W・三脚）		2台
	延長コードリール（30m）		1台
	ストレッチャー		1台
	カセットコンロ		2個
	カセットガス（250g）		14缶
避難・救助	非常用持出袋	事務室	4袋
	ヘルメット		12個
	救急箱		1箱
照明・情報	ヘッドランプ		10個
	強力ライト		4個
	拡声器		2台
	手回し充電ラジオ		2台
	乾電池（単1形）		12本
	乾電池（単2形）		10本
	乾電池（単3形）		10本
	乾電池（単4形）		50本
避難・救助	非常用持出袋	介護員室	13袋
	ヘルメット（職員用）		16個

備蓄種目	備蓄品名	設置・保管場所	数 量
	防災頭巾（入所者用）		56枚
	救急箱		1個
	ヘッドランプ		10個
	拡声器		1台
	ヘルメット（職員用）	デイルーム	7個
	防災頭巾（入所者用）		25枚
	救急箱		1箱
	ヘルメット（職員用）	医務室	1袋
	防災頭巾（入所者用）		4個
	救急箱		1箱
	ヘッドランプ		1個
	ヘルメット（職員用）	調理室	7個
	非常用ガスコンロ		3台
	救急箱		1箱
照明・情報	強力ライト		2個

## 7 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察等

### (1) 防災教育・訓練の実施

毎年、従業員を対象に教育を実施するとともに、避難誘導訓練を実施する。必要に応じて、利用者等に訓練への参加を呼び掛ける。訓練の結果は、三宅村に報告する。日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い参加に努める。

### (2) 避難確保計画の見直し

毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。計画の内容を見直した場合は、三宅村に報告（提出）する。

### (3) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を三宅村に伝達する。

### (4) 利用者への情報提供・啓発

建物内のより安全な場所・退避経路・避難先等を館内に掲示する。

表一 7 情報掲示内容等一覧

情報内容	周知方法
建物内のより安全な場所・避難経路	掲示
施設周辺の避難経路・避難先	掲示
噴火時の心得、行動のしかた	掲示
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	掲示
火山防災マップ <sup>o</sup>	掲示と配布
火山に関するパンフレット・資料等	掲示と配布

## 8 参考資料

表一 8 参考とすべき情報等 (例)

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である。（全国版、各地方版）</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である。（全国版）</p>		

収集する情報等	内 容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報である。		
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の3種類の情報として発表する。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	

収集する 情報等	内 容	発表 機関	収集方法
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難勧告・避難指示	避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを促すために発令される。 避難指示は、より危険が切迫している場合に、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立ち退きを指示するために発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

# 三宅島の噴火警戒レベル

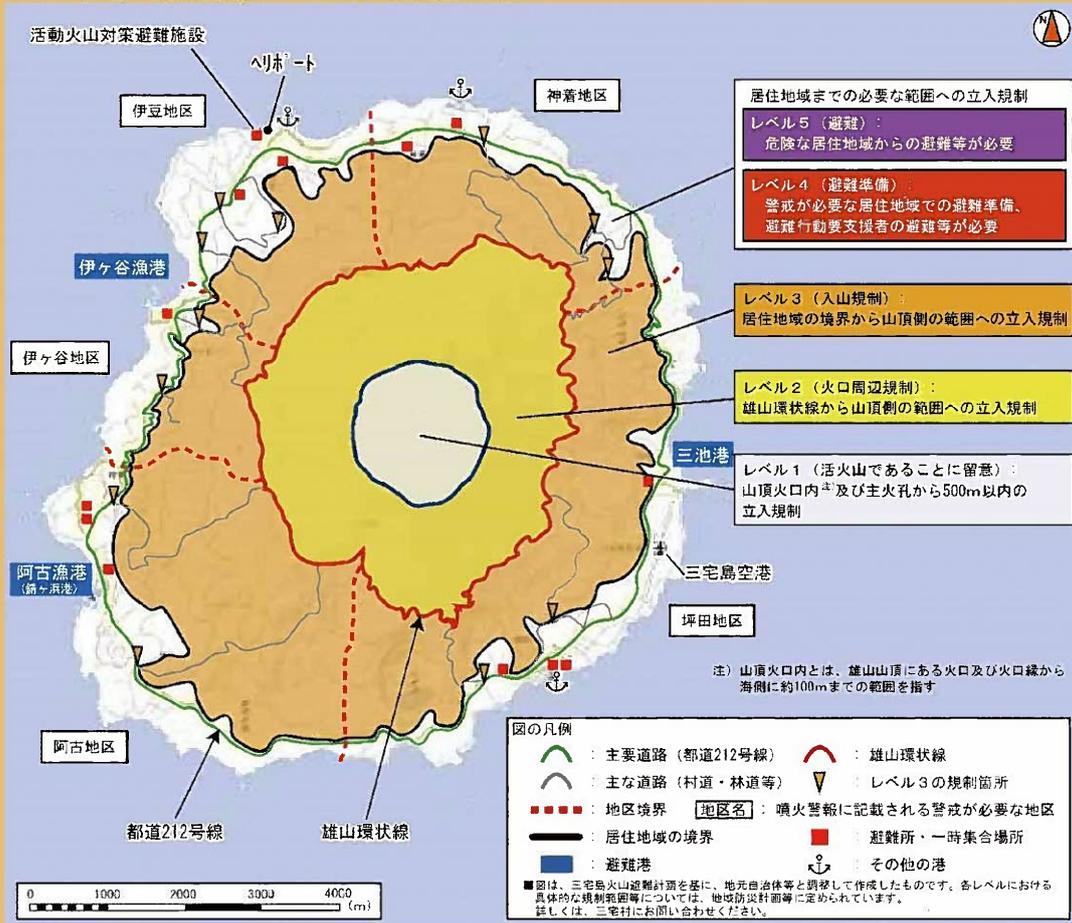
— 火山災害から身を守るために —

## 噴火警報等で発表する噴火警戒レベル

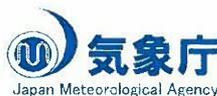
- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



### ■三宅島 噴火警戒レベルに則した防災対応



三宅島産地産品インクを使用しています。



問い合わせ先

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター  
 TEL: 03-3212-8341 (内線4536) <https://www.jma.go.jp/>  
 ■東京管区気象台業務課 TEL: 042-497-7198  
<https://www.jma-net.go.jp/tokyo/>  
 ■三宅島火山防災連絡事務所 TEL: 04994-5-0980  
[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/rovdm/miyakejima\\_rovdm/miyakejima\\_rovdm.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/rovdm/miyakejima_rovdm/miyakejima_rovdm.html)

図-12 噴火警戒レベル表 (表面)



## 三宅島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (レベル)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震多発等により、居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火が切迫。</li> </ul> <p><b>過去事例</b></p> <p>2006年6月26日19時30分頃～：島内で浅い地震が多発、傾斜変動 1983年10月3日13時58分頃～：島内で浅い地震が多発 1962年8月24日噴火の2時間前～：火山性微動発生、次第に振幅増大 1940年7月：12日の噴火の数日前から地震発生 <ul style="list-style-type: none"> <li>●噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫、または多量の火山ガス放出により、居住地域に重大な影響を与える状況が継続。</li> </ul> <p><b>過去事例</b></p> <p>2006年9月中旬～2005年1月：多量の火山ガス放出継続 2006年8月29日：低部火砕流が島北部の居住地域に到達 2006年8月18日：山頂噴火により、居住地域まで大きな噴石が飛散の可能性(その後の調査でレベル4に下げる) 1983年10月3日：15時23分頃、南西斜面で噴火。16時30分頃、新降池、新島付近で噴火。17時13分頃、溶岩流が居住地域(阿古の都道)に到達 1962年8月24日：北東山頂で噴火、溶岩流が岩岸に到達 1940年7月12日：北東山頂で噴火、溶岩流が居住地域に到達  </p></p>
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山頂火口の噴火活動の高まりなどにより、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火に発展する可能性。</li> </ul> <p><b>2000年噴火の事例</b></p> <p>8月10日：噴火</p>
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域の境界から山頂側への立入規制等。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山頂火口の噴火の拡大等により、居住地域近くまで大きな噴石を飛散させるような噴火に発展する可能性。</li> </ul> <p><b>2000年噴火の事例</b></p> <p>7月14日～15日：噴火 <ul style="list-style-type: none"> <li>●山頂火口で、居住地域近くまで大きな噴石が飛散する噴火が発生。</li> </ul> <p><b>過去事例</b></p> <p>明確な記録なし。</p> </p>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山頂火口で小噴火が発生する可能性。</li> </ul> <p><b>過去事例</b></p> <p>2006年8月23日：ごく小規模噴火、降下火砕物あり <ul style="list-style-type: none"> <li>●山頂火口で、雄山環状線内側に大きな噴石が飛散する小噴火が発生。</li> </ul> <p><b>過去事例</b></p> <p>1940年7月14日朝～：噴火</p> </p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏、状況により山頂火口内に影響する程度の噴火の可能性。</li> </ul>

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

※各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められています。

詳しくは、三宅村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

図-13 噴火警戒レベル表(裏面)